

会 議 録

会議の名称	つくば市上下水道審議会（下水道事業 第4回）
開催日時	令和7年5月16日 開会 10:00 閉会 12:10
開催場所	つくば市役所2階 202会議室
事務局（担当課）	上下水道局下水道総務課
出席者	委員 白川直樹委員（会長） 加納誠介委員、中村道子委員、皆川幸枝委員、 阿久津裕子委員、高田佳恵子委員、平井美季委員、 瀧田風歌委員、宮武晃司委員、竹内秀治委員、 柏崎元治委員、安正弘委員
	事務局 上下水道局長 木村、 上下水道局次長 渡辺、 下水道総務課長 桜井、上下水道業務課長 小川、 下水道工務課長 富田、 下水道総務課課長補佐 山下、下水道総務課係長 荒木、 下水道総務課主任 土田、下水道総務課主事 藤井、 下水道総務課係長 佐伯、下水道総務課主任 飯竹、 下水道工務課課長補佐 青柳、下水道工務課係長 加納、 下水道工務課係長 小松、下水道工務課係長 橋本、 上下水道業務課課長補佐 栗原、上下水道業務課係長 大浦、 水道総務課課長 水橋、水道総務課課長補佐 石渡
欠席者（委員）	三宮武委員（副会長）、五頭泰誠委員、高野文男委員

公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由			
議題	・下水道使用料の改定について		
会議録署名人	平井美季委員 瀧田風歌委員	確定年月日	令和7年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 使用料体系の検討（資料1～3） 3 その他 4 閉会		

1 開会

事務局（桜井課長）：本日はご多忙のところ、ご参集いただき、誠にありがとうございます。ただいまから、つくば市上下水道審議会下水道事業第4回を開催いたします。進行を務めます、つくば市上下水道局下水道総務課課長の桜井です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

第4回目の本日は、使用料体系とその検討パターンについてのご説明となります。

なお、委員の皆様への資料送付がシミュレーション等により時間を要しまして、直前となってしまいましたことをお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

本日の配付資料につきましては、次第裏面の資料1の通りです。不足等ございましたらお申しつけください。

また、茨城県流域下水道事務所長の人事異動に伴い、今回から、磯野委員から安委員に交代しております。委嘱状につきましては机上に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本日欠席の委員を申し上げます。三宮委員、高野委員、五頭委員の3名でございます。

続きまして、新年度となり、人事異動がありましたので、上下水道局長から事務局職員の紹介をさせていただきます。局長よろしく願います。

事務局（木村局長）：改めましておはようございます。上下水道局長の木村と申します。よろしくお願いいたします。

初めて出席される委員さんもいらっしゃいますので、本日出席しております職員を紹介させていただきます。

〔事務局職員紹介〕

ここからは、つくば市上下水道審議会条例第5条第2項に基づき、議長である白川会長に進行をお渡しします。白川会長、よろしくお願いいたします。

白川会長：本日もよろしく申し上げます。本日は、様々なパターンを事務局の方から用意していただいていますので、できるだけここから絞って行って、できれば1つの基準となる案を決めて、次回はそれを微調整するというようなところまで持っていければと考えております。よろしく申し上げます。

それでは会議を開始したいと思います。開始にあたり、幾つかの確認事項をお伝えします。

まず本日の出席委員数は、現在12名です。半数以上に達していますので審議会を開会いたします。議事録作成のため録音をしています。

次に本審議会の公開についてです。本審議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第2条第1号に定める附属機関に該当し、第3条の規定に基づき原則公開となっています。

事務局は傍聴希望者がいれば、会議室の中に案内してください。傍聴人の方は、注意事項をよくご覧いただきますようお願いいたします。

次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員とは、つくば市上下水道審議会運営規則第4条に、会長及び会長が指名した委員2名が署名しなければならないと定められているものです。指名する委員は、名簿の順番に指名しているところでして、今回は、平井委員と瀧田委員を指名したいと思います。よろしく申し上げます。会議録は会議終了後、遅滞なく作成し、委員の署名後ウェブサイト公表するということになっています。

それでは議事に入ります。議事次第の2にあります、使用料体系の検討についてというところです。事務局から説明をお願いします。

事務局（土田主任）：下水道総務課土田と申します。着座にて失礼いたします。

まずは資料1をご覧ください。第4回では、使用料体系全体について、前回までの振返りを含めながら検討していきます。

2ページをご覧ください。使用料の改定にあたっては、基本使用料の額、従量使用料の区分の数、従量使用料の単価という3つの変数の組み合わせを

検討していきます。前回の審議会では、従量使用料部分である、②と③を固定し、①の基本使用料についての審議を行いました。

その中で、ある程度基本使用料の候補を絞り込んだ上で、従量使用料と見比べながら定めていきたいというご意見をいただきました。

そこで、今回の審議会においては、前回の内容について振返りを行った後、従量使用料の算定方法を説明し、基本使用料と組み合わせた使用料体系全体としての改定案をご覧くださいと考えています。

3ページをご覧ください。こちら前回までの振返りとなりますが、使用料対象経費は、需要家費、固定費、変動費に分解することができます。需要家費は、使用者の数に対応して増減する経費、変動費は使用する水量に対応して増減する経費、固定費はそのいずれでもなく、施設の規模に応じて固定的に必要な経費となっています。

経営の安定性を考慮すると、固定費は、本来基本使用料で徴収することが望ましいですが、下水道事業においては、固定費の割合が非常に大きく、そのすべてを基本使用料から配賦すると、基本使用料が非常に高くなり、小口需要者に大きな負担を強いることから、一部を基本使用料に賦課し、残りを従量使用料に賦課することが妥当であるとされています。

4ページをご覧ください。こちらは令和8年度の使用料対象経費を分解したものになります。まずは一番下の合計をご覧ください。令和8年度の使用料対象経費は、右側にあるように48億円であり、内訳としては、左側から需要家費が2.8億円で5.9%、固定費が24.6億円で51.1%、変動費は20.6億円で42.9%となっております。このとき、需要家費と固定費を合わせた固定的経費は57%であり、これが本来基本使用料で回収するべき割合となります。前回の審議会においては、基本使用料の総額を、この57%にどこまで近づけるか。つまり、固定費を基本使用料にどの程度配賦するかという観点から、基本使用料の案をいくつかお示しいたしました。

5 ページをご覧ください。こちらは前回の審議会の中でお示しした検討案とその評価の一覧です。前回は、令和5年度までの調定データを使用して、令和8年度の調定を予測し、それをもとに基本使用料を設定しておりました。今回、令和6年度の調定データが出揃いましたので、それをもとに、各種の数値について計算を行った結果、一部、基本使用料が変更となっておりますが、考え方については変わっておりません。先ほどの固定経費率57%に対し、使用料収入に対する基本使用料の割合が50%を超えるものから、現行とほとんど変わらないものまで、全部で5つのパターンを設定いたしました。前回の審議会において検討3と4の間が離れているため、中間値を示して欲しいというご意見をいただいておりますので、今回、1,300円のパターンを新たに設定しております。先ほど申し上げたように、前回の審議会においては、基本使用料を絞って従量使用料と見比べたいというご意見をいただきましたので、今回は、需要の変動に基づいた検討2の2,450円、検討3の1,700円、新たに設定した1,300円の3つについて、使用料体系のパターンを後程お示しいたします。

検討2及び検討3の考え方については、次のページでご説明いたします。

6 ページをご覧ください。6 ページは、需要の変動に基づく配賦の方法について検討3のパターンを図で表したものになります。3 ページでご説明したように、固定費は、施設の規模に応じてかかる経費であることから、施設にかかる費用の性質を考えていきます。検討3は汚水処理場にかかる費用を考えており、汚水処理場は、日最大汚水量に対応できるように設計されております。ここでいう日最大汚水量とは設計上の値であり、赤と青の横線で示しているように、日最大汚水量：日平均汚水量が1：0.75となるように算定されています。このとき、6 ページにおける緑色の部分、つまり、固定費の総額を施設に必要な能力とみなして、その内訳を考えると、日平均汚水量を示す青い部分は、平均的な水量に対応するために必要なものとなるため、従量使

用料で回収し、日平均汚水量と日最大汚水量の差を示す赤い部分は、想定上の最大使用料に対応するための費用となるため、基本使用料に配賦して均等に回収するという考え方になっております。日最大汚水量と平均水量との比率は、1 : 0.75、つまり4 : 3となっておりますので、固定費のうち4分の3を従量使用料で、残りの4分の1を基本使用料で回収するという考え方になります。検討2については、管渠やポンプにかかる費用を考慮していて、日最大の代わりに時間最大を用いて算定し、固定費の2分の1を基本使用料で回収するという考え方になります。

ここまでの、前回の審議会における主な内容です。

最後に、その他にいただいていたご意見をまとめましたので、7ページをご覧ください。

まず、審議会後の質疑の中で、近隣の主要都市の基本使用料を参考にしてはどうかというご意見をいただきましたので、関東にある県庁所在地の基本使用料について掲載いたしました。全体的に人口が密集した高効率の下水道運営が可能な都市については、基本使用料が低く、人口当たりの面積が広い都市については基本使用料が高いという傾向が見受けられます。

次に、今回の資料作成にあたって、令和8年度の各区分の有収水量が33%前後となるように設定した場合はどうなるか。4区分にした場合はどうなるか。区分ごとの改定率も確認したいというご意見ご要望をいただきましたので、そちらは今回の資料に反映しております。後程ご確認ください。

ここまでの前回の振返りとなります。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白川会長：それでは、まずは前回の振返りというところまでですが、こちらの説明や資料について、ご質問やご意見ありますでしょうか。

1つは新しく出てきた最近の数値に基づいて、前回提示されていた案から50円くらいですかね、基本使用料の値が変わっているところがあります。新

しい数字に基づいて議論していきましようというところが1つですかね。あとは、関東のいくつかの町の基本使用料の値、県外の値が出てきています。他の部分を含めて今のご説明のところは大丈夫でしょうか。

竹内委員お願いします。

竹内委員: 団地協の竹内です。ご説明の中で7ページの他の自治体のところですね、宇都宮とか水戸とか書いていますけど、この基本使用料の中の固定費が何%ぐらいかというのは、何かわかるんでしょうか。つくば市のこの検討3の場合は、固定費が25%ということなので、他の自治体の場合はここはどれぐらい含まれているのか、ちょっと教えていただければと思います。

事務局（土田主任）: 今いただいた質問なのですがけれどもこちらは料金表を参考にできておりますので、固定費の割合については、確認できていないというのが正直なところです。

白川会長: そこは公表されていないですかね。

事務局（土田主任）: 最近、改定しているところなんかは審議会の資料などで確認することもできるかもしれないんですけども、一般的に料金体系として公表されているところには固定費の割合というところまでは確認できませんでした。

竹内委員: はい、ありがとうございます。

白川会長: 他にはありますか。特にないようでしたら次の中身にも進んでいければと思います。

次は使用料体系の検討案の続きですね、先ほどの資料の続きになるでしょうか。事務局からご説明をお願いします。

事務局（土田主任）: 続いて、従量使用料についてご説明します。

9ページをご覧ください。まず、従量使用料を構成する要素についてご説明いたします。一番上の水量区分は、汚水の排水量の段階に対応して設定されるもので、3から9程度のグループに区分することが一般的であるとされ

ています。つくば市においては、1 から 40 m³、41 から 200m³、201 m³ 以上の 3 区分となっており、県内平均は 4.5 区分、類似団体平均は 5.9 区分となっております。

次に、従量単価についてですが、使用料の多寡に応じて、水量当たりの価格により賦課するものです。従量単価の設定にあたっては、小口需要者の負担を小さくするために、一部の大口需要者に過度な負担を強いることは、経営の不安定化を招くため、ボリュームゾーンに分布する利用者群においては、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本とされています。つくば市では、1 から 40m³ が 130 円、41 から 200m³ が 140 円、201m³ 以上が 150 円となっており、県内及び類似団体の従量単価はそちらでお示した通りです。

最後に、累進度についてですが、使用料の増加に応じて従量単価がどの程度高くなるかということを示した指標であり、最も高い従量単価を最も低い従量単価で割ることで算出ができます。つくば市では 1.15 となっており、県内平均の 1.52 や、類似団体平均は 6.56 となっております。累進度については、単に小口需要者の負担を減らすために設定するものではなく、排水需要の実態を適切に勘案し、利用者間の負担公平を図るために設定するものです。こちらの算定方法については、次のページで詳細をご説明いたします。

10 ページをご覧ください。ここからは累進度の設定及び従量単価の決定について、日本下水道協会の発行する下水道使用料算定の基本的考え方に基づく算定方法を説明していきます。先ほど 6 ページでご説明した需要変動は、基本使用料の比率を算定するために、設計上の比率を用いたものでしたが、10 ページの棒グラフは、令和 4 から 6 年度の排水実績をもとに、令和 8 年度の実際の需要変動を見込んだものとなります。青い部分は、常に使用が想定される令和 8 年度の月最小水量見込みを示しており、水量区分ごとの割合はほぼ一定となっております。一方、赤い部分は、最大量に対応するために必要な令和 8 年度の月最大水量見込みを示しており、大口需要者の占める割合が

大きくなっています。この赤い部分を、大口需要者に多めに負担していただくというのが、累進度の意義であり、それによって使用者間の負担公平を図っています。

実際の計算方法については、11 ページをご覧ください。こちらは、基本使用料を 1,700 円、区分を現行の 3 区分に固定した場合の従量単価を算出したものです。まず、①について、基本使用料を 1,700 円と設定すると、これに各区分の調定件数をかけることで、各区分における基本使用料の総額が求められます。記号で言うと、A+B の部分になります。

このうち、需要家費については、4 ページに掲載した使用料対象経費の分解の際に、金額を算出しておりますので、これを基本使用料から引くことで、固定費のうち、基本使用料に配賦する金額が求められます。記号でご説明すると、A+B から A を引くことで、B を求めることができるということになっております。

次に、②について、固定費の総額も同様に 4 ページで算出しておりますので、これを基本使用料に配賦した残りの額が従量使用料に配賦するべき額となります。記号で言うと、B+C から B を引くことで、C を算出しています。

次に、③固定費のうち、従量使用料に配賦する部分 C については、10 ページの需要変動の比率に基づいて各水量区分に按分いたします。実際の計算方法が複雑なためここでは割愛いたしますが、C の合計を常に使用が想定される部分と、最大量に対応するために必要な部分に分解し、先ほどの 10 ページの比率に基づいて配賦しております。

最後に、固定費の従量使用料部分と変動費については、いずれも 1 m^3 当たりの単価が同じとなりますので、各区分における有収水量で按分することで、従量使用料の単価を求めることができます。

なお、今回の検討においては、現行に倣って従量単価を 10 円単位として設定しておりますので、1 から 40 m^3 の単価と 41 から 200 m^3 の単価は同額とい

うことになっております。これらの算定方法については、計算方法を完璧にご理解いただくというよりも、需要変動を考慮した場合、つまり基本的考え方に基づいて使用料体系を設定する場合には、基本使用料と区分が決まれば、従量使用料は1つに定まるということをご理解いただければそれで十分です。

12ページをご覧ください。ここまでの内容について、基本使用料、累進区分、従量単価の3つの要素について、以下の組み合わせで使用料体系のパターンを作成いたしました。

まず、要素1の基本使用料ですが、検討2の2,450円と、検討3の1,700円、前回の審議会でご意見をいただいた、検討3と4の中間の1,300円の3つを採用しております。

次に、要素2の累進区分ですが、現行の3区分と小口側を分けた4区分、大口側を分けた4区分としております。前回、有収水量がそれぞれ33%ずつとなる分け方をご提案いただきましたが、現行の水量区分が概ね3割程度に分かれており、実際にシミュレーション結果がほとんど変わらなかったため、今回のパターンからは除いております。ご了承ください。

また、小口側は、特に基本使用料の影響が大きい1から20 m^3 とそれ以上で分割しており、大口側は、一般家庭用の使用者がほとんど見られなくなる1,000 m^3 で分割をしております。

最後に、要素3の従量単価についてですが、先ほどご説明した方法に基づいて算定したAと、現在の使用料体系からの改定率が同程度となるBの2パターンを設定いたしました。以上の3 \times 3 \times 2、18パターンをまとめたものが資料2となります。

資料2をご覧ください。資料2の構成についてですが、まず1ページ目は、改定率や改定額などの一部の指標について、すべてのパターンを一覧で比較できるようにまとめたものとなっております。次に、2から4ページについ

では、基本使用料ごとに区分を変更した場合のパターンをお示ししております。最後に、5ページについては、現行の区分のままで、基本使用料を変更したパターンを掲載しております。ご覧いただいてわかるように、今回検討パターンが非常に多いので、審議を円滑に進めるために、次のスライドと資料2の1ページを用いて、全体的な傾向や、本日の審議のゴールを説明させていただきます。

資料1の13ページ、資料2の1ページをご覧ください。まず、今回の検討においては、すべてのパターンについて、2ヶ月税抜き金額となっており、従量単価は10円単位で設定しております。パターンごとの改定後の使用料収入については、目標である48億円から前後することがありますが、最終的には48億円に近づけるように調整を行いますのでご了承ください。

まずは、区分を増やしたときの従量単価への影響を見ていきます。資料2の1ページ中段にある1の(1)をご覧ください。今回は10円単位で設定しているということも影響していますが、3区分から4区分を増やした場合、従量単価はあまり変わらず、需要変動に基づいた計算上はあまり区分の影響がないことがわかります。これは先ほど資料1の10ページで見たように、つくば市における需要変動が水量区分によってあまり変わらないことが原因と考えられます。

次に1ページ中段の1の(2)をご覧ください。こちらは、改定率が同程度となるように調整したBの例ですが、小口側の区分を分けたことにより、調整がしやすくなり、1から20 m³の従量単価が90円から70円に下がっています。実際の使用料に与える影響は、20円×20 m³で2ヶ月あたり400円となります。

続いて基本使用料が与える影響についてご説明します。資料2の1ページの左上と右上の2をご覧ください。基本使用料を上げると小口側に不利に、大口側に有利に働きます。基本使用料を下げた場合はその逆となります。今

回お示ししているパターンの中では、資料2の左上の2、つまり1のAのAが最も小口側に不利となっており、改定率は10 m³と20 m³の使用者についてどちらも50%を超えます。実際の使用料として見てみると、10 m³の場合は1,750円、20 m³の場合は1,500円、これは年間で10,500円、9,000円の増となります。また、次に、右上の2、つまり3のAのBは、最も大口側に不利となっており、改定率は、一番上の水量区分において13%となります。パーセンテージとしては低いですが、実際の使用料として見ると、2ヶ月で一番大きいところで400万円、年間で2,400万円の増となります。少し順番が前後しますが、資料1、13ページの4に記載したように、改定率に着目すると、小口側の影響が大きく見え、改定額に着目すると大口側の影響が大きく見えるため、双方を見ながら検討していただければ幸いです。

次に、従量使用料の設定についてです。同じく資料2の1ページ、3の(1)、(2)をご覧ください。基本的な考え方に基づいた使用料体系であるAは、先ほどご説明した計算方法に基づいて自動的に算出されます。全体的に大口側に有利な改定となっておりますが、これは現状の使用料体系が大口側にとって不利な体系となっているということを示しています。一方、Bは、現行の使用料体系からの改定率が同程度となるように、従量使用料を設定したものです。基本使用料の影響が非常に大きいため、従量使用料のみで調整することには限界があり、こちらは、中間層の改定率がマイナスにならない程度に調整したものとなっております。

本日の審議についてですが、まず区分と基本使用料については、今回決定することが望ましいと考えております。従量使用料については、理論上最も適切な算定方法であるとAと可能な限り現行の使用料体系から同程度の改定率となるように調整したBのどちらにするか、または、その間でどのように調整するか、ということをお次回審議したいのでその調整方法についてご意見をいただければ幸いです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろ

しくお願いいたします。

白川会長：ご説明ありがとうございました。

本日の議事、決めることはもうここまで、これがすべてですので、ここから、この数字がたくさんある表をちょっと見ていきたいと思います。今回事務局の方はかなり中立にということ意識されていると思うのですが、これが事務局の一番推奨する案だというのが1つあるわけではなくて、かなりフラットな形で18の案が並べられていますので、委員の方からすると、ちょっとどこを見ていいかわからないところがあって、少し読むのに時間がかかるかもしれません。

ポイントは今説明していただいたことなのですが、3つのことを決める必要があります。基本使用料、それから区分の数、そして、このA、B、あるいはAとBの間とかですね、その3つということになっています。基本使用料から順番に決めていければ考えやすいのですが、これは数字の動きが複雑なのでおそらく基本使用料を先に決めてからというわけにはいかないと思いますから決めやすいところから考えていければと思っています。どうぞ、事務局の方から。

事務局（山下補佐）：下水道総務課の山下と申します。

竹内委員のご質問の固定費の基本使用料への配賦割合については、統計はありませんが、昨年12月に全国の下水道事業体へのアンケートがありました。母数63ですが、ボリュームゾーンは大体30%、40%となっています。

白川会長：竹内委員、よろしいですか。

竹内委員：はい。

白川会長：つくば市の場合は何%になるんでしたっけ。やり方によりますかね。

ちょっと調べていただいている間に、もう1回、表の方ですけれども、基本使用料を最初に決めてから他を絞っていくのは難しいので、区分数をどれにするか、あるいはAとBどちらかということをお先に考えていく方が簡単かと

思います。AとBはこれも基本使用料によって少し状況が変わるので、区分が一番考えやすいかと思います。

それで、考える上で見ていくのは、使用料に応じて、この改定率や改定額が変わってくるので、そこが過剰な負担を一部の人が負うようになっていないかということですか、あとは値上げになる人が多い中で値下げになるというのはいかがなものかというところもあるかもしれません。

今は10円単位ですべて決めることにしていますので、基本使用料にはいろいろなパターンがありますが、従量使用料の方は、実際はあまり選択の余地が多くはなくて、110円、120円、130円のように10円刻みで決めていくと、ほとんど値が決まってしまう場合が多いように見えます。あとは3区分や4区分にしても計算の過程で1の位を四捨五入したら同じ値になってしまう場合があるので、一番左上の1のAのAなどは、110円と120円の2区分に結果的になってしまうようなことにもなっていますので、見た目ほど実際は複雑でないかもしれないのですが、AとBを見比べたり、あと、縦に見たり横に見たりということをする必要があるかと思います。

それで、区分の方は3区分が現行どおり、これが一番基本になるわけですが、前回の審議会のときに、大口の方が201以上をすべて一緒というのは粗すぎるんじゃないかというご意見があって、そこを2つ分けて計算したのはこのウですね、大口区分を201から1,000と1,001以上に分けて計算してあります。結果を見ると、201以上は区分してもしなくてもほとんど変わらないということになっていますので、これはそれほど大きな違いにはならないのですが、逆に小口の方を区分すると結構違ってきたので、アとイの値が結構違いますので、ここは区分すべきかしないほうがいいかということは最初に考えられるかと思います。1から40にした場合には、どうしてもこう、1に近い人と40に近い人の間にかなり差ができてしまうので、この改定率を見ても、10 m³の人達は改定率が高く40は低くなりがちところが、小口を

分けることによってそこが少し均等化されるというような結果が見えています。事務局からお願いします。

事務局（山下補佐）：資料1の5ページをご覧ください。

こちらで検討2と検討3と、あと3と4の間の3.5というところでお示していますが、固定費の配賦割合という意味では、検討2の2,450円の場合は固定費の50%です。先ほどのアンケートで言うと63団体中10団体が大体50%ぐらいでした。検討3の1,700円の場合は固定費の25%になります。先ほどで言うと63団体中19団体が大体30%、21から30の間という形になります。中間はまだ出していませんが、20%弱ぐらいかと思います。63団体中の2団体がそういった配賦の割合でした。

白川会長：大体30%台ぐらいが多かったと思えばこの1,700と2,450の間ぐらいが多かったという感じかと思います。それでは委員の方々の方から、ご意見やご質問などがあればと思います。お2人の手が挙がっています。では、宮武委員の方からお願いします。

宮武委員：AとBの区分のところ、12ページの従量単価のパターンがAとBとあって、Bは改定率が同じぐらいになればということは文字を読めばわかるんですけど、『需要変動考慮』というやつは、「基本的考え方に基づいて」となっちゃっていて、この説明がわからなかったんですけど、10ページのやり方を使っているので多分このことをおっしゃっているんだろうと思うんです。この10ページというのは、大口需要者が需要変動の大きな部分を占めているという説明資料であって、決して単価の考え方としてこういう考え方があるという説明になっていないので、もしもそうだったらちゃんとここに、従量単価を決める基本的なやり方の例って書かないと、何か例があってもそのまま採用されちゃっていることになるので、そこを教えていただければと思います。

事務局（土田主任）：ご指摘の通りで、12ページのパターンAの需要変動の考

慮については、10 ページに示した図をもとに、11 ページで行った計算に基づいて算定しているものになりますので、資料としては後程追加、追記したもので、公開する場合は公開させていただきます。計算方法については先ほどご説明したように、この 11 ページにおける、固定費 B+C の中の従量使用料部分の C、こちらが合計でいうと、これは 1,700 円で、3 区分の場合の説明をさせていただくんですけれども、従量使用料部分の C の合計 1,581,910 というのが出てきまして、これを単純に水量で割り振るのではなくて、この C を、ここの表には出していないんですけれども、10 ページにおける、赤の部分と青の部分に 1 度分解して、それをさらに各水量区分に割り振るという計算を行っております。

宮武委員：わかるんですけど、その 10 ページのこの説明資料は、その算定の考え方を書かないとですね、12 ページのケースの算定手法とは認識されないの、言っている意味わかりますか？

10 ページの資料はあくまでも大口の方が、変動量の多くを占めているという資料になっているので、従量単価の基本的考え方の説明になってないんです。右上に基本的考え方ですと書いていますが、書いているだけで全然計算方式を書いていないじゃないですか。だから、それを書いてくださいということです。

事務局（土田主任）：計算方法についてなんですけど、先ほどちらっと口頭でご説明してしまった通り、結構その途中計算がかなり複雑で、この審議会で説明するとそれだけで大分時間を食ってしまうので、イメージだけちょっとお見せいたします。

宮武委員：大層な話しをしているわけではなくて、この赤い部分のそれぞれの比率で計算しますよ、とだけでも書いておかないと、それが計算方法なんですと書いておかないとだめですよってことです。

事務局（土田主任）：わかりました。そちらは後ほど追記させていただきます。

ありがとうございます。

白川会長：宮武委員はそれでよろしいですか。

宮武委員：はい。

白川会長：はい。では皆川委員の方からお願いします。

皆川委員：今、宮武委員おっしゃったところ、私も、できれば計算式についても、ここの場で言われてもすぐ理解できないので、説明についてもうちよつとわかりやすいものをいただけるとよろしいかなと思います。やっぱり実際計算してみないと、なかなか理解できるまでは少し時間を要するのかなと思うのですけれども、とりあえず、ぱっと見の資料というか、このA3の資料が数字的にすぐわかりやすいので、これをもとにお話しいたしますと、この資料2の1ページの数字が事前にいただいたものと、全部見切れてないのですけれども下のほうの段のところとかは数字がちょっと変わっているのですけれども、これは、どういうことなのかなと。例えば、今見て気づいたのはケース3のウのBとかですね、この辺は単価が全然違うのですけれども、これは、もちろん当日資料の方が正しいんでしょうけれども、何で違ったのか簡単に説明いただいてもよろしいでしょうか。

事務局（土田主任）：送付した資料を確認させていただきます。特に大きく変えてないはずですが、ちょっと確認します。

皆川委員：その間にちょっとご意見ですが、やはりまずですね、資料2の1ページで、大口の方で特にマイナスになっているというのは、これはありえないかなというふうには思います。それと、例えば、500 m³から1,000 m³使っている学校、スーパー、研究機関、大型店舗というのが、ここの負担率というのが、特に低いんですね。一番右下のケース3のウのBとか見るとそうなのですけれども、やはりこの辺の方が、負担率が低いというのもどうなのかなと思います。

区分の話ですが、今の区分ですと、201から1,000 m³使っていらっしゃる

方は、全部同じ単価になっているんですけれども。あとまた 41 から 200 も同じということで、この辺はやっぱり用途が結構細かく分かりますので、もう少しこの辺は区分を見直してもいいのかなという意見です。

平均で他の自治体で 4. いくつの区分になっているということなのですからけれども、第 2 回の資料でいただいたものを見ましても、やはり区分はもっと 6、7、8 とか、9 区分ぐらいまである自治体もありますので、この辺は細かく用途別にもう少し単価を変えていってもいいのかなというふうに思います。そうすることで、やはり使用量について節水の方に意識が高まると思うので、そこら辺もうちょっと計算した結果を見てみたいと思います。

私の方でも調べまして、確かに大口の方の負担がちょっと上がってしまうという計算結果もあるんですけれども、例えば、ケース 3 のウの B でお話しますと 400 万円ぐらい上がってしまうという、一番大きく使っているところですね、大体 20 万 m³ というのがありますけれども、他の自治体を調べてみましたところ、大口の 20 万 m³ とか使った方は、つくばと比べても、もっと負担をしているというのがあります。例えば、つくばは現在の料金体系でも 20 万 m³ ですと、3,299 万ぐらいの負担をしていただいているということなのですからけれども、例えば横浜ですと 9,341 万円以上払っているというのもありますし、宇都宮、水戸でも 5,000 万円以上、この 20 万 m³ 使っている方には負担していただいているというのもありますので、確かにちょっと大口の方に対して急激な激変というのは緩和しないといけないというのはあるんですけれども、もう少しやっぱり区分を見直して、もうちょっと全体的に例えば一般家庭の方が、結構これ 800 円とか 700 円とか、1,000 円とかって負担になりますけれども、なかなか今物価も上がっている状況で、ここの負担をあまり大きく上げてしまわないように、もう少し計算を区分を細かく分けた形で負担率を平均化できないかというふうに思います。

事務局（土田主任）：ありがとうございます。まず先ほどの資料についての確

認ですけれども、すいませんただいま確認したところ、お送りしている資料の方が、訂正前のものをお送りしていて、おそらく一番下についているものが、5区分の分け方をした場合のデータが入ってしまっているので今回のと見比べた際に、ちょっと単価が変わってしまっております。なので今回、お配りしている資料でご確認いただければと思います。申し訳ございません。

併せて、今、お話しいただいた部分ですけれども、他自治体については、先ほどの算定の過程などを確認していないので何とも言えないんですけれども、資料1の10ページをご覧くださいますとわかるように、つくば市においては、各水量区分における需要の変動というのが、ほぼ一定であるというのが実情であります。例えばこれが製造業が非常に多い自治体さんですとかそういうところだとこの割合が変わってきて、各水量区分ごとに細かく分けると単価が変わってくるという可能性があるんですけれども、つくば市の場合は、どこの水量区分についてもある程度使い方が固定されておりますので、水量を細かく分けたときに計算上はあまり影響が出てこないというのが、シミュレーションしている結果となります。

先ほど口頭でご説明をさせていただいていたように、小さい側の区分を分けると調整はしやすくなる部分はあるんですけれども、ちょっと見ていただきたいのが、資料2の1ページの、1のAのBをご覧くださいとわかるんですけど、『1のAのA』と『1のAのB』を比べたときに、10 m³と20 m³の使用者の方々については、10 m³の方が1,750円から1,550円に下がっている、20 m³については、1,550円から1,150円に下がっているというのがある一方で、要は一番下の小口の方だけを見ると、確かに基本使用料を高くしたときなどというのは大分負担が大きく見えるんですけれども、40 m³というところを比べてみると実は基本使用料が非常に高い1のAのBというのが、すべてのパターンにおいて、40 m³などのところについては一番改定率が低いというような結果になっておりますので、一概にその区分を細かく分けることが、

本当に1人世帯2人世帯の方については、負担の軽減に繋がるんですけども、一方でちょっと上の区分の負担の軽減に繋がったり、逆に大口を分けると、小口側が救済されるというよりも、その大口側で分けられた1つ手前の区分が少し負担軽減されたりといった影響がありますので、区分を細かく分けて調整をする分にはいいんですけども、ただ単に区分を分けるだけではなかなか計算結果に反映されないというのが、シミュレーションを行った所感ではあります。

白川会長：皆川委員どうぞ。

皆川委員：すいません。ちょっと今説明いただいたことと自分で本当にこれ計算してみないとなかなかわからない部分もあるかもしれないんですけど、やはり、従量単価の逡増度というのが大体1.1目安で、大体10円ぐらいずつ変わってくという前提で計算しているのでこういう結果になると思うんですけども、先ほど申し上げた通り、例えば500 m³から1,000 m³というのはこの辺は結構事業者さんもいらっしゃると思うんですけども、この辺の負担率が今極端に低くなっていることを是正するにはやはり区分をちょっと細かくして、その逡増度を見直すことで、全体が平均化された、改定率になるんじゃないかなという1つの仮説を持っておりまして、その辺をちょっと見てみたいなというふうに思います。

白川会長：500 から 1,000 のちょうど中間のところが低くなっているんですよ。一番上を変えないとすると、中間をちょっと持ち上げるというイメージになると思うので、500 を1つの切れ目にするとう変わるかもしれませんね。

今は10円刻みということに前提を決めてしまっているんで、結局170円の次は160円しかないという、そこが動かしにくい。ですから、例えば165円にするとか、5円単位で動かすと少し変わってくるかなと思います。10円刻みだともう一番上が170で下が130だと、どんなに頑張っても、3、4、5区分しかつけれないということになっていまして、そこを5円刻みとか1円刻み

まで許せば、もっと細かく切れるのですけれども。それはわかりにくくなるということもあるので、どちらがいいかわからないのですが。

刻んでも中間ぐらいにしかならないので、それほど抜本的には変わらないかもしれませんが、500ぐらいで切ってみて、500から1,000のあたりの方々の数字があまり小さくならないようにというのは、考えてもいいかなというところですかね。

皆川委員：そうですね。委員長がまとめていただいて、少し理解が進んだと思います。それと一般家庭の1人世帯から4人世帯というところ、ここも1人から3人世帯が単価としては1から40までが一緒に41から200も一緒なのですけれども、41と200というのは、やっぱり一般家庭や他にあとアパート、保育所、学校、飲食店で事業者もここに入ってくる。41から200というのはそういうゾーンだと思うのですけれども、そうすると用途が全然違うわけで、一般家庭と事業者の方の用途が違うわけですが、単価も少しずつそこら辺は変化させてもいいのかなという。だから区分をここも分けると、ここはボリュームゾーンなので、少し全体の単価がまた変わってくるのではないかと思うんですけれども。

白川会長：これは水量でしか分けられていないので、用途がまぎってしまっています。ちょっと難しいところで、本当は用途ごとに分けられると良いのかもしれませんが。使用者の目安と書いてあるのをどれぐらい信用するかということにもなりますし、以前、水量区分ごとに何割ぐらいが一般家庭で何割が業務用というデータは示していただいたと思うのですが、これを見るとそうですね、4人世帯とアパートなどが一緒になっているというのが、少し違和感があるようにも見えると。

ある程度のグループで区分を分けると、グループの中の小さめの水量の人たちの改定率が高めになるという形になっていますので、高めにしたくない人はできるだけ区分の上の方に持ってくるようにして、その1つ上で区切る

ようにすると少し変わってくるかと思います。

先ほど値下げになるのはちょっとありえないというお話がありました。そこは皆さんも同意が取れるのではないかと思います。そうすると、例えば1のAという縦の欄はすべて消えますし、2のAもすべて消えるという感じになります。全体的にAよりもBの方が現在の状況に近いですから、Aよりは、B寄りのものが採用されやすいかと思います。Aですと3の場合ですね、基本使用料が1,300円の場合は、Aをとっても値下げになるところはないので、Aにするなら3の基本使用料1,300円の場合で考えるということになるかと思います。区分については、できるだけたくさん区分けした方が丁寧なきめ細かい対応ができるように感じられますが、あとは区分してみて結果的に変わらなければ、またまとめるというようなこともできますかね。

はい、加納委員お願いします。

加納委員：日本政策投資銀行の加納です。説明どうもありがとうございました。

ちょっと私の認識が間違っているかもしれないんですけども、大口のところで、大学や研究所というところは、おそらく水質汚濁法に基づいていろいろ処理をした水を流しているのではないかと。一方で、一般家庭はそのまま下水道管に流しているのかな。多少の処理はあるのかもしれないけど、浄化槽の場合はかなり処理をして流しているという認識なんですけど、その環境への負荷ということを見ると、すでに負担をしているところの金額を上げていくというのも、必ずしもいいことなのかどうかというのは議論をさせていただくといいのかなと思うのと、大口の方はそもそもが高かったという見方もできるのかなとは思いますが、そこも含めて、一概に現行よりも負担が軽くなるからよくないという話ではないのかなと思うんですけども。ちょっとそこは議論のあるところかなと思いますので。もうちょっとそれが正しく議論できるかどうかの情報があるといいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

白川会長：事務局の方から正しいとか理論通りと言っているのは、あくまでも下水道協会などが出している考え方を前提にしてその提案されている方法をご説明いただいています。それが絶対的に社会的に正しいということはないと思いますし、今、加納委員がおっしゃった水質のことはここには全然出てこずに、水量のみに基づいていろいろ進んでいます。皆川委員がおっしゃったような一般家庭の方と事業者の方という考え方も、元にはそれほど入っているわけではありません。どれも正しくて、どれも正しくないということはあるかもしれないので、そこはもう話し合いで決めていくという前提になっているところかと思います。委員の皆様の方から、何かありますでしょうか。

大口の方が、現行はこの考え方の方法に基づくとすでに負担が多めになっている、というのは資料にも書いてありました。それ自体は1つの考え方に基づいているので、そうなのだと切り切れないところはあります。あと区分については、3区分と4区分に分けた例が載ってしまっていて、特にAの場合ですと4つに分けたもの、また、10円刻みに丸めると区分が2つとか3つに減ってしまうという場合があります、もっと増やして計算した後に丸めていくということができると思いますが、その場合、どこで区分するかということになりますかね。先ほど皆川委員がおっしゃったように、40、50のあたりが1つ、それから200、500、1,000ぐらいのところも分けたほうが良いというご提案がありました。今日はこれ以上分けた数字がないので、とりあえず次回に向けてベースとなるところを1つ選ばばと思うのですが、その意味で言うと3区分をベースにするというよりは、4区分に分けたものの方をベースにしてそこからさらに分けていくという方が良いかと思いますので、ア、イ、ウで言うとイとかウですね。イとウは小口分割・大口分割の違いでしかないのですが、今日のところはどちらを見ても良いと思います。イの方が、小口が配慮されているという意味では、よいかと思います。

イに関して値下げ値上げの話がありまして、イの段で言うと一番左側はさ

すがに値下げを容認するとしても額が大き過ぎるので、1のイのAは取りにくいですかね。

大口の方は現在の150円をそのままにすると、一番水量の多いところでマイナス400円とか、ほぼプラスマイナスゼロということなのですが、160円に10円上げただけでプラス200万円、20円上げて170円するとプラス400万円というふうに、200万刻みでしか動かせないような形になっています。瀧田委員お願いします。

瀧田委員：瀧田です。質問ですけど、13ページの1の(2)の「小口が分割すると、最終的な調整が容易となる」とあるんですけど、この意味をちょっと詳しく説明していただいてもいいですか。

事務局（土田主任）：ご質問ありがとうございます。資料2の1の(2)のところですけども、今ちょうど印をつけている『1のアのB』と『1のイのB』を見比べていただきたいんですが、まず、1のアのBにおいては、1から40 m^3 の単価が90円になっています。1のイのBを見ると、1から20 m^3 の方は70円に下がっているんで、そうするとこれは、1から20 m^3 の方は、1のアのBだと90円だったのが、1のイのBだと70円に下がるというふうになっています。ただ、その下を見てもらうとわかるんですけど、ここで1から20 m^3 の方を下げると、その上の方に影響が出てきてしまって、その1つ上の単価が今度は130円に上がってしまっているというところになっています。

白川会長：さらにわからないところをどうぞ。

瀧田委員：最終的な調整が容易となるというのは、計算が簡単になるってことですか。

事務局（土田主任）：このBのパターンというのは、こちらで10円ずつ、数字をずらして、実際に現行の使用料体系からの改定率が同程度となるように調整しているんですけど、やはり10円単位だと、3区分だとどうしても10円単位で3つしか数字を設定できないので、全体的な動きが大きくなってしま

うんですけど、4つに分けると10円単位にするものが4段階になりますのでそこが調整しやすいということをご説明しているものになります。

瀧田委員：ありがとうございます。

白川会長：この「最終的な」というのは。

事務局（土田主任）：最終的にはというのは、次回の審議会などのところで、AとBの例えば中間とかを取るってなったときに、3区分にしているときよりも4区分の方が調整の選択肢が広がるというような意味だととらえていただければと思います。

白川会長：阿久津委員お願いします。

阿久津委員：全然ちょっと見間違いかもしれないんですけども、累進度で決めるということはできないのでしょうか。県内平均の1.52というのに近い数字で、2のイのBあたりは1.45なので、その逆算して、累進度から決めて、基本料金とかそういうのを逆に決めていくという方法も逆にありなんじゃないかなと思ったんですけど。

白川会長：そうですね。方法としてはありますよね。累進度とか最低のところと最高の金額だけを決めてしまって、後をうまく刻めるように区分数を変えたり、区分の場所を変える。少し手間がかかるかもしれませんが、考え方としてはあり得ると思います。多分、事務局はこの需要変動の考慮とか、理論的といいますか、こちらの決まった方法からスタートしようとして、それを少し変えていくというやり方でできるだけ近づけようとして、こういう提案になっていると思うのですが、そこから完全に離れる、あるいは、累進度から決めていって、今回出てきたものにできるだけ近づけていくというようなやり方もできると思いますね。はい。宮武委員どうぞ。

宮武委員：その辺で、根本的なところがわからないですけど。Bのですね、改定率同程度というのは調整するとなっているじゃないですか、考え方のところに。それでその調整のやり方がわからないので、多分、検討できないんじゃない

ないかと思うんですけど。例えばですよ、資料2の2ページのアの3区分のBの欄のところに、従量単価が90、140、150に改定した場合となっているじゃないですか。これは調整した結果ですよ。どういう考えで調整したかというのが、統一されないとちょっとわからないと思います。

事務局（土田主任）：例えば、今の1のアのBを使ってご説明させていただくんですけども、1から40 m³の単価というのは、当然、大口の需要者の方も支払っていただいている部分になりますので、かえって一番下を下げると上の方でマイナスが出てきたりするところがあるんですね。これを90円から80円に下げた場合は、大口側の改定率がマイナスになってしまうところが出てきて、先ほどご意見のありました通り、調整した上でマイナスの改定率というのは、資料のお示しするパターンとしては適切ではないと思いましたが、下から順に調整して、上の区分でマイナスが出ないような調整を行っているものがこちらになります。

官武委員：そうすると、大口から順番に改定率がゼロとなるように、決めていったということですね。

事務局（土田主任）：今は1のアのBで、ご説明してしまっただけですけども、大口側で改定率がマイナスにならないように、区分としては上の方からですね、単価としては下の方からなんですけど、数字として使用料として見ていったら上の方からという考え方になります。大口の方がマイナスにならないようにという調整をしています。

官武委員：大口から改定率がなるべくゼロに近づくように決めて単価を入れていった。そうすると小口にすべてしわ寄せがいつているので、優先順位でいくとバランスを欠いた調整ではないか、というのが私の意見です。ついでに言いますが、0という区分がなぜ出ているのでしょうか。そこが分らないです。5,000万円くらいあるんですけど。これも検討しづらい要素になっていると思います。この表が一番大事だと思います。

事務局（土田主任）：今、ご指摘いただいた0の部分ですけれども、こちらは1ヶ月の使用量が1m³に満たなくて基本使用料だけを支払っているという世帯になります。こちらを入れてしまうと、1から40 m³の方の改定率というのが、その一番上390%と出ているように客観的に見てなかなかその区分として見たときに見づらい数字になってしまう。実際には従量使用料がかかっていない方になりますので、一応ここの従量使用料として今回区分を見ていくにあたっては、そこの表上では別に示させていただいているところになります。

宮武委員：これは、0～40にするのが基本だと思います。影響が大きくみえるから除いたのかもしれませんが、それは申し訳ないけど、事務局側の話なので、0の5,000万円というのは無かったことにしないと、ちょっとミスリードのような気がします。

白川会長：表の作り方ですかね。0から40をまとめた表にしたほうがいいのか、0の部分はもう書かない。

宮武委員：参考に入れておくくらいで、今回の検討というのは、単価の議論なので。要するに、誰が得をしたかという議論ではないので。その検討から外すというのが良いと思います。

白川会長：0のところは書いておくけれども、外しちゃう。どういう表示をすればいいですかね。

宮武委員：比較検討では外してしまう。今のご説明で行きますと、この5,000万というのは、率を議論する際には関係ないですよ。

白川会長：基本使用料が変わるだけで変わるというだけの話ですかね。見ないようにする、ということですか。あと、上から決めていったというお話ですと、150円を170円に20円上げると400万円、一番上の区分が負担増になっているというこの400万というのは多すぎるという判断を事務局の方はされているので、それ以上は出てこないようになっているのかなと思ったのです。

けども。10 円か 20 円か、もう 10 円単位だとその 2 つしかないの。

宮武委員：要は僕が申し上げたのは改定率のところ、バランス取ろうとしていると書いているのだけれども、バランス取ってないじゃないですか。0、0、31 とかになっている。それだったら、マイナス 10、マイナス 10、マイナス 10 にしたほうが、調整するというのだったらですよ。だから、大口から順番にやっているというのが、腑に落ちないということです。全部見て調整しないと。

白川会長：500 から 1,000 あたりが一番低くなるので、ここがマイナスにならないようにしているのかなと思ったのですが。同程度と言っている割には、あまり同程度になってない。

実際は多分書いてない条件があって、同程度になりつつ、マイナスが出ないようにしているとか、何かあるのかなと思います。

結局は 10 円単位なので組み合わせは多いとはいうものの限られてはいますので、多分ここを 10 円上げたらどうなるとかここを 10 円下げたらどうなるとか、そういう具体的な話をしてもいいかもしれません。

はい。加納委員お願いします。

加納委員：B の改定率同程度の改定率というのが、この表の中のア、イ、ウ、3ヶ所に出ていますよね。改定率というだけのものと、従量単価改定率と区分毎改定率と。この B の改定率同程度の同程度というのは、何を見たら同程度だとわかる同程度なんてしょうか。多分混乱はそこにもあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

白川会長：今おっしゃっているのは、1 ページではなくて 2 ページ目。改定率があって、従量単価改定率、区分毎改定率ですね。

事務局（山下補佐）：資料 2 の 1 ページ目をご覧ください。理論値だと小口が 97% の改定率で、下はマイナス 20% ですが、これは先ほども意見が出た通りマイナスが出るという改定はないだろうという前提で、それを改定率同程度

になるよう B を作りました。結果、小口が 97% から 86% に下がって、マイナス 20% だった大口側が 0% としています。これを便宜上「改定率同程度」としていますが、1 の場合、基本使用料が現在の 500 円から 2,450 円になるので、どうしても、基本使用料の占める割合が大きい小口は改定率が大きく出てしまうこととなります。全水量区分において、計画で掲げていた平均改定率 20% に近い数字にすることはできません。理論値とのバランスを考えて大口側の上限を 0% とする案を出していますが、更にプラスの% にするという考えはあるかと思えます。

白川会長：皆川委員どうぞ。

皆川委員：これは計算の表なので、やっぱり、小口がどうのとか大口がって色々あるにしても、まず判断材料として示すには、やっぱり全部 20% だったらどうなるのかという計算結果も示さないと、適正な議論にはならないのかなと思うんですけど。何で、大口だけ軽くなっているのかなって。ちょっとこれ本当に見た瞬間、不思議だなと思ったんですけど。それは示すべきじゃないのですかね。

事務局（山下補佐）：基本使用料も従量使用料も全て平均改定率 20% としたのは検討 5 です。基本使用料は 600 円です。今回これを検討の材料としなかったのは、これまでもお話ししてきたとおり、基本使用料で回収すべき固定的経費が大体 60% 弱ありますが、600 円だと経営側の意見として、より安定的な収入にならないと考えているからです。シミュレーションをする上で、基本使用料と従量使用料の両方を変数とすると、非常に難しくなりますので、今回この中間の 3 つをお示しして、それぞれシミュレーションをしたという形です。

白川会長：基本使用料を上げることを前提にすると、すべて 20% というわけには揃わなくなっているということですかね。

3 区分現行のままで、水量区分ごとの単価を 20% ずつ上げるということは

できますが、基本使用料が上がっている分、やっぱり水量の少ない人には大きなパーセンテージがどうしてもかかってしまうということになります。

それで 10 円刻みの従量単価のところを考えていくということになりますと、一番上、先ほど累進度から決めたらどうかというご意見もありましたので、そうすると一番上の区分を幾らにするかということになりまして、今 150 円ですが、150 円のままにすると大口の人たちはほぼ変化なし、160 円、170 円と上げていくにつれて、大体 200 万円ずつぐらい上がっていくこととなります。上が決まって下が決まれば累進度が決まりますから、上はどのくらいですかね。この表だと今 170 円までしかないのですが。

150 円から 2 割上げると 180 円ですかね。ここに示された 170 円を上限にすると、この表の中で、今度が一番少ない水量区分のところは、最も安いのが、1 のイの B の 70 円というのがありまして、これで累進度が大体 2 倍を少し超えるぐらいになるわけですが。

事務局（土田主任）：すいません。いいですか。

白川会長：はいどうぞ。

事務局（土田主任）：今、ちょっとシミュレーション結果を新しくやり直したものをお示ししますので、少々お待ちください。

こちらが、ケース 1 のアの B を大口側が 20% 程度となるように修正したものになります。これで調整してみると、大口側が約 20% に近づいて従量単価として 180 円、小口側の単価を 90 円まで下げると一応こういう形になります。どうしても区分を分けていない影響で、真ん中あたり 30 から 50 あたりは小さくなるんですけども、大口が 20% と先に決めるとこういう形になります。一番大きいところで 2 ヶ月 600 万円の増、2,400 万円相当になるのですが、本来基本使用料を 2,450 円に設定した場合というのは、1 のアの A が最も正しい形になりますので、単純に 600 万円増えている形ではなくて、本来あるべき姿からすると大口で 2 ヶ月 1,200 万円増えているという計算に

なります。一応、こちらのシミュレーションをしていたんですけれども、お示しする例として大口側に1,200万円というのは、先ほどご説明した通り、大口側にちょっと過度な負担をかけることになるので、ある程度絞った形でお見せはしていたのですけれども、20%にするとうこうなります。

宮武委員：よろしいですか。申し上げますと、だんだん細部のはなしになってきてしまっていて、原点に戻りますと、そもそも今回の料金改定というのは、本来支出できていた市の補助ができなくなるので、その負担をどうするかということから始まっています。それは、基本料金に賦課するべきなのですから、それを行うと負荷がかかるので、どのくらいまで基本料金でみるのかという話が出てきた。その時にケースがいくつかあって、今日は、頂いた表は、3つのパターンについてどのくらい従量料金の方に負担がかかるかということを感じ度分析をしているという解釈にしてみたらどうか。例えば、1の基本料金の2,450円の場合は、すべての区分で単価が安くなります。2の場合は、一部の区分で高くなる場所がありますけどトントンです。3番については、全部高くなります。というくらいを感じ度分析ができたということだと思います。ここは実際に新たに負担が出ることは決まっているわけですから、その上がり方が利用者が納得できるかどうかを審議会でみる場面で、今日の資料は今日の資料で、AとBになっていますけど、BはAの従属ですよ。Aのところを見て1、2、3どれが良いかというのを今日は議論しておいて、決めきらずにですよ、例えば1が良いとなった場合、その負担の公平性の議論を次回までにすれば良いのではないかなというふうに思います。

2の方が良いとなったら、2の方で調整して次回に議論すればよいと思います。

白川会長：ありがとうございます。区分とか従量単価を微調整するというのは次回当然やるとして、基本使用料だけでも決まれば、そこはもうできますの

で、そこを決めるという最初の状態に戻して下さったかと思うのですが。その観点から宮武委員としてどれがいいというのはありますか。基本使用料、1、2、3で。

宮武委員：委員として申し上げますと、1つの考え方ですよ。幅を持つとかないと危険だと思っています。料金改定はそうしょっちゅうできるものじゃないので。したがって、今回ですね、うまくプラマイ0になったというような決着は、ちょっとリスクがあるかなと。ただ、人潮で事故が起きたり、京都で事故が起きたりしていますけれども、ああいうふうなことを考えていくと、やっぱり安全幅を持っていく。幅というか少し余裕を持った経営ができるようにしておくという必要があるかなと思うので、トントンよりは少し安全面の1の方が有力かなとは思っていますけれども、これ審議会で議論して決めることなので。

白川会長：今トントンとおっしゃられたのは、どういう意味ですか。

宮武委員：2番。従量単価をみますと、2のアのAの従量単価の3区分のところで、130、130、140というのが。

白川会長：現在の130、140、150と近いという意味で。なるほど。基本使用料はそれ自体が独立として上がった後に、従量単価のところだけを見て、従量単価の上昇分下降分というところを基準にされたということですかね。

事務局（土田主任）：ちなみに、2のアのBの方も、同じく20%程度改定したものの案をちょっと今お示ししますので、これを均等になるように改定すると、こんな感じになります。120円、170円、180円にすると大体、上の方は全部20%前後になって、まだ改定率20%と同じなので一番大きいところで600万円程度の増というイメージです。

白川会長：120、170、180だと、上の2つはほとんど一緒という感じもしますがけれども。上限を180なり170なりにすると、あまりそこを分けても変わらないのですね。宮武委員のおっしゃった、基本使用料で見るということでいっ

た場合はどうでしょうか。ちょっとそれだと、私は考えにくいかなと思って、違うところをお話ししてしまったのですが、基本使用料から決まるのであれば、それが今後のシミュレーション微調整するのは、一番やりやすいので、そこがまとまれば一番いいです。

宮武委員：どっちかを決めないと、答えがきまらないので。基本料金を仮に決めておいて、次回、従量単価でうまく公平感を生み出せるのであれば、それでいけば良いし、無理だとなれば違う案でやってみる。

白川会長：逆にそれだと困るというような意見はありますか。基本使用料を今から皆さんで少し考えて、1つに絞った上で次に進むというやり方ができればそれがいいと思うのですが。まとまるかどうかわかりませんが。基本使用料に関しては、何か委員から、はい、皆川委員お願いします。

皆川委員：すいません、ちょっとまだその計算のあれが落ちてないので、基本使用料をフィックスしちゃうことで、かなりこう考える幅に制限が加わるんじゃないかというふうに思うんですね。ちょっともう少しやはりなるべくその全体的な負担、大口の方に確かに400万いきに上がるという計算というのはなかなか、やっぱり難しいかなという感じは受けるんですけど、なるべくこう、さっき、私が言ったような、例えばその500から1,000のところは、今の段階では極端に負担率としては低いので、ここをもう少しいじるとかそういう、シミュレーションをいろいろすれば、基本使用料を決めちゃうとちょっとその辺のシミュレーションがしにくくなるのかなというふうな印象は持っています。

白川会長：はい。逆にそれが一番しやすい基本使用料がもしあれば、いいですよ。竹内委員お願いします。

竹内委員：私は基本使用料をもう決めたほうがいいのかと1つ思っています。というのは、もともとですね、最初の質問をさせていただいたように、基本使用料の中に、固定費が本来の姿って50%ぐらいが理想だというお話だった

と思うんですけども、ここをいきなり 50% までやっぱり難しいなと思いますので、この 25 がいいのか 30 がいいのかというところですが、先ほどのご質問の回答でも全国的には 30 から 40% ぐらいということですから、25 でもいいのかと思います。もともとこの審議会の前の段階のときに、2 段階で上げましょうというお話をされたと思いますので、次のときの 2 年後 3 年後ですかね、その時に 50 になるように持っていけばいいのか。今この段階では 25、とりあえずその半分の 25 にしておいて、そこから決めていくと、改定率についてはですね、やっぱりこの数字だけ見てしまうと、小口が大きくて、大口が小さいとか、これをやっぱり一般の方が見ると、なんでこんなに違うのって思ってしまうと思いますので、この改定率はやっぱり近い方がいいのかなと思います。大口に対してはですね、その 400 万という数字だけを言うとかかなり大きい数字ですけども、大口ですので全体的には当然比率でやっぱり考えないといけないと私は思います。金額では決めるべきではないとは考えています。以上です。

白川会長：今おっしゃっていただいた通り、5 年ごとに見直すということになっていて、今回、理想の形にしなくても、5 年後にそこに近づける、2 段階で近づけていくというのは、非常に妥当な考え方と思います。

理想が何かというのが人によって違うところかもしれませんが、最初のお話の通り、固定費をできるだけ基本使用料で賄うという意味でいうと、基本使用料は今よりは上げていったほうがよいというところがありました。あと、皆川委員などもおっしゃったように、改定率の低いところが出て、でこぼこはできるだけないようにしたほうがよいというご意見も分かりました。そういう意味では 1 番の 2,450 円とか 2 番の 1,700 円と、これが先ほどの他の自治体の例から見ると比率としてはよさそうだということで、今回いきなり 2,450 円にしなくても、今回 1,700 円にして次回 5 年後に 2,450 円と、あるいは、それからさらに少し上がることはやむを得ないと思いますが、そうい

う段階かと思えます。このあたりにしたときにその調整が難しくなるかどうかということですかね。加納委員お願いします。

加納委員：皆さんのご意見、ごもつともだと思えますし、そういう意味では資料1の5ページ目のところにですね、前回の振返りも含めて、検討していた5つについてまとめられています。これを見ながら、細かく分けていただいた、資料2の1ページ目を見てですね、検討しうる幅がある程度あって、過度な負担が、どこかにしわ寄せが来るということがなさそうところで議論をするというのかなというふうに思います。で、今回は、県内平均よりもいずれにしても低くて、さらに固定費に対してある程度他の団体と類似のところというところで計算をしていただきつつ、現行を見ながら、1,300円の方も入れていただいていますけども、皆さんの意見をかんがみると、その検討2と検討2.5と検討3ぐらいのところ。基本使用料を2,450円か、類似団体平均の2,050円か、今回示している1,700円かぐらいで、改めて、次回、検討をするというのではいかがでしょうか。その時にですね、今回、かなり細かくシミュレーションしていただいているので、決めておくのは、その3つにするのかもう一段絞って2つにするのかぐらいを今日決めておいて、あと、区分がア、イ、ウある現行のままの3区分でいくのか、小口側を分ける方でいくのか、大口側を分けるやり方にするのかのどれを選ぶかぐらいを決めておけば、次回もう少し議論がしやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

白川会長：また3つとすると今回と同じようになるので、できるだけ減らしたいですね。2つか1つに。

基準として、今回ある中では1,700ですかね、その途中、中間の2,000ですとまた新しい数字が出てくることになりますが、シミュレーションとして1つにして、その中で分け方をいろいろ分けると。分けるときも一番上、先ほど累進度のような基準がありましたけども、一番額の大きいところでも、

また 170 あるいは 180 を固定してあとは下の方を区切っていくと、できるだけたくさん区切ったものを見ながら、あとはそれを逆に減らしていくような方が考えやすいかとは思いますが。

これで今回の表で言うと 2 のイの B あたりがベースになるかと思いますが。110 円、140 円、150 円、160 円となっているので、これをもっと刻んでいくような。阿久津委員お願いします。

阿久津委員：今の意見に賛成です私は。2 のイの B で。そうすると、累進度が 1.45 なので、そんなに県内平均と変わらないんで、1.52 以上だと、今度、負担が大変になるんじゃないかなと思って、そのぐらいがちょうどいいかなと思うんですよね。今、基本料金が 500 円なので、それが今度 2,450 円ってなると相当上がってしまうのもあるし、あと、あんまり水量使わない人も多分いると思うんですよね。そうすると、小口分割の方が一般市民にはいいかなと私は思いました。

白川会長：皆川委員、どうぞ。

皆川委員：なかなか皆さん 1,700 円でというラインになっておりまして、ちょっと少数派ではありますけれども、やはりどうしてもやっぱりお一人暮らしの方、高齢者の方とか、今まで経営戦略では 20%程度の値上げということまで来ていますし、やっぱりこれだけの今物価高なので、もう物が上がっている状態で、年金は上がらないわけですね。そういう世帯もありますし、それとひとり親世帯の方というのはなかなか収入も、そんなに頑張っても頑張っても、という状況で、やっぱり負担をできるだけ下げたいという思いがありますので、この段階で 1,300 円、これでもちょっとまだ負担率 40%越していますので、これでもちょっと私はどうかなと思うんですが、今日の段階で 1,300 円の案を削るとするのは、やめていただきたいというのは、すみません、しつこいですが申し上げたいと思います。

白川会長：竹内委員どうぞ。

竹内委員：今の皆川様のご意見の中でですね、例えば、1,700 円にしてもですね、その区分ですね、例えば 10 から 40 のところを 10 から 20 と、20 から 40 で分けて、その 10 か 20 のところの単価をちょっと下げてあげると。それで調整できる範囲であればそれでもいいのかなと私は考えます。というのは、上水道のときはここ 10 から 40 じゃなくて、多分半分ですね 10 か 20 になってまして、あと 20 から 40 の 2 つ区分に分かれてましたんで、そこで合わせるというのもあるかもしれませんが、そこでちょっと差をつけて、もしうまく調整できるのであればそちらの方がいいかなと思います。でもどっちもやっぱりこの固定費というのは、これ今後絶対問題になってきますんで、上げないわけには多分いかないと私は考えていますので、ここを何とか調整できればと思います。

白川会長：加納委員、どうぞ。

加納委員：どうしても 1 人暮らしや水道を使わない方々への配慮ということであれば、資料 1 の 7 ページにありますように基本水量という考えを改めて導入して、例えば、10 m³までは基本料金でいいですよと、それ以上についてはあげますよということにすれば、今、議論している 10 から 40 もしくは 10 から 20 のところが、さらに低く抑えられることになるかと思えます。で、それでもまだ抑えきれないのであれば、例えば、市の方の負担にはなるかもしれないですけど、1 から 10、10 から 20、20 から 30、30 から 40 っってもうここを細かく分けてしまつて単価を設定してあげれば、もう少し議論が前向きになるかなという気もするんですね。ただそれが、いろんな料金回収であるとか、いろんな面でかえってトータルコストが上がるのであれば、改めて考えなきゃいけないと思うんですけども、今の議論からすると、現状をかんがみ、その基本水量という考えを改めて検討する価値はあるかなというふうにも思いますが、いかがでしょう。

白川会長：高田委員、先ほど手を挙げられていました。

高田委員：私も加納さんとほぼほぼ同じですけれども、何かこう困った方たちがいらっしゃるのはわかるんですけれども、それを何か他の人たちでカバーするというのは、ちょっと筋道が違うんじゃないかと。福祉の方ですよ、それは。それを何かこう全員、市民全員で負担とか、つくば市の企業が負担するという考えはちょっと、ここに持ち込むのはどうかなというのもあります。ただ加納委員がおっしゃられたように、本当に使わない方とか、少ない方は、そういうふうにもう一度復活させてもいいのかなというふうに思います。

白川会長：皆川委員おっしゃられたように物価高とかそういったものの影響というのは皆さんにもあることでそれはできるだけ減らしたいというところで下水道料金もその1つですし、他もそうですし、できるだけそこは、この料金でも配慮したいと思いますが。そうですね、基本使用料が小さい方がそこはやりやすいかもしれませんが、1,700 円の中でもどれくらいできるかというのはちょっと示していただいて、それでもどうしてもこう無理だとなったらまた 1,300 円とかあるいは基本水量というところもあり得るかと思いません。事務局からどうぞ。

事務局（土田主任）：今、お話をいただいていた、ケース2のイのB、1,700 円で小口側だけ分割したものを大体均等になるように配賦したのが、今画面に表示しているものになります。順番に説明させていただくと、小口側 10 m³の方が大体 1,000 円の増、20 m³の方が 800 円の増、上のほうは先ほどまでと大体同じで、従量単価で言うと、1 から 20 m³を 110 円、21 から 40m³を 140 円、41 から 200 m³を 160 円、一番上を 180 円とすると大体これぐらい、1,700 円とした場合でも一応これぐらいまでだったら調整は可能です。これはちょっと、事務局からの作業上のお願いになるんですけれども、従量使用料の方は、今やっているようにその場ですぐいじることができるんですけれども、ちょっと区分を分けるのは大分作業かかるので、もし次回区分をさらに細かくとい

うことだと、具体的に何区分で、例えば有収水量で分けるとか、事業者の内容で分けるとかをお示ししていただけると、事前にはお持ちできるんですけど、区分はちょっとこの場で作業ができないので、もし次回区分を再度検討するというのであれば、その区分の修正案まで今日ご提示いただくと大変助かります。

白川会長：増やすことは難しいですけど減らすことなら、計算自体はちょっと難しいですかね。最大を 180 にして、一番安いところを例えば 110 円にしたらもう、10 円刻みで 8 段階以上ありえないので、その最大の区分にして、どのくらい、今日お話のあったところが改善されるかというのは見てもいいかと思います。

事務局（土田主任）：そうすると、9 区分に分けるときの分け方が結構変わってくるので、分けるときに例えば、今って結構有収水量が均等なので、例えば有収水量を均等にした例でいいのか、それとも用途に、ただ先ほどお話あったように実は大口だからその用途的に多くかかるってことはないんですけども用途で見るのか、単純に水量で 9 に分ければいいのかとかそういったところをお示しいただくと助かります。

白川会長：今日の結果にある 500 から 1,000 のあたりの率が低く見えている場合が多いので、そこがあまり低くならないようにというところですかね。あとは、10 刻みに刻んでいく場合はおそらくあまり実質的に違いが出てこないのではないかと思いますので、出ないということも示していただくと納得ができます。大口の方があまり関係ない、とだけ言われても、実際はどうなのだろうということになります。多分これでも大きい方がほとんど変わっていないところから見ると、9 区分とかにしても結局はもっと小さい区分に落ち着くのではないかと思います。宮武委員どうぞ。

宮武委員：今の加納委員のご意見は、最後の仕上げのところですよね。最後に、何か不公平がどうしても最後のところに出てこないときにはやったらどうとい

うご意見があったと思うんで、比較検討のときには別に影響しないんじゃないかなと思うんですけど。これもう、次回のなんか資料が出てきちゃったみたいな感じになりますけど、そういうふうに扱ったらいかがでしょうか。

白川会長：では、できるだけ細かくしていただくぐらいのことで、

事務局（土田主任）：次回は区分を細かくして、一応、有収水量で均等になるように分けさせていただいてお持ちする形にいたします。

白川会長：今日も指摘のポイントが出たようなところも含めて、さすがにこれはちょっとバランスが悪いということになったらまたそれも修正するということができればと思います。様々な角度からご意見をいただきましたし、まだ言い切れないところもあると思うのですが、今日は中村委員などは何かありますか。大丈夫ですか。

中村委員：特にございませんが、個人的には、基本使用料は他自治体などを見ますと、2,000円前後かなと感じております。以上です。

白川会長：平井委員も何かありましたら、お願いします。

平井委員：私もその他自治体との、近隣の主要都市の7ページを見たときに、例えば宇都宮市と比べて、基本使用料2,200円なんだけどこのうち20m³までは、料金に入っているということを考えると、何かつくば市の基本料金2,450円が若干高く感じてはいたんですね。なので、ちょっとその他との違いという意味では、ちょっと基本料金2,450円が高いような印象があります。

白川会長：そうですね、現在との違いというのもありますし、差が大きいと思います。柏崎委員は何かありますか。

柏崎委員：この資料が、ぱっと見で追いつかないというのが感想です。できれば、事前にちょっと早く送っていただけたらとかというのがあってもいいのかなというふうに思いました。あと1点だけちょっと、お話をさせていただきたいと思うんですけども、この料金って、収入が今40億ぐらいなものを基準外繰り入れをなくし、かつ、将来の改築更新に必要なものを利用するために、

純利益を確保するという収入で、令和8年に48億円ということなんだと思うんですけども、そうすると、48億円の中に、今言われている必要な基本料金を上げるとかというところが、きっとあるんだと思うんですけど、その分でもうすでに48億円の中に、どうあろうとも入っているんじゃないのかなと。何を言っているかわかりますかね。基本料金をどうするかということはどう上げるかということの中に、もう総量が48億円ということになっているので、そこに何かもともとを改修しなくちゃいけない資本費とか基本料金を賄うべきものも、もう総量の中に、もしかしたら入っているんじゃないかなというのは聞いていて思いました。以上です。

事務局（山下補佐）：48億円の中に当然内訳がありまして、その中で、含まれているか、含まれていないかというのでは、含まれています。

白川会長：内訳までは入ってないってことですよ。今は内訳を議論している。

柏崎委員：何が言いたかったかというのと、基本料金、例えば、確保しなくちゃいけない、まず基本料金を上げなくちゃいけないという前提があるんだと思うんですけど、そのあげなくちゃいけない部分って、48億円の中にもう入っているんで、48億円の中にも入れ込んである話なのかなと思いました。

白川会長：前の議論のときにすでに、基本料金が幾らになるかを仮定していたのではないかという事ですか。

柏崎委員：そういう意味ではなくて、先ほどの現状の500円の基本料金を1.2倍にして、そういう例があってもいいんじゃないかという話の中で、ご回答いただいた話と、もしかしたらちょっと違うんじゃないかなという気がしましたということですね。

白川会長：すいません、ちょっとまた詳しく話すと時間かかりそうなので、今日は1回保留させていただいて、安委員の方から何かありますか。

安委員：今までご議論いただいた内容、まず、やっぱり基本料金を上げていただくということ、非常に大事なことであって、やはりこの5ページの方にあ

るように多分つくば市さん、我々流域の方に最終的に下水を出していただく形になるので、やはり管渠とかそういったラインの施設がメインである。その中でやはり、固定費であるところはやはり大きくなっていくのかなと。従量単価というよりは固定費の方がやっぱり高めにでてくるんで、その辺をやはりどうにかされたいという形で、今までご議論あったというふうには考えております。だから、ここでお示したように、やはりつくば市にあっては2,450円なのですけども、そういった処理場まで含めたところまで説明ができれば1,700円なのかなということと、それでもやはり、庶民感覚からということで、もうちょっと下げて他でというふうな考え方で進んできたのかなと思っております。そこから先はどう納得いただけるかというお話になるのかなと思いますので、ただ、今日のお話し見ると多分理想的であると、2,450円だったならば、おそらく小口の方々が97%というのはなかなかこの評価だと言えないだろうし、結局それによると単価的なものですね、基本料が上がるので単価下がって当たり前ですけども。そういう形がいいのか、それともある程度上げなきゃいけないにしても、単価はそのままでも基本料金だけ上げて何とかというそういう考え方も少しあると思うんです。だから、今回多分、資料的にこんななりますよという形なのですけども、市民の皆さんに説明するにあたって、どういう考えでありますという、本来ならば、1つの仮定で2,450円が妥当であると考えますけども、それのときに、単価下げてもいいですか。m³単価下げてもいいですかというふうなものもあるだろうし、例えば、多分、今までの考えからすると、従量単価はそのままですけども、こういった固定費の考え方からその分上げさせてもらいたいな。1つそういうふうな、考え方でもって、こういうのがいいんじゃないかというちょっと絞った形でお示ししていただけると、それによって最終的に不公平が出るのところだけは、特別にどうにかしましょうとかそういった考えになってくるのかなと思うんです。

だから、ちょっと今日見た資料では、うーんというところはあるんですけども。そういった何か1つの考え方みたいなので、基本料金あとは単価ですかね、その辺の、多分、市民の皆さん、出てくるのはその2つぐらいだったら、基本料金は幾らであって、単価が幾らだよ、変わったよというふうになると思うので。そのあたりをうまく説明できるような、理屈として提示して、それによって細かい点を詰めていきましょうかと、そういうふうな考え方が今日の資料だと、そこまでもう少し揉んでいただいたほうがいいのかというふうに感じました。

白川会長：ありがとうございます。次の資料を作るときに、配慮できればと思います。私の方の司会が不手際で大分時間を超過してしまったのですが、委員の皆様からいろいろなご意見いただいたので、この後2回ぐらい予定されている中で、何とかまとめられればと思います。大丈夫でしょうか。そうしましたら、ここまでとしまして事務局に進行をお返しします。

事務局（桜井課長）：白川会長、委員の皆様、ご審議ありがとうございました。最後にその他としまして今後のスケジュールについてです。

資料3をご覧ください。次回第5回目の審議会を6月2日10時から、第6回目の審議会を7月3日10時からに予定しております。

こちらスケジュールは、第6回の7月3日の答申についてという部分なのですが、こちらにつきましては今後の審議の進捗により変更になりますので、この辺りはご承知おきください。よろしく申し上げます。

近日中改めてですね、この通知を発送いたしますので、ご確認の方、よろしくお願ひいたします。これまでの説明についてご質問、ご意見などございましたらお願ひいたします。

それでは、以上をもちましてつくば市上下水道審議会下水道事業第4回を終了いたします。委員の皆様、長い間ありがとうございました。

以 上

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第4回）

次 第

日時 令和7年5月16日（金）
午前10時

場所 つくば市役所本庁舎2階
202会議室

1 開 会

2 議 事

使用料体系の検討

3 その他

4 閉 会

資 料 一 覧

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第4回）

- 資料1 使用料体系の検討
- 資料2 使用料体系の検討パターン
- 資料3 スケジュール

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第4回） 座席表

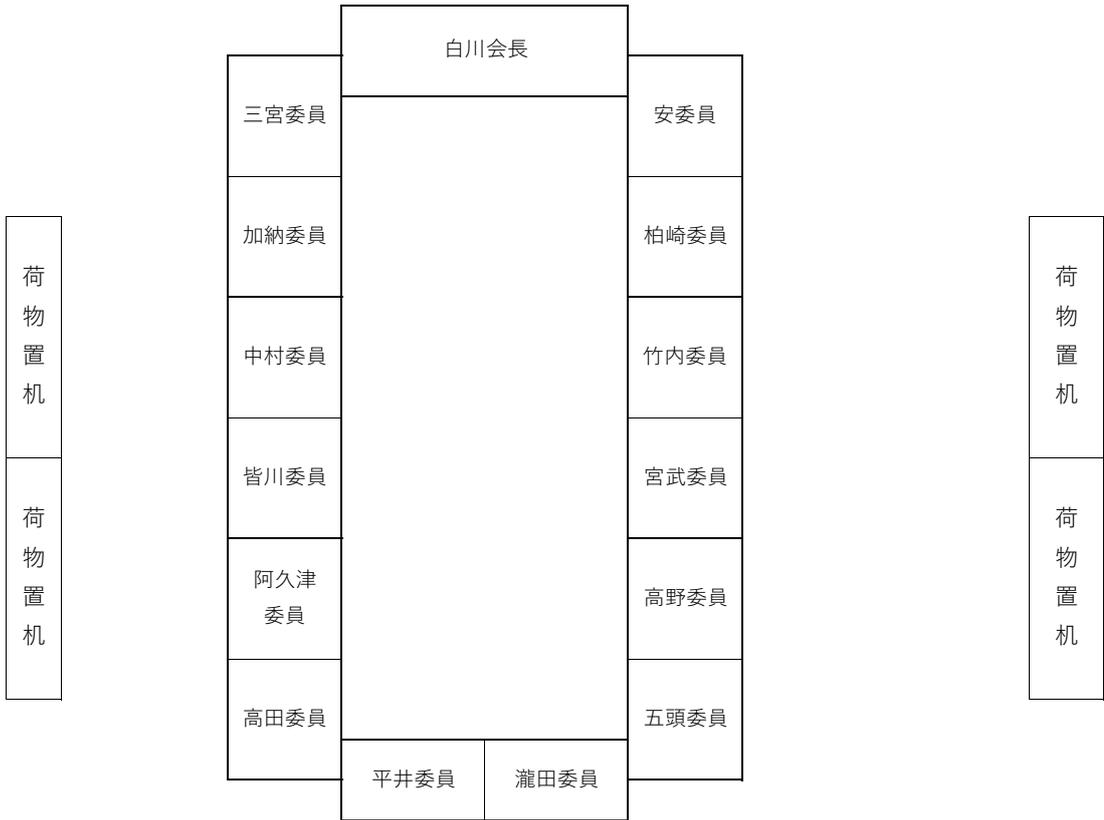
場所：202会議室

スクリーン

PC

プロジェクター

入口



入口

上下水道局 木村局長	上下水道局 渡辺次長	下水道総務課 桜井課長	下水道総務課 山下補佐	下水道総務課 荒木係長	上下水道業務課 小川課長	下水道工務課 富田課長	下水道工務課 青柳補佐
---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	----------------	----------------

下水道総務課 土田主任	下水道総務課 藤井主事	下水道総務課 佐伯係長	下水道総務課 飯竹主任	上下水道業務課 大浦係長	上下水道業務課 栗原補佐	下水道工務課 橋本係長	下水道工務課 加納係長
----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

水道総務課 水橋課長	水道総務課 石渡補佐	水道総務課	水道総務課	委託業者	委託業者	下水道工務課 小松係長	
---------------	---------------	-------	-------	------	------	----------------	--

ベルトパーテーション

傍聴人席

つくば市上下水道審議会 委員名簿

任期：2年（令和7年1月28日から令和9年1月27日まで）

氏名	ふりがな	所属等	条例中の規定	
白川 直樹	しらかわ なおき	筑波大学システム情報系 准教授	学識経験者	1号
三宮 武	さんのみや たけし	国土交通省国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長	学識経験者	1号
加納 誠介	かのう せいすけ	日本政策投資銀行職員 (産業技術総合研究所)	学識経験者	1号
中村 道子	なかむら みちこ	公認会計士	学識経験者	1号
皆川 幸枝	みながわ ゆきえ	元つくば市議会都市建設委員会委員長	学識経験者	1号
阿久津 裕子	あくつ やすこ		市民	2号
高田 佳恵子	たかだ かえこ		市民	2号
平井 美季	ひらい みき		市民	2号
瀧田 風歌	たきた ふうか		市民	2号
五頭 泰誠	ごとう やすまさ	つくば市議会議員	市議会の議員	3号
高野 文男	たかの ふみお	つくば市議会議員	市議会の議員	3号
宮武 晃司	みやたけ こうじ	筑波研究学園都市交流協議会 企画調整委員会 会長 (国土交通省国土技術政策総合研究所 研究総務官)	関係行政機関の職員	4号
竹内 秀治	たけうち ひではる	つくば市工業団地企業連絡協議会 (荒川化学工業株式会社)	関係行政機関の職員	4号
柏崎 元治	かしわざき げんじ	茨城県企業局県南水道事務所長	関係行政機関の職員	4号
安 正弘	やす まさひろ	茨城県流域下水道事務所長	関係行政機関の職員	4号

(敬称略)

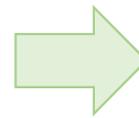
使用料体系の検討

使用料体系について（前回の振返り）

使用料の改定にあたっては、3つの変数があります。

- ①基本使用料の額（前回の審議内容）
 - ②従量使用料の区分の数
 - ③従量使用料の区分間の差（単価）
- } **今回の審議内容**

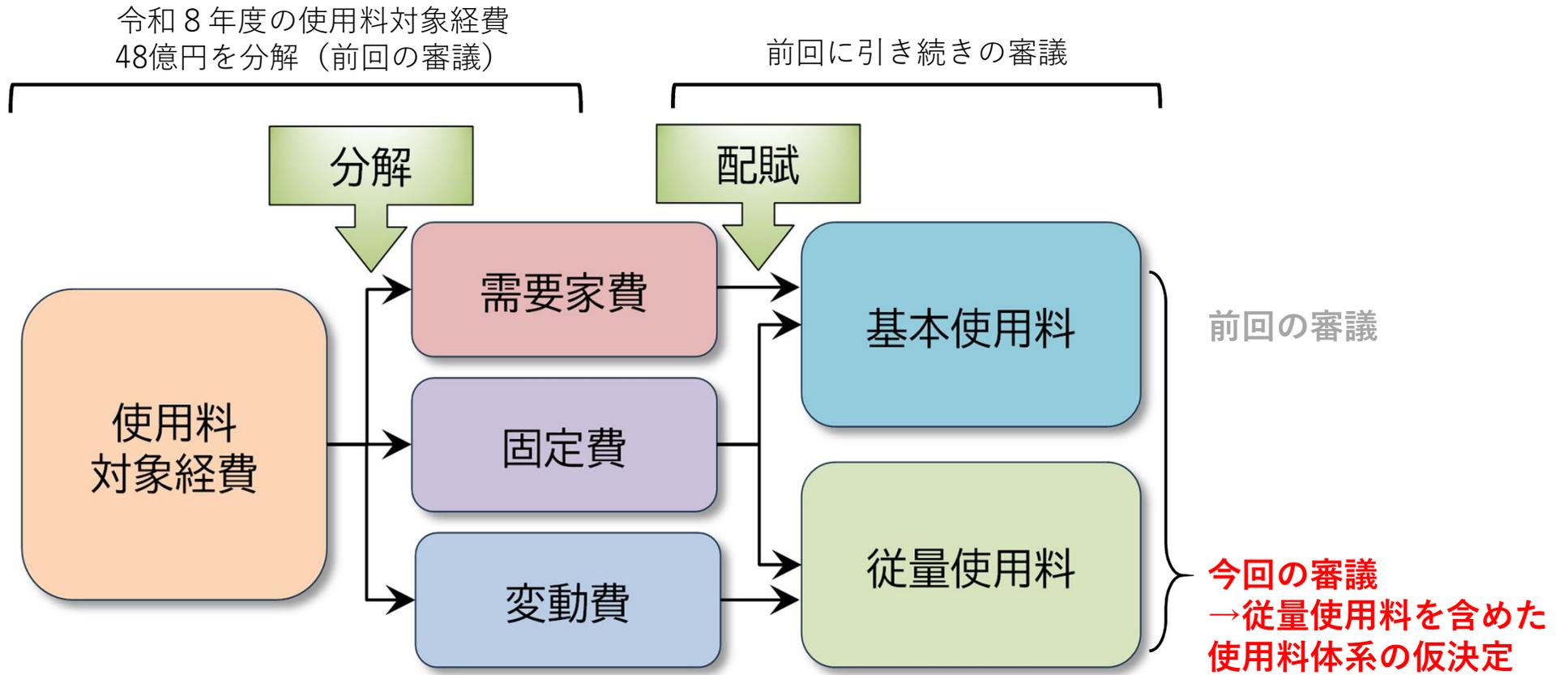
基本使用料	使用水量	従量使用料
500円	0~40m ³	130円
	41~200m ³	140円
	201m ³ ~	150円



基本使用料	使用水量	従量使用料
上げる？ 下げる？ ①	区分の数？ ②	区分間の 差？ ③

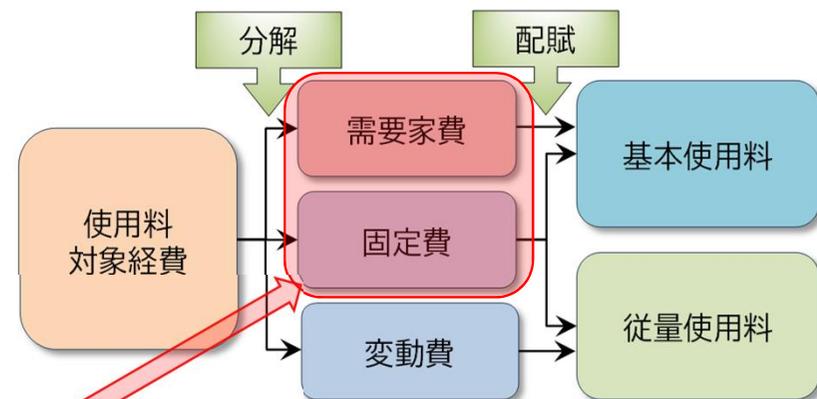
※2か月、税抜き

使用料対象経費の配賦（前回の振返り）



参考：使用料対象経費の分解結果（前回の振返り）

R8年度：使用料対象経費分解(千円)		需要家費	固定費	変動費	合計	
管路	職員給与費	-	22,128	5,001	27,129	0.6%
	修繕費	-	34,934	-	34,934	0.7%
	委託料	-	56,503	51,211	107,714	2.2%
	その他	-	1,370	-	1,370	0.0%
ポンプ場	職員給与費	-	21,334	4,220	25,554	0.5%
	動力費	-	-	194,568	194,568	4.1%
	修繕費	-	19,593	-	19,593	0.4%
	委託料	-	12,277	504,186	516,463	10.8%
	その他	-	-	-	-	0.0%
その他	職員給与費	-	107,774	18,463	126,237	2.6%
	流域維持管理負担金	-	227,617	1,277,734	1,505,351	31.3%
	委託料	31,898	-	-	31,898	0.7%
	その他	251,905	11,178	7,064	270,147	5.6%
資本費		-	1,941,076	-	1,941,076	40.4%
合計		283,803 5.9%	2,455,784 51.1%	2,062,447 42.9%	4,802,034 100.0%	



固定的経費
57%

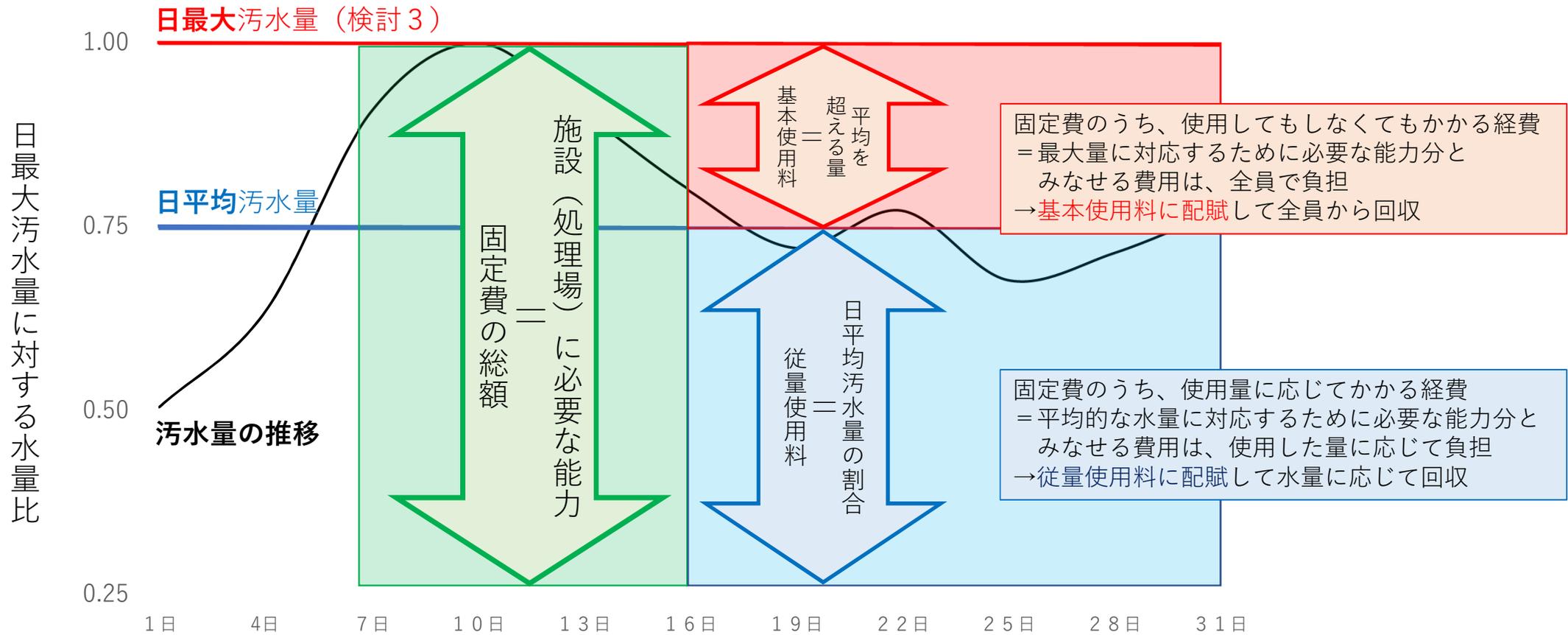
基本使用料の検討パターンと評価（前回の振返り）

※R6年度調定データを元に再計算

基本使用料への配賦方法		算定方法	基本使用料 (2か月、 税抜き)	基本使用料/ 使用料収入 (%)	基本 使用料 改定率	基本使用料としての評価
検討1	使用料算定の原則	需要家費と 固定費の100% を基本使用料に配賦	3,900円	50.5%	7.8倍	需要家費と固定費は基本使用料で賄うという原則に忠実な形
		県内平均	2,600円	37.6%	5.2倍	
検討2	需要の変動に基づく 配賦 (日平均：時間最大)	固定費の50% を基本使用料に配賦	2,450円	35.1%	4.8倍	管路とポンプの処理能力を考慮しており、処理場を持たないつくば市に最も適した形
		類似団体平均	2,050円	30.3%	2.6倍	
検討3	需要の変動に基づく 配賦 (日平均：日最大)	固定費の25% を基本使用料に配賦	1,700円	24.1%	3.4倍	処理場を有する場合の算定方法ではあるが、需要の変動を考慮した形
		検討3と検討4の中間値	1,300円	18.8%	2.6倍	第3回審議会中の意見より
検討4	固定費の費目の 一部を配賦	固定費の14% (管路・ポンプ場以外の経費) を基本使用料に配賦	950円	13.1%	1.9倍	性質上基本使用料に配賦すべき最低限の費用(徴収事務に係る人件費、量水器購入費等)のみを基本使用料に配賦した形
検討5	平均改定率	平均改定率20% に合わせて基本使用料を設定	600円	8.9%	1.2倍	平均改定率のみを考慮した形
		現在	500円	8.1%		

需要変動に基づく配賦の方法（前回の振り返り）

検討3 固定費の基本使用料への配賦方法：需要の変動に基づく配賦



その他のご意見（前回の振返り）

（全て2か月、税抜き）

・近隣（関東）の主要都市の基本使用料も参考にはどうか。

→近隣の主要都市の基本使用料（基本水量制含む）は右表のとおりです。

自治体名	基本使用料	（基本水量）
宇都宮市	2,200円	（20m ³ まで）
水戸市	2,128円	（16m ³ まで）
前橋市	1,280円	（16m ³ まで）
横浜市	1,260円	
さいたま市	666円	
千葉市	611円	

・各水量区分における有収水量が33%前後となるように区分を設定した場合はどうか。
（右図は令和8年度に現行の3区分とした場合の有収水量見込み）

・区分を3区分から4区分にした場合はどうか。

・区分毎の改定率を表示してほしい。

→今回の資料に反映しました。

区分(2か月)	有収水量(m ³)	割合
0~40m ³	10,050,988	37.0%
41~200m ³	8,686,784	32.0%
201m ³ ~	8,394,453	30.9%
合計	27,132,225	100.0%

従量使用料について

従量使用料を構成する要素

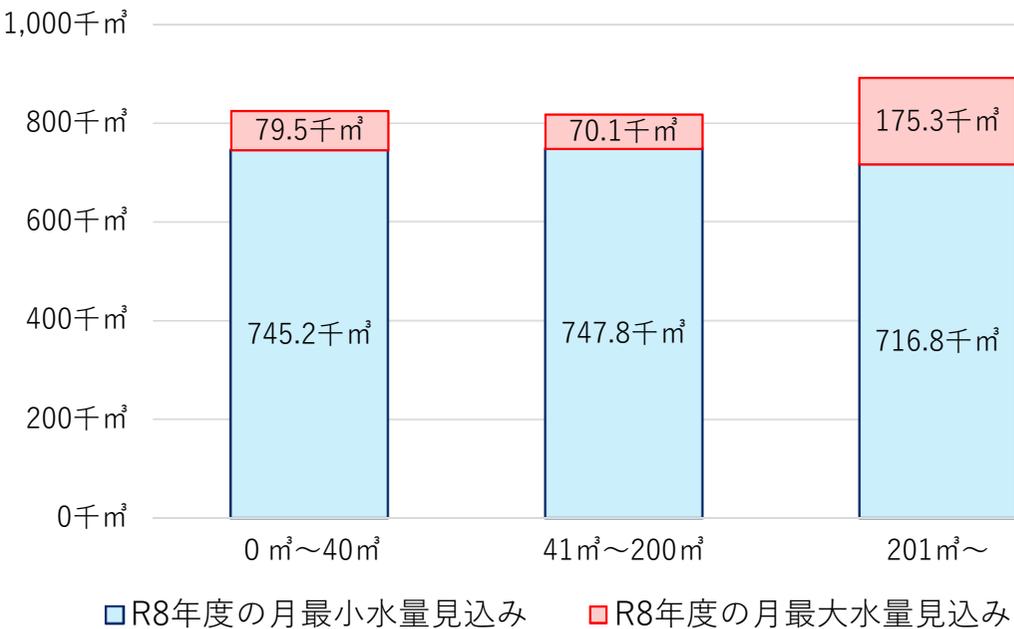
要素	説明	基本的考え方（※）	現行				県内平均	類似団体平均
水量区分	汚水の排水量の段階に対応した水量区分	3 から 9 程度のグループに区分することが一般的	区分数 3	1 m ³ ～ 40 m ³	41 m ³ ～ 200 m ³	201 m ³ ～	区分数 4.5	区分数 5.9
従量単価	使用量の多寡に応じて、水量当たりの価格により賦課されるもの	ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本	最高			150円	185.8円	254.5円
			最低	130円		140円	135.1円	95.9円
累進度	使用量の増加に応じて従量単価がどの程度高くなるかを示したもの	排水需要の実態等を適切に勘案し、使用者間の負担の公平性の観点にも留意した上で設定するもの	150円 ÷ 130円 = 1.15				1.52	6.56

※国土交通省「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」及び日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」より

累進度が必要となる理由

水量区分毎の需要変動について、令和8年度の見込みは以下の通りとなる。

R4-R6水量実績に基づくR8需要変動見込み



○最大量に対応するために必要な部分においては、大口需要者の占める割合が大きい。

○常に使用が想定される部分においては、水量区分ごとの割合がほぼ一定である。

→使用者間の負担公平を図るため、適切な従量単価（累進度）を設定する必要がある。

従量使用料の算定

基本使用料が1,700円で現行の3区分の場合、水量区分毎に使用料対象経費を按分すると、以下の通りとなる。→基本使用料と区分が定めれば、需要変動を考慮した使用料体系は一意に定まる。

使用者区分	基本使用料単価 (円)	基本使用料 (千円)			従量使用料 (千円)			従量使用料単価 (円)
	①基本使用料単価 ×調定件数 =基本使用料A+B	A+B	需要家費 A	固定費B+C		変動費 D	C+D	
				基本使用料部分B	従量使用料部分C			
合計	1,700円	1,157,677	283,803	2,455,784		2,062,447	3,644,357	
0 m ³ ~40 m ³	1,700円	888,888	217,910	873,874	1,581,910	738,076	1,247,012	128.79 ⇒130円
41 m ³ ~200 m ³	1,700円	260,163	63,779	196,384	494,625	682,156	1,176,781	131.70 ⇒130円
201 m ³ ~	1,700円	8,626	2,115	6,511	578,349	642,214	1,220,564	144.53 ⇒140円

②固定費の一部(B)を基本使用料に、残り(C)を従量使用料に配賦

③Cを、常に使用が想定される部分と、最大量に対応するために必要な部分に分解し、P10の比率に基づいて配賦

④従量使用料C+Dを、各区分における有収水量で按分

使用料体系（案）のパターン検討

以上を踏まえ、基本使用料、従量使用料（従量単価、累進区分）の3要素について、以下の組合せで使用料体系（案）のパターンを作成した。

要素Ⅰ	パターン		考え方
基本使用料	1	2,450	計画汚水量比率の日平均と時間最大汚水量の変動比率（0.5：1.0）を用いる
	2	1,700	計画汚水量比率の日平均と日最大汚水量の変動比率（0.75：1.0）を用いる
	3	1,300	前回の審議会において提案のあった折衷案

要素Ⅱ	パターン		考え方
累進区分	ア	3区分（現行）	現行の3区分（1～40m ³ 、41～200m ³ 、201m ³ ～）
	イ	4区分（小口分割）	4区分（1～20m ³ 、21～40m ³ 、41～200m ³ 、201～）
	ウ	4区分（大口分割）	4区分（1～40m ³ 、41～200m ³ 、201～1,000m ³ 、1,001m ³ ～）

要素Ⅲ	パターン		考え方
従量単価	A	需要変動考慮	下水道使用料算定の基本的考え方に基づいて設定した場合
	B	改定率同程度	全区分における改定率が同程度となるように調整した場合

全体の傾向や審議のポイント

今回決定したい内容

- 1 区分について
 - (1) 区分を分けても、需要変動を考慮した計算上はあまり影響がない。
 - (2) 小口側を分割すると、最終的な調整が容易となる。

- 2 基本使用料について
 - ・基本使用料を上げると小口側に不利に、大口側に有利に働く。

次回に向けて審議を行いたい内容

- 3 従量使用料について
 - (1) 基本的な考え方に基づいた使用料体系であるAは、大口側に有利な改定となる（＝現状は大口側に不利）
→小口側の負担を軽減する調整例としてBをお示ししている。
 - (2) Aとの乖離具合と、現状の使用料体系からの改定率の両方を考慮する必要がある。

☆どのような調整方法があるか（例：AとBの中間をとる、Aの改定率マイナス部分で小口側の負担軽減等）

- 4 その他 改定率と改定額について
 - ・改定率に着目すると小口側が著しく不利に見える一方で、改定額に着目すると大口側の負担の大きさが際立つため、双方のバランスを考慮する必要がある。

		1 基本使用料 2,450円				2 基本使用料 1,700円				3 基本使用料 1,300円				
		A 需要変動考慮		B 改定率同程度		A 需要変動考慮		B 改定率同程度		A 需要変動考慮		B 改定率同程度		
現行		CASE-1-A-A		CASE-1-A-B		CASE-2-A-A		CASE-2-A-B		CASE-3-A-A		CASE-3-A-B		
水量区分	使用者目安	使用料合計(円)	差額(円)	改定率	使用料単価(円/m ³)	使用料合計(円)	差額(円)	改定率	使用料単価(円/m ³)	使用料合計(円)	差額(円)	改定率	使用料単価(円/m ³)	
	④	③=①+②	③-④	③/④*100	③=①+②	③-④	③/④*100	③=①+②	③-④	③/④*100	③=①+②	③-④	③/④*100	
10 m	1人世帯	1,800	1,750	97%	355.0	3,350	1,550	86%	335.0	3,000	1,200	67%	300.0	
20 m	2人世帯	3,100	4,650	1,550	50%	232.5	4,250	1,150	37%	212.5	4,300	1,200	39%	215.0
30 m	2人世帯	4,400	5,750	1,350	31%	191.7	5,150	750	17%	171.7	5,600	1,200	27%	186.7
40 m	3人世帯	5,700	6,850	1,150	20%	171.3	6,050	350	6%	151.3	6,900	1,200	21%	172.5
50 m	4人世帯	7,100	7,950	850	12%	159.0	7,450	350	5%	149.0	8,200	1,100	15%	164.0
100 m	アパート、保母所	14,100	13,450	-650	-5%	134.5	14,450	350	2%	144.5	14,700	600	4%	147.0
200 m	学校、飲食店	28,100	24,450	-3,650	-13%	122.3	28,450	350	1%	142.3	27,700	-400	-1%	138.5
500 m	学校、スーパー	73,100	60,450	-12,650	-17%	120.9	73,450	350	0%	146.9	69,700	-3,400	-5%	139.4
1,000 m	研究機関、大型店舗	148,100	120,450	-27,650	-19%	120.5	148,450	350	0%	148.5	139,700	-8,400	-6%	139.7
10,000 m	大学、研究所	1,498,100	1,200,450	-297,650	-20%	120.0	1,498,450	350	0%	149.8	1,399,700	-98,400	-7%	140.0
100,000 m	大学、研究所	14,998,100	12,000,450	-2,997,650	-20%	120.0	14,998,450	350	0%	150.0	13,999,700	-998,400	-7%	140.0
200,000 m	大学、研究所	29,998,100	24,000,450	-5,997,650	-20%	120.0	29,998,450	350	0%	150.0	27,999,700	-1,998,400	-7%	140.0
合計(千円)	4,058,306	4,760,237	701,931	17.3%	175.4	4,766,217	707,911	17.4%	175.7	4,781,996	723,690	17.8%	176.2	
水量区分	有収水量(m ³)	改定前従量単価(円)	使用料収入(千円)	従量単価(円)	区分毎改定率	使用料単価(円)	使用料収入(千円)	従量単価(円)	区分毎改定率	使用料単価(円)	使用料収入(千円)	従量単価(円)	区分毎改定率	使用料単価(円)
0	0	-	51,459	-	390%	-	51,459	-	390%	-	35,706	-	240%	-
1-40	9,709,654	130	2,323,094	110	53%	239.3	2,128,900	90	40%	219.3	2,133,093	130	40%	219.7
41-200	8,974,011	140	1,369,529	110	8%	152.6	1,326,596	140	4%	147.8	1,431,952	130	13%	159.6
201-	8,448,560	150	1,016,155	120	-19%	120.3	1,259,262	150	0%	149.1	1,181,245	140	-6%	139.8
合計	27,132,225	-	4,760,237	-	17.3%	175.4	4,766,217	-	17.4%	175.7	4,781,996	-	17.8%	176.2
累進度	1.15	累進度	1.09	累進度	1.67	累進度	1.08	累進度	1.33	累進度	1.14	累進度	1.31	

ア 3区分(現行)

イ 4区分(小口分割)

ウ 4区分(大口分割)

1 基本使用料 2,450円

ア 3区分(現行)

イ 4区分(小口分割)

ウ 4区分(大口分割)

A 需要変動考慮

B 改定率同程度

CASE-1-ア-A								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		1,100	3,550	1,800	1,750	97%	355.0
20 m ³	2人世帯		2,200	4,650	3,100	1,550	50%	232.5
30 m ³	2人世帯		3,300	5,750	4,400	1,350	31%	191.7
40 m ³	3人世帯		4,400	6,850	5,700	1,150	20%	171.3
50 m ³	4人世帯		5,500	7,950	7,100	850	12%	159.0
100 m ³	アパート、保育所	2,450	11,000	13,450	14,100	-650	-5%	134.5
200 m ³	学校、飲食店		22,000	24,450	28,100	-3,650	-13%	122.3
500 m ³	学校、スーパー		58,000	60,450	73,100	-12,650	-17%	120.9
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		118,000	120,450	148,100	-27,650	-19%	120.5
10,000 m ³	大学、研究所		1,198,000	1,200,450	1,498,100	-297,650	-20%	120.0
100,000 m ³	大学、研究所		11,998,000	12,000,450	14,998,100	-2,997,650	-20%	120.0
200,000 m ³	大学、研究所		23,998,000	24,000,450	29,998,100	-5,997,650	-20%	120.0
合計(千円)		1,701,559 35.7%	3,058,678 64.3%	4,760,237 100.0%	4,058,306	701,931	17.3%	175.4

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	51,459	-	-	-	-	390%
1-40	9,709,654	2,323,094	239.3	110	130	-15%	53%
41-200	8,974,011	1,369,529	152.6	110	140	-21%	8%
201-	8,448,560	1,016,155	120.3	120	150	-20%	-19%
合計	27,132,225	4,760,237	175.4	-	-	-	17.3%
累進度				1.09	1.15		

CASE-1-イ-A								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		1,100	3,550	1,800	1,750	97%	355.0
20 m ³	2人世帯		2,200	4,650	3,100	1,550	50%	232.5
30 m ³	2人世帯		3,300	5,750	4,400	1,350	31%	191.7
40 m ³	3人世帯		4,400	6,850	5,700	1,150	20%	171.3
50 m ³	4人世帯		5,500	7,950	7,100	850	12%	159.0
100 m ³	アパート、保育所	2,450	11,000	13,450	14,100	-650	-5%	134.5
200 m ³	学校、飲食店		22,000	24,450	28,100	-3,650	-13%	122.3
500 m ³	学校、スーパー		58,000	60,450	73,100	-12,650	-17%	120.9
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		118,000	120,450	148,100	-27,650	-19%	120.5
10,000 m ³	大学、研究所		1,198,000	1,200,450	1,498,100	-297,650	-20%	120.0
100,000 m ³	大学、研究所		11,998,000	12,000,450	14,998,100	-2,997,650	-20%	120.0
200,000 m ³	大学、研究所		23,998,000	24,000,450	29,998,100	-5,997,650	-20%	120.0
合計(千円)		1,701,559 35.7%	3,058,677 64.3%	4,760,236 100.0%	4,058,306	701,930	17.3%	175.4

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	51,459	-	-	-	-	390%
1-20	3,143,508	1,068,545	339.9	110	130	-15%	92%
21-40	6,566,146	1,254,548	191.1	110	130	-15%	30%
41-200	8,974,011	1,369,529	152.6	110	140	-21%	8%
201-	8,448,560	1,016,155	120.3	120	150	-20%	-19%
合計	27,132,225	4,760,236	175.4	-	-	-	17.3%
累進度				1.09	1.15		

CASE-1-ウ-A								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		1,100	3,550	1,800	1,750	97%	355.0
20 m ³	2人世帯		2,200	4,650	3,100	1,550	50%	232.5
30 m ³	2人世帯		3,300	5,750	4,400	1,350	31%	191.7
40 m ³	3人世帯		4,400	6,850	5,700	1,150	20%	171.3
50 m ³	4人世帯		5,500	7,950	7,100	850	12%	159.0
100 m ³	アパート、保育所	2,450	11,000	13,450	14,100	-650	-5%	134.5
200 m ³	学校、飲食店		22,000	24,450	28,100	-3,650	-13%	122.3
500 m ³	学校、スーパー		58,000	60,450	73,100	-12,650	-17%	120.9
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		118,000	120,450	148,100	-27,650	-19%	120.5
10,000 m ³	大学、研究所		1,198,000	1,200,450	1,498,100	-297,650	-20%	120.0
100,000 m ³	大学、研究所		11,998,000	12,000,450	14,998,100	-2,997,650	-20%	120.0
200,000 m ³	大学、研究所		23,998,000	24,000,450	29,998,100	-5,997,650	-20%	120.0
合計(千円)		1,701,559 35.7%	3,058,678 64.3%	4,760,237 100.0%	4,058,306	701,931	17.3%	175.4

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	51,459	-	-	-	-	390%
1-40	9,709,654	2,323,094	239.3	110	130	-15%	53%
41-200	8,974,011	1,369,529	152.6	110	140	-21%	8%
201-1000	1,677,879	203,134	121.1	120	150	-20%	-17%
1001-	6,770,681	813,021	120.1	120	150	-20%	-20%
合計	27,132,225	4,760,237	175.4	-	-	-	17.3%
累進度				1.09	1.15		

CASE-1-ア-B								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		900	3,350	1,800	1,550	86%	335.0
20 m ³	2人世帯		1,800	4,250	3,100	1,150	37%	212.5
30 m ³	2人世帯		2,700	5,150	4,400	750	17%	171.7
40 m ³	3人世帯		3,600	6,050	5,700	350	6%	151.3
50 m ³	4人世帯		5,000	7,450	7,100	350	5%	149.0
100 m ³	アパート、保育所	2,450	12,000	14,450	14,100	350	2%	144.5
200 m ³	学校、飲食店		26,000	28,450	28,100	350	1%	142.3
500 m ³	学校、スーパー		71,000	73,450	73,100	350	0%	146.9
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		146,000	148,450	148,100	350	0%	148.5
10,000 m ³	大学、研究所		1,496,000	1,498,450	1,498,100	350	0%	149.8
100,000 m ³	大学、研究所		14,996,000	14,998,450	14,998,100	350	0%	150.0
200,000 m ³	大学、研究所		29,996,000	29,998,450	29,998,100	350	0%	150.0
合計(千円)		1,701,559 35.7%	3,064,658 64.3%	4,766,217 100.0%	4,058,306	707,911	17.4%	175.7

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	51,459	-	-	-	-	390%
1-40	9,709,654	2,128,900	219.3	90	130	-31%	40%
41-200	8,974,011	1,326,596	147.8	140	140	0%	4%
201-	8,448,560	1,259,262	149.1	150	150	0%	0%
合計	27,132,225	4,766,217	175.7	-	-	-	17.4%
累進度				1.67	1.15		

CASE-1-イ-B								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		700	3,150	1,800	1,350	75%	315.0
20 m ³	2人世帯		1,400	3,850	3,100	750	24%	192.5
30 m ³	2人世帯		2,700	5,150	4,400	750	17%	171.7
40 m ³	3人世帯		4,000	6,450	5,700	750	13%	161.3
50 m ³	4人世帯		5,400	7,850	7,100	750	11%	157.0
100 m ³	アパート、保育所	2,450	12,400	14,850	14,100	750	5%	148.5
200 m ³	学校、飲食店		26,400	28,850	28,100	750	3%	144.3
500 m ³	学校、スーパー		71,400	73,850	73,100	750	1%	147.7
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		146,400	148,850	148,100	750	1%	148.9
10,000 m ³	大学、研究所		1,496,400	1,498,850	1,498,100	750	0%	149.9
100,000 m ³	大学、研究所		14,996,400	14,998,850	14,998,100	750	0%	150.0
200,000 m ³	大学、研究所		29,996,400	29,998,850	29,998,100	750	0%	150.0
合計(千円)		1,701,559 35.7%	3,068,229 64.3%	4,769,788 100.0%	4,058,306	711,482	17.5%	175.8

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	51,459	-	-	-	-	390%
1-20	3,143,508	942,805	299.9	70	130	-46%	70%
21-40	6,566,146	1,125,166	171.4	130	130	0%	17%
41-200	8,974,011	1,389,026	154.8	140	140	0%	9%
201-	8,448,560	1,261,332	149.3	150	150	0%	0%
合計	27,132,225	4,769,788	175.8	-	-	-	17.5%
累進度				2.14	1.15		

CASE-1-ウ-B								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		900	3,350	1,800	1,550	86%	335.0
20 m ³	2人世帯		1,800	4,250	3,100	1,150	37%	212.5
30 m ³	2人世帯		2,700	5,150	4,400	750	17%	171.7
40 m ³	3人世帯		3,600	6,050	5,700	350	6%	151.3
50 m ³	4人世帯		5,000	7,450	7,100	350	5%	149.0
100 m ³	アパート、保育所	2,450	12,000	14,450	14,100	350	2%	144.5
200 m ³	学校、飲食店		26,000	28,450	28,100	350	1%	142.3
500 m ³	学校、スーパー		71,000	73,450	73,100	350	0%	146.9
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		146,000	148,450	148,100	350	0%	148.5
10,000 m ³	大学、研究所		1,586,000	1,588,450	1,498,100	90,350	6%	158.8
100,000 m ³	大学、研究所		15,986,000	15,988,450	14,998,100	990,350	7%	159.9
200,000 m ³	大学、研究所		31,986,000	31,988,450	29,998,100	1,990,350	7%	159.9
合計(千円)		1,701,559 35.3%	3,120,375 64.7%	4,821,934 100.0%	4,058,306	763,628	18.8%	177.7

2 基本使用料 1,700円

ア 3区分(現行)

イ 4区分(小口分割)

ウ 4区分(大口分割)

A 需要変動考慮

CASE-2-ア-A								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		1,300	3,000	1,800	1,200	67%	300.0
20 m ³	2人世帯		2,600	4,300	3,100	1,200	39%	215.0
30 m ³	2人世帯		3,900	5,600	4,400	1,200	27%	186.7
40 m ³	3人世帯		5,200	6,900	5,700	1,200	21%	172.5
50 m ³	4人世帯		6,500	8,200	7,100	1,100	15%	164.0
100 m ³	アパート、保育所	1,700	13,000	14,700	14,100	600	4%	147.0
200 m ³	学校、飲食店		26,000	27,700	28,100	-400	-1%	138.5
500 m ³	学校、スーパー		68,000	69,700	73,100	-3,400	-5%	139.4
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		138,000	139,700	148,100	-8,400	-6%	139.7
10,000 m ³	大学、研究所		1,398,000	1,399,700	1,498,100	-98,400	-7%	140.0
100,000 m ³	大学、研究所		13,998,000	13,999,700	14,998,100	-998,400	-7%	140.0
200,000 m ³	大学、研究所		27,998,000	27,999,700	29,998,100	-1,998,400	-7%	140.0
合計(千円)		1,180,674 24.7%	3,601,322 75.3%	4,781,996 100.0%	4,058,306	723,690	17.8%	176.2

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	35,706	-	-	-	-	240%
1-40	9,709,654	2,133,093	219.7	130	130	0%	40%
41-200	8,974,011	1,431,952	159.6	130	140	-7%	13%
201-	8,448,560	1,181,245	139.8	140	150	-7%	-6%
合計	27,132,225	4,781,996	176.2	-	-	-	17.8%
累進度			1.08	1.15			

CASE-2-イ-A								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		1,300	3,000	1,800	1,200	67%	300.0
20 m ³	2人世帯		2,600	4,300	3,100	1,200	39%	215.0
30 m ³	2人世帯		3,900	5,600	4,400	1,200	27%	186.7
40 m ³	3人世帯		5,200	6,900	5,700	1,200	21%	172.5
50 m ³	4人世帯		6,500	8,200	7,100	1,100	15%	164.0
100 m ³	アパート、保育所	1,700	13,000	14,700	14,100	600	4%	147.0
200 m ³	学校、飲食店		26,000	27,700	28,100	-400	-1%	138.5
500 m ³	学校、スーパー		71,000	72,700	73,100	-400	-1%	145.4
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		146,000	147,700	148,100	-400	0%	147.7
10,000 m ³	大学、研究所		1,496,000	1,497,700	1,498,100	-400	0%	149.8
100,000 m ³	大学、研究所		14,996,000	14,997,700	14,998,100	-400	0%	150.0
200,000 m ³	大学、研究所		29,996,000	29,997,700	29,998,100	-400	0%	150.0
合計(千円)		1,180,674 24.3%	3,675,457 75.7%	4,856,131 100.0%	4,058,306	797,825	19.7%	179.0

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	35,706	-	-	-	-	240%
1-20	3,143,508	910,162	289.5	130	130	0%	64%
21-40	6,566,146	1,222,930	186.2	130	130	0%	27%
41-200	8,974,011	1,431,952	159.6	130	140	-7%	13%
201-	8,448,560	1,255,381	148.6	150	150	0%	0%
合計	27,132,225	4,856,131	179.0	-	-	-	19.7%
累進度			1.15	1.15			

CASE-2-ウ-A								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		1,300	3,000	1,800	1,200	67%	300.0
20 m ³	2人世帯		2,600	4,300	3,100	1,200	39%	215.0
30 m ³	2人世帯		3,900	5,600	4,400	1,200	27%	186.7
40 m ³	3人世帯		5,200	6,900	5,700	1,200	21%	172.5
50 m ³	4人世帯		6,500	8,200	7,100	1,100	15%	164.0
100 m ³	アパート、保育所	1,700	13,000	14,700	14,100	600	4%	147.0
200 m ³	学校、飲食店		26,000	27,700	28,100	-400	-1%	138.5
500 m ³	学校、スーパー		68,000	69,700	73,100	-3,400	-5%	139.4
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		138,000	139,700	148,100	-8,400	-6%	139.7
10,000 m ³	大学、研究所		1,488,000	1,489,700	1,498,100	-8,400	-1%	149.0
100,000 m ³	大学、研究所		14,988,000	14,989,700	14,998,100	-8,400	0%	149.9
200,000 m ³	大学、研究所		29,988,000	29,989,700	29,998,100	-8,400	0%	149.9
合計(千円)		1,180,674 24.4%	3,657,039 75.6%	4,837,713 100.0%	4,058,306	779,407	19.2%	178.3

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	35,706	-	-	-	-	240%
1-40	9,709,654	2,133,093	219.7	130	130	0%	40%
41-200	8,974,011	1,431,952	159.6	130	140	-7%	13%
201-1000	1,677,879	233,710	139.3	140	150	-7%	-4%
1001-	6,770,681	1,003,252	148.2	150	150	0%	-1%
合計	27,132,225	4,837,713	178.3	-	-	-	19.2%
累進度			1.15	1.15			

B 改定率同程度

CASE-2-ア-B								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		1,200	2,900	1,800	1,100	61%	290.0
20 m ³	2人世帯		2,400	4,100	3,100	1,000	32%	205.0
30 m ³	2人世帯		3,600	5,300	4,400	900	20%	176.7
40 m ³	3人世帯		4,800	6,500	5,700	800	14%	162.5
50 m ³	4人世帯		6,200	7,900	7,100	800	11%	158.0
100 m ³	アパート、保育所	1,700	13,200	14,900	14,100	800	6%	149.0
200 m ³	学校、飲食店		27,200	28,900	28,100	800	3%	144.5
500 m ³	学校、スーパー		75,200	76,900	73,100	3,800	5%	153.8
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		155,200	156,900	148,100	8,800	6%	156.9
10,000 m ³	大学、研究所		1,595,200	1,596,900	1,498,100	98,800	7%	159.7
100,000 m ³	大学、研究所		15,995,200	15,996,900	14,998,100	998,800	7%	160.0
200,000 m ³	大学、研究所		31,995,200	31,996,900	29,998,100	1,998,800	7%	160.0
合計(千円)		1,180,674 24.6%	3,623,586 75.4%	4,804,260 100.0%	4,058,306	745,954	18.4%	177.1

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	35,706	-	-	-	-	240%
1-40	9,709,654	2,035,997	209.7	120	130	-8%	34%
41-200	8,974,011	1,396,830	155.7	140	140	0%	10%
201-	8,448,560	1,335,727	158.1	160	150	7%	6%
合計	27,132,225	4,804,260	177.1	-	-	-	18.4%
累進度			1.33	1.15			

CASE-2-イ-B								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		1,100	2,800	1,800	1,000	56%	280.0
20 m ³	2人世帯		2,200	3,900	3,100	800	26%	195.0
30 m ³	2人世帯		3,600	5,300	4,400	900	20%	176.7
40 m ³	3人世帯		5,000	6,700	5,700	1,000	18%	167.5
50 m ³	4人世帯		6,500	8,200	7,100	1,100	15%	164.0
100 m ³	アパート、保育所	1,700	14,000	15,700	14,100	1,600	11%	157.0
200 m ³	学校、飲食店		29,000	30,700	28,100	2,600	9%	153.5
500 m ³	学校、スーパー		77,000	78,700	73,100	5,600	8%	157.4
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		157,000	158,700	148,100	10,600	7%	158.7
10,000 m ³	大学、研究所		1,597,000	1,598,700	1,498,100	100,600	7%	159.9
100,000 m ³	大学、研究所		15,997,000	15,998,700	14,998,100	1,000,600	7%	160.0
200,000 m ³	大学、研究所		31,997,000	31,998,700	29,998,100	2,000,600	7%	160.0
合計(千円)		1,180,674 24.4%	3,660,960 75.6%	4,841,634 100.0%	4,058,306	783,328	19.3%	178.4

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	35,706	-	-	-	-	240%
1-20	3,143,508	847,292	269.5	110	130	-15%	52%
21-40	6,566,146	1,158,239	176.4	140	130	8%	20%
41-200	8,974,011	1,455,355	162.2	150	140	7%	14%
201-	8,448,560	1,345,042	159.2	160	150	7%	7%
合計	27,132,225	4,841,634	178.4	-	-	-	19.3%
累進度			1.45	1.15			

CASE-2-ウ-B								
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m ³	1人世帯		1,200	2,900	1,800	1,100	61%	290.0
20 m ³	2人世帯		2,400	4,100	3,100	1,000	32%	205.0
30 m ³	2人世帯		3,600	5,300	4,400	900	20%	176.7
40 m ³	3人世帯		4,800	6,500	5,700	800	14%	162.5
50 m ³	4人世帯		6,200	7,900	7,100	800	11%	158.0
100 m ³	アパート、保育所	1,700	13,200	14,900	14,100	800	6%	149.0
200 m ³	学校、飲食店		27,200	28,900	28,100	800	3%	144.5
500 m ³	学校、スーパー		72,200	73,900	73,100	800	1%	147.8
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		147,200	148,900	148,100	800	1%	148.9
10,000 m ³	大学、研究所		1,587,200	1,588,900	1,498,100	90,800	6%	158.9
100,000 m ³	大学、研究所		15,987,200	15,988,900	14,998,100	990,800	7%	159.9
200,000 m ³	大学、研究所		31,987,200	31,988,900	29,998,100	1,990,800	7%	159.9
合計(千円)		1,180,674 24.7%	3,605,167 75.3%	4,785,841 100.0%	4,058,306	727,535	17.9%	176.4

3 基本使用料 1,300円

ア 3区分(現行)

イ 4区分(小口分割)

ウ 4区分(大口分割)

A
需要変動考慮

CASE-3-ア-A									
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)	
10 m ³	1人世帯		1,400	2,700	1,800	900	50%	270.0	
20 m ³	2人世帯		2,800	4,100	3,100	1,000	32%	205.0	
30 m ³	2人世帯		4,200	5,500	4,400	1,100	25%	183.3	
40 m ³	3人世帯		5,600	6,900	5,700	1,200	21%	172.5	
50 m ³	4人世帯		7,000	8,300	7,100	1,200	17%	166.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,300	14,000	15,300	14,100	1,200	9%	153.0	
200 m ³	学校、飲食店		28,000	29,300	28,100	1,200	4%	146.5	
500 m ³	学校、スーパー		76,000	77,300	73,100	4,200	6%	154.6	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		156,000	157,300	148,100	9,200	6%	157.3	
10,000 m ³	大学、研究所		1,596,000	1,597,300	1,498,100	99,200	7%	159.7	
100,000 m ³	大学、研究所		15,996,000	15,997,300	14,998,100	999,200	7%	160.0	
200,000 m ³	大学、研究所		31,996,000	31,997,300	29,998,100	1,999,200	7%	160.0	
合計(千円)			902,868 18.6%	3,946,781 81.4%	4,849,649 100.0%	4,058,306	791,343	19.5%	178.7

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	27,305	-	-	-	-	160%
1-40	9,709,654	2,025,286	208.6	140	130	8%	33%
41-200	8,974,011	1,459,261	162.6	140	140	0%	15%
201-	8,448,560	1,337,797	158.3	160	150	7%	6%
合計	27,132,225	4,849,649	178.7	-	-	-	19.5%
累進度			1.14	1.15			

CASE-3-イ-A									
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)	
10 m ³	1人世帯		1,400	2,700	1,800	900	50%	270.0	
20 m ³	2人世帯		2,800	4,100	3,100	1,000	32%	205.0	
30 m ³	2人世帯		4,200	5,500	4,400	1,100	25%	183.3	
40 m ³	3人世帯		5,600	6,900	5,700	1,200	21%	172.5	
50 m ³	4人世帯		7,000	8,300	7,100	1,200	17%	166.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,300	14,000	15,300	14,100	1,200	9%	153.0	
200 m ³	学校、飲食店		28,000	29,300	28,100	1,200	4%	146.5	
500 m ³	学校、スーパー		76,000	77,300	73,100	4,200	6%	154.6	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		156,000	157,300	148,100	9,200	6%	157.3	
10,000 m ³	大学、研究所		1,596,000	1,597,300	1,498,100	99,200	7%	159.7	
100,000 m ³	大学、研究所		15,996,000	15,997,300	14,998,100	999,200	7%	160.0	
200,000 m ³	大学、研究所		31,996,000	31,997,300	29,998,100	1,999,200	7%	160.0	
合計(千円)			902,868 18.6%	3,946,781 81.4%	4,849,649 100.0%	4,058,306	791,343	19.5%	178.7

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	27,305	-	-	-	-	160%
1-20	3,143,508	823,596	262.0	140	130	8%	48%
21-40	6,566,146	1,201,690	183.0	140	130	8%	25%
41-200	8,974,011	1,459,261	162.6	140	140	0%	15%
201-	8,448,560	1,337,797	158.3	160	150	7%	6%
合計	27,132,225	4,849,649	178.7	-	-	-	19.5%
累進度			1.14	1.15			

CASE-3-ウ-A									
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)	
10 m ³	1人世帯		1,400	2,700	1,800	900	50%	270.0	
20 m ³	2人世帯		2,800	4,100	3,100	1,000	32%	205.0	
30 m ³	2人世帯		4,200	5,500	4,400	1,100	25%	183.3	
40 m ³	3人世帯		5,600	6,900	5,700	1,200	21%	172.5	
50 m ³	4人世帯		7,000	8,300	7,100	1,200	17%	166.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,300	14,000	15,300	14,100	1,200	9%	153.0	
200 m ³	学校、飲食店		28,000	29,300	28,100	1,200	4%	146.5	
500 m ³	学校、スーパー		73,000	74,300	73,100	1,200	2%	148.6	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		148,000	149,300	148,100	1,200	1%	149.3	
10,000 m ³	大学、研究所		1,588,000	1,589,300	1,498,100	91,200	6%	158.9	
100,000 m ³	大学、研究所		15,988,000	15,989,300	14,998,100	991,200	7%	159.9	
200,000 m ³	大学、研究所		31,988,000	31,989,300	29,998,100	1,991,200	7%	159.9	
合計(千円)			902,868 18.7%	3,928,361 81.3%	4,831,229 100.0%	4,058,306	772,923	19.0%	178.1

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	27,305	-	-	-	-	160%
1-40	9,709,654	2,025,286	208.6	140	130	8%	33%
41-200	8,974,011	1,459,261	162.6	140	140	0%	15%
201-1000	1,677,879	248,898	148.3	150	150	0%	2%
1001-	6,770,681	1,070,479	158.1	160	150	7%	6%
合計	27,132,225	4,831,229	178.1	-	-	-	19.0%
累進度			1.14	1.15			

B
改定率同程度

CASE-3-ア-B									
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)	
10 m ³	1人世帯		1,300	2,600	1,800	800	44%	260.0	
20 m ³	2人世帯		2,600	3,900	3,100	800	26%	195.0	
30 m ³	2人世帯		3,900	5,200	4,400	800	18%	173.3	
40 m ³	3人世帯		5,200	6,500	5,700	800	14%	162.5	
50 m ³	4人世帯		6,800	8,100	7,100	1,000	14%	162.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,300	14,800	16,100	14,100	2,000	14%	161.0	
200 m ³	学校、飲食店		30,800	32,100	28,100	4,000	14%	160.5	
500 m ³	学校、スーパー		81,800	83,100	73,100	10,000	14%	166.2	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		166,800	168,100	148,100	20,000	14%	168.1	
10,000 m ³	大学、研究所		1,696,800	1,698,100	1,498,100	200,000	13%	169.8	
100,000 m ³	大学、研究所		16,996,800	16,998,100	14,998,100	2,000,000	13%	170.0	
200,000 m ³	大学、研究所		33,996,800	33,998,100	29,998,100	4,000,000	13%	170.0	
合計(千円)			902,868 18.7%	3,930,498 81.3%	4,833,366 100.0%	4,058,306	775,060	19.1%	178.1

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	27,305	-	-	-	-	160%
1-40	9,709,654	1,928,190	198.6	130	130	0%	27%
41-200	8,974,011	1,451,449	161.7	160	140	14%	14%
201-	8,448,560	1,426,422	168.8	170	150	13%	13%
合計	27,132,225	4,833,366	178.1	-	-	-	19.1%
累進度			1.31	1.15			

CASE-3-イ-B									
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)	
10 m ³	1人世帯		1,200	2,500	1,800	700	39%	250.0	
20 m ³	2人世帯		2,400	3,700	3,100	600	19%	185.0	
30 m ³	2人世帯		3,900	5,200	4,400	800	18%	173.3	
40 m ³	3人世帯		5,400	6,700	5,700	1,000	18%	167.5	
50 m ³	4人世帯		7,000	8,300	7,100	1,200	17%	166.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,300	15,000	16,300	14,100	2,200	16%	163.0	
200 m ³	学校、飲食店		31,000	32,300	28,100	4,200	15%	161.5	
500 m ³	学校、スーパー		82,000	83,300	73,100	10,200	14%	166.6	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		167,000	168,300	148,100	20,200	14%	168.3	
10,000 m ³	大学、研究所		1,697,000	1,698,300	1,498,100	200,200	13%	169.8	
100,000 m ³	大学、研究所		16,997,000	16,998,300	14,998,100	2,000,200	13%	170.0	
200,000 m ³	大学、研究所		33,997,000	33,998,300	29,998,100	4,000,200	13%	170.0	
合計(千円)			902,868 18.7%	3,932,283 81.3%	4,835,151 100.0%	4,058,306	776,845	19.1%	178.2

水量区分	有収水量(m ³)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率
0	0	27,305	-	-	-	-	160%
1-20	3,143,508	760,726	242.0	120	130	-8%	37%
21-40	6,566,146	1,136,999	173.2	150	130	15%	18%
41-200	8,974,011	1,482,664	165.2	160	140	14%	17%
201-	8,448,560	1,427,457	169.0	170	150	13%	14%
合計	27,132,225	4,835,151	178.2	-	-	-	19.1%
累進度			1.42	1.15			

CASE-3-ウ-B									
水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)	
10 m ³	1人世帯		1,300	2,600	1,800	800	44%	260.0	
20 m ³	2人世帯		2,600	3,900	3,100	800	26%	195.0	
30 m ³	2人世帯		3,900	5,200	4,400	800	18%	173.3	
40 m ³	3人世帯		5,200	6,500	5,700	800	14%	162.5	
50 m ³	4人世帯		6,700	8,000	7,100	900	13%	160.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,300	14,200	15,500	14,100	1,400	10%	155.0	
200 m ³	学校、飲食店		29,200	30,500	28,100	2,400	9%	152.5	
500 m ³	学校、スーパー		77,200	78,500	73,100	5,400	7%	157.0	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		157,200	158,500	148,100	10,400	7%	158.5	
10,000 m ³	大学、研究所		1,687,200	1,688,500	1,498,100	190,400	13%	168.9	
100,000 m ³	大学、研究所		16,987,200	16,988,500	14,998,100	1,990,400	13%	169.9	
200,000 m ³	大学、研究所		33,987,200	33,988,500	29,998,100	3,990,400	13%	169.9	
合計(千円)			902,868 18.9%	3,876,490 81.1%	4,779,358 100.0%	4,058,306	721,052	17.8%	176.2

水量区分	有収水量(m ³)
------	-----------------------

1 基本使用料 2,450円

ア 3区分(現行)

CASE-1-ア-A

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)	
10 m ³	1人世帯		1,100	3,550	1,800	1,750	97%	355.0	
20 m ³	2人世帯		2,200	4,650	3,100	1,550	50%	232.5	
30 m ³	2人世帯		3,300	5,750	4,400	1,350	31%	191.7	
40 m ³	3人世帯		4,400	6,850	5,700	1,150	20%	171.3	
50 m ³	4人世帯		5,500	7,950	7,100	850	12%	159.0	
100 m ³	アパート、保育所	2,450	11,000	13,450	14,100	-650	-5%	134.5	
200 m ³	学校、飲食店		22,000	24,450	28,100	-3,650	-13%	122.3	
500 m ³	学校、スーパー		58,000	60,450	73,100	-12,650	-17%	120.9	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		118,000	120,450	148,100	-27,650	-19%	120.5	
10,000 m ³	大学、研究所		1,198,000	1,200,450	1,498,100	-297,650	-20%	120.0	
100,000 m ³	大学、研究所		11,998,000	12,000,450	14,998,100	-2,997,650	-20%	120.0	
200,000 m ³	大学、研究所		23,998,000	24,000,450	29,998,100	-5,997,650	-20%	120.0	
合計(千円)			1,701,559 35.7%	3,058,678 64.3%	4,760,237 100.0%	4,058,306	701,931	17.3%	175.4
水量区分	有収水量(m ³)		使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率	
0	0		51,459	-	-	-	-	390%	
1-40	9,709,654	2,323,094	239.3	110	130	-15%	53%		
41-200	8,974,011	1,369,529	152.6	110	140	-21%	8%		
201-	8,448,560	1,016,155	120.3	120	150	-20%	-19%		
合計	27,132,225	4,760,237	175.4	-	-	-	17.3%		
累進度				1.09	1.15				

A
需要変動考慮

2 基本使用料 1,700円

ア 3区分(現行)

CASE-2-ア-A

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)	
10 m ³	1人世帯		1,300	3,000	1,800	1,200	67%	300.0	
20 m ³	2人世帯		2,600	4,300	3,100	1,200	39%	215.0	
30 m ³	2人世帯		3,900	5,600	4,400	1,200	27%	186.7	
40 m ³	3人世帯		5,200	6,900	5,700	1,200	21%	172.5	
50 m ³	4人世帯		6,500	8,200	7,100	1,100	15%	164.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,700	13,000	14,700	14,100	600	4%	147.0	
200 m ³	学校、飲食店		26,000	27,700	28,100	-400	-1%	138.5	
500 m ³	学校、スーパー		68,000	69,700	73,100	-3,400	-5%	139.4	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		138,000	139,700	148,100	-8,400	-6%	139.7	
10,000 m ³	大学、研究所		1,398,000	1,399,700	1,498,100	-98,400	-7%	140.0	
100,000 m ³	大学、研究所		13,998,000	13,999,700	14,998,100	-998,400	-7%	140.0	
200,000 m ³	大学、研究所		27,998,000	27,999,700	29,998,100	-1,998,400	-7%	140.0	
合計(千円)			1,180,674 24.7%	3,601,322 75.3%	4,781,996 100.0%	4,058,306	723,690	17.8%	176.2
水量区分	有収水量(m ³)		使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率	
0	0		35,706	-	-	-	-	240%	
1-40	9,709,654	2,133,093	219.7	130	130	0%	40%		
41-200	8,974,011	1,431,952	159.6	130	140	-7%	13%		
201-	8,448,560	1,181,245	139.8	140	150	-7%	-6%		
合計	27,132,225	4,781,996	176.2	-	-	-	17.8%		
累進度				1.08	1.15				

B
改定率同程度

3 基本使用料 1,300円

ア 3区分(現行)

CASE-3-ア-A

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)	
10 m ³	1人世帯		1,400	2,700	1,800	900	50%	270.0	
20 m ³	2人世帯		2,800	4,100	3,100	1,000	32%	205.0	
30 m ³	2人世帯		4,200	5,500	4,400	1,100	25%	183.3	
40 m ³	3人世帯		5,600	6,900	5,700	1,200	21%	172.5	
50 m ³	4人世帯		7,000	8,300	7,100	1,200	17%	166.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,300	14,000	15,300	14,100	1,200	9%	153.0	
200 m ³	学校、飲食店		28,000	29,300	28,100	1,200	4%	146.5	
500 m ³	学校、スーパー		76,000	77,300	73,100	4,200	6%	154.6	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		156,000	157,300	148,100	9,200	6%	157.3	
10,000 m ³	大学、研究所		1,596,000	1,597,300	1,498,100	99,200	7%	159.7	
100,000 m ³	大学、研究所		15,996,000	15,997,300	14,998,100	999,200	7%	160.0	
200,000 m ³	大学、研究所		31,996,000	31,997,300	29,998,100	1,999,200	7%	160.0	
合計(千円)			902,868 18.6%	3,946,781 81.4%	4,849,649 100.0%	4,058,306	791,343	19.5%	178.7
水量区分	有収水量(m ³)		使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率	
0	0		27,305	-	-	-	-	160%	
1-40	9,709,654	2,025,286	208.6	140	130	8%	33%		
41-200	8,974,011	1,459,261	162.6	140	140	0%	15%		
201-	8,448,560	1,337,797	158.3	160	150	7%	6%		
合計	27,132,225	4,849,649	178.7	-	-	-	19.5%		
累進度				1.14	1.15				

CASE-1-ア-B

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)	
10 m ³	1人世帯		900	3,350	1,800	1,550	86%	335.0	
20 m ³	2人世帯		1,800	4,250	3,100	1,150	37%	212.5	
30 m ³	2人世帯		2,700	5,150	4,400	750	17%	171.7	
40 m ³	3人世帯		3,600	6,050	5,700	350	6%	151.3	
50 m ³	4人世帯		5,000	7,450	7,100	350	5%	149.0	
100 m ³	アパート、保育所	2,450	12,000	14,450	14,100	350	2%	144.5	
200 m ³	学校、飲食店		26,000	28,450	28,100	350	1%	142.3	
500 m ³	学校、スーパー		71,000	73,450	73,100	350	0%	146.9	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		146,000	148,450	148,100	350	0%	148.5	
10,000 m ³	大学、研究所		1,496,000	1,498,450	1,498,100	350	0%	149.8	
100,000 m ³	大学、研究所		14,996,000	14,998,450	14,998,100	350	0%	150.0	
200,000 m ³	大学、研究所		29,996,000	29,998,450	29,998,100	350	0%	150.0	
合計(千円)			1,701,559 35.7%	3,064,658 64.3%	4,766,217 100.0%	4,058,306	707,911	17.4%	175.7
水量区分	有収水量(m ³)		使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率	
0	0		51,459	-	-	-	-	390%	
1-40	9,709,654	2,128,900	219.3	90	130	-31%	40%		
41-200	8,974,011	1,326,596	147.8	140	140	0%	4%		
201-	8,448,560	1,259,262	149.1	150	150	0%	0%		
合計	27,132,225	4,766,217	175.7	-	-	-	17.4%		
累進度				1.67	1.15				

CASE-2-ア-B

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)	
10 m ³	1人世帯		1,200	2,900	1,800	1,100	61%	290.0	
20 m ³	2人世帯		2,400	4,100	3,100	1,000	32%	205.0	
30 m ³	2人世帯		3,600	5,300	4,400	900	20%	176.7	
40 m ³	3人世帯		4,800	6,500	5,700	800	14%	162.5	
50 m ³	4人世帯		6,200	7,900	7,100	800	11%	158.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,700	13,200	14,900	14,100	800	6%	149.0	
200 m ³	学校、飲食店		27,200	28,900	28,100	800	3%	144.5	
500 m ³	学校、スーパー		75,200	76,900	73,100	3,800	5%	153.8	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		155,200	156,900	148,100	8,800	6%	156.9	
10,000 m ³	大学、研究所		1,595,200	1,596,900	1,498,100	98,800	7%	159.7	
100,000 m ³	大学、研究所		15,995,200	15,996,900	14,998,100	998,800	7%	160.0	
200,000 m ³	大学、研究所		31,995,200	31,996,900	29,998,100	1,998,800	7%	160.0	
合計(千円)			1,180,674 24.6%	3,623,586 75.4%	4,804,260 100.0%	4,058,306	745,954	18.4%	177.1
水量区分	有収水量(m ³)		使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率	
0	0		35,706	-	-	-	-	240%	
1-40	9,709,654	2,035,997	209.7	120	130	-8%	34%		
41-200	8,974,011	1,396,830	155.7	140	140	0%	10%		
201-	8,448,560	1,335,727	158.1	160	150	7%	6%		
合計	27,132,225	4,804,260	177.1	-	-	-	18.4%		
累進度				1.33	1.15				

CASE-3-ア-B

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)	
10 m ³	1人世帯		1,300	2,600	1,800	800	44%	260.0	
20 m ³	2人世帯		2,600	3,900	3,100	800	26%	195.0	
30 m ³	2人世帯		3,900	5,200	4,400	800	18%	173.3	
40 m ³	3人世帯		5,200	6,500	5,700	800	14%	162.5	
50 m ³	4人世帯		6,800	8,100	7,100	1,000	14%	162.0	
100 m ³	アパート、保育所	1,300	14,800	16,100	14,100	2,000	14%	161.0	
200 m ³	学校、飲食店		30,800	32,100	28,100	4,000	14%	160.5	
500 m ³	学校、スーパー		81,800	83,100	73,100	10,000	14%	166.2	
1,000 m ³	研究機関、大型店舗		166,800	168,100	148,100	20,000	14%	168.1	
10,000 m ³	大学、研究所		1,696,800	1,698,100	1,498,100	200,000	13%	169.8	
100,000 m ³	大学、研究所		16,996,800	16,998,100	14,998,100	2,000,000	13%	170.0	
200,000 m ³	大学、研究所		33,996,800	33,998,100	29,998,100	4,000,000	13%	170.0	
合計(千円)			902,868 18.7%	3,930,498 81.3%	4,833,366 100.0%	4,058,306	775,060	19.1%	178.1
水量区分	有収水量(m ³)		使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	従量単価改定率	区分毎改定率	
0	0		27,305	-	-	-	-	160%	
1-40	9,709,654	1,928,190	198.6	130	130	0%	27%		
41-200	8,974,011	1,451,449	161.7	160	140	14%	14%		
201-	8,448,560	1,426,422	168.8	170	150	13%	13%		
合計	27,132,22								

スケジュール

開催時期等			主な審議事項	備考
令和7年	1月28日(火)	第1回	諮問 下水道使用料の改定について	
	2月26日(水)	第2回	使用料体系について 使用料対象経費の配賦について	
	3月26日(水)	第3回	基本使用料と従量使用料について	
	5月16日(金)	第4回	基本使用料と従量使用料について 累進度と累進段階について	
	6月2日(月)	第5回	従量使用料について 累進度と累進段階について	
	7月3日(木)	第6回	答申について	
	9月	—	下水道条例改正案を市議会に提出	

会 議 録

会議の名称	つくば市上下水道審議会（下水道事業 第5回）
開催日時	令和7年6月2日 開会 10:00 閉会 11:50
開催場所	つくば市役所2階 201会議室
事務局（担当課）	上下水道局下水道総務課
出席者	委員 白川直樹委員（会長）、三宮武委員（副会長） 加納誠介委員、中村道子委員、皆川幸枝委員、 阿久津裕子委員、高田佳恵子委員、平井美季委員、 瀧田風歌委員、五頭泰誠委員、柏崎元治委員、 安正弘委員
	事務局 上下水道局長 木村、 上下水道局次長 渡辺、 下水道総務課長 桜井、上下水道業務課長 小川、 下水道工務課長 富田、 下水道総務課課長補佐 山下、下水道総務課係長 荒木、 下水道総務課主任 土田、 下水道総務課係長 佐伯、下水道総務課主任 飯竹、 下水道工務課課長補佐 青柳、下水道工務課係長 加納、 下水道工務課係長 小松、下水道工務課係長 橋本、 上下水道業務課課長補佐 栗原、上下水道業務課係長 大浦、 水道総務課課長 水橋、水道総務課課長補佐 石渡
欠席者（委員）	高野文男委員、宮武晃司委員、竹内秀治委員

公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	4名
非公開の場合はその理由			
議題	・下水道使用料の改定について		
会議録署名人	五頭泰誠委員 柏崎元治委員	確定年月日	令和7年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 使用料体系の検討（資料1～3） 3 その他 4 閉会		

<p>1 開会</p> <p>事務局（桜井課長）：本日はご多忙のところ、ご参集いただき、誠にありがとうございます。ただいまから、つくば市上下水道審議会、下水道事業第5回を開催いたします。進行を務めます、つくば市上下水道局下水道総務課課長の桜井です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>第5回の本日は、使用料体系とその検討パターンについてのご説明になります。本日の配付資料につきましては、次第裏面の資料一覧の通りです。不足等ございましたらお申しつけください。</p> <p>続いて、本日欠席の委員を申し上げます。高野委員、宮武委員、竹内委員の3名でございます。</p> <p>ここからは、つくば市上下水道審議会条例第5条第2項に基づき、議長である白川会長に進行をお渡しします。白川会長、よろしくお願いいたします。</p>

白川会長：本日もよろしく申し上げます。予定として残り2回ということになりまして、かなり細かい数字も出てきましたので、できるだけ今日いろいろ進めて、次回に答申の案を議論できるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは会議を開始したいと思います。開始にあたり幾つかの確認事項をお伝えします。

まず、本日の出席委員数は12名ということで過半数を超えていますので審議会を開会いたします。また、議事録作成のため録音をしています。

次に本審議会の公開についてです。本審議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第2条第1号に定める附属機関に該当し、第3条の規定に基づき原則公開となっています。事務局は傍聴希望者がいれば、会議室の中に案内してください。ありがとうございます。

次に会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員とは、つくば市下水道審議会運営規則第4条に会長及び会長が指名した委員2人が署名しなければならないと定められています。指名する委員は輪番に指名していますので、今回は五頭委員と、欠席されている委員の方がいらっしゃいますので、柏崎委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。会議録は会議終了後、遅滞なく作成し、委員の署名後ウェブサイト公表することになっています。

それでは議事に入ります。議事次第の2番にあります、使用料体系の検討についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局（土田主任）：下水道総務課の土田です。着座にて失礼いたします。

第5回では、前回に引き続き使用料体系全体について検討をして参ります。

資料1、2ページをご覧ください。前回の審議会では、基本使用料、累進区分、従量単価の3つの要素について、以下の組み合わせで使用料体系の検討を行いました。

まず、要素1の基本使用料について、詳細な説明については割愛いたしますが、第3回の審議会でご提案した2,450円と1,700円、第3回の審議会でもいただいたご意見をもとに設定した1,300円の3パターンとしました。

次に、要素2の累進区分については、現行の3区分と小口側、大口側をそれぞれ分割した4区分の計3パターンをお示しいたしました。

最後に、要素3の従量単価についてですが、こちらについては前回の審議会の内容を踏まえ、算定及び調整の方法を追記しております。

Aのパターンは、下水道使用料算定の基本的考え方に基づき、需要変動の比率に応じて固定費を按分したものであり、理論上は最も適切な使用料体系となります。

Bのパターンは、各水量区分における改定率が同程度となるように、具体的には、累進度の逆転やマイナス改定が発生しないように調整を行ったものです。前回の審議会では、これらを組み合わせたものとして、 $3 \times 3 \times 2$ の全18パターンをご覧いただき、それぞれの要素や調整方法について、様々なご意見をいただきました。

実際にいただいたご意見について、3ページをご覧ください。

まず、基本使用料を2,450円とする案について、八潮の陥没事故なども踏まえ、安全面を考慮して即座に事故対応等が可能な費用の幅を持つ方がよいというお声がありましたが、一方で、他自治体と比較した際に高いと感じるというご意見もいただきました。

次に、1,700円の案について、固定費の基本使用料への配賦割合にかんがみると妥当であるといったご意見の他、次回以降に、基本使用料2,450円を目指すにあたって、激変緩和措置として今回1,700円とすることも考えられるのではないか、というご意見もいただきました。また、小口側に配慮するためには、1,300円かそれ以下が望ましいというご意見や、他自治体と比較して、2,000円前後が妥当であるというご意見もいただきました。

次に、水量区分についてですが、小口側の区分を分けることで、小口需要者への影響を緩和するべきというご意見が多く見られました。また、区分を細分化し、従量単価を細かく設定したほうがよいのではないかというご意見もいただきました。

最後に、従量単価や改定率、累進度について、改定率は各水量区分において、同程度つまり 20%に近づくように調整した案を示して欲しいというご意見をいただきました。各区分における従量単価については、全国的に物価高騰が続く中、一人暮らしの高齢者や一人親世帯への負担軽減が必要というご意見があった一方で、大口側はすでに環境負担を軽減するために排水処理費用を負担しており、さらなる負担をかけることが正しいのだろうかというご意見や、一人親世帯への対応は、福祉事業として行うことであり、他の使用者の下水道使用料で賄うべきではないというご意見もありました。

また、先に県内平均に近づくように累進度を定め、基本使用料や従量使用料については、逆算してはどうかというご意見もいただきました。

前回の審議会でもいただいた、これらのご意見をもとに、今回は A から G まで 7 つの使用料体系案を作成いたしました。

資料 1 の 4 ページと資料 2 をご覧ください。

まずは、資料 1 の 4 ページを使って、今回の検討案作成にあたっての条件設定及び調整の方法についてご説明いたします。

まず基本使用料についてですが、2,450 円は高いという意見が散見されたので、今回は 1,700 円と 1,300 円の 2 つに絞らせていただいております。

次に、水量区分について、小口需要者における基本使用料増額の影響を低減するため、すべてのケースにおいて、1 から 10 m³ で区切ることとしております。また、前回の審議会では、有収水量が概ね均等となるように 9 区分に分けた例をお示しするとお話いたしました。が、実際に有収水量のみで区分すると、大口側の調定件数が非常に少なくなってしまう、需要変動を見るため

のデータとしては不十分であったため、有収水量と調定件数のバランスを見ながら、9区分に分けております。

実際に分けたものについて、資料2の2枚目をご覧ください。上段の中央にあるグレーの参考案が、9区分にした上で、下水道使用料算定の基本的考え方に基づいて設定した使用料体系となります。9区分に区切った場合は、41から70 m³の単価が157円の赤い部分、71から100 m³の単価がオレンジ色の部分で144円と、それぞれ大口側よりも高くなっていることがわかります。たとえば、41から100 m³が150円、101 m³以上が140円となるような、大口側に行くにつれて、単価が低くなる使用料体系が最も望ましいということ、この図は示しておりますが、全国的に大口側の単価が低くなる使用料体系の事例はないため、今回の検討においては、区分は現行の通りとするか、41 m³以上の区分を統合することとしております。

最後に、従量単価についてです。資料2、1ページをご覧ください。右下の黄色い参考は、基本使用料と従量使用料を単純に20%改定したときの使用料体系となります。このとき、大口側の従量単価は180円となっているため、この例よりも基本使用料が上がる今回の検討案においては、大口側の従量単価を現行の150円から170円までの間で設定することにしました。小口側については、大口側の単価の幅と各検討案における条件を満たす場合について、使用料収入が48億円に近づくよう、10円単位で調整をしております。

これらの条件に基づき作成したのが、資料2、1ページにあります、AからGの検討案となります。AからDは基本使用料が1,700円の場合であり、EからGは基本使用料が1,300円の場合です。

まず、それぞれ一番左側にあるAとEについては、下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系におけるマイナス改定となる部分を小口側の負担軽減に充てているものです。右側のDとGについては、各区分における改定率が可能な限り同程度となるように調整したものです。間にあるCとFは、

それぞれ A と D、E と G の中間になるように作成したものとなっております。基本使用料が 1,700 円の場合においては、A と C で作成した検討案の累進度に開きがあったため、その中間として累進度が県内平均に近い B を新たに設定しております。また、事前に資料を送付した際に、これ以外の調整方法について、ご要望がある場合はご提出をお願いしておりましたが、特にご提出いただいた要望等はありませんでした。

全体的な傾向についてご説明いたします。まず、1人世帯の小口需要者に着目すると、最も改定率が低いのは、D の 22% で 400 円の増額、最も高いのが、A の 56% で 1,000 円の増となっております。大学、研究所などの大口側に着目すると、3つのグループに分けることができ、A と B は、改定率が 1% 未満で 3,000 円の増、C と E は改定率が約 6.6% で約 200 万円の増、D、F、G は改定率が約 13% で約 400 万円の増となります。なお、金額はいずれも 2 か月税抜きです。

次に、累進度についてですが、前回の審議会でお話した通り、下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系と比較すると、現在の使用料体系は大口側に不利となっております。今回の使用料改定において、基本使用料を引き上げる代わりに小口側の従量単価を大きく下げる、つまり累進度を過度に大きくすると、本来あるべき使用料体系からの乖離が大きくなり、次回以降の改定時に小口側の改定率が大きくなるか、あるいは、本来あるべき使用料体系に近づけることが困難となります。審議にあたっては、本来あるべき使用料体系と現行からの改定率との双方のバランスにご留意いただけますと幸いです。

本日の審議会においては、審議を通して、これらの案から、最終的に 1 つに決定していただきたいと考えております。もし、微調整が必要な場合は、この場で一部修正したものをお見せすることも可能です。また、使用料体系の設定に係る前回までの資料については、資料 1 の 5 ページ以降に掲載して

おりますので、必要であればご活用ください。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

白川会長：ありがとうございました。確認ですけれども、最後におっしゃったのは、資料1の5ページ以降ですね。

事務局（土田主任）：資料1の5ページ以降に、前回までの振返りということで、そもそもの使用料体系の決定の方法などを載せておりますので、もし何か今回の使用料体系を検討するにあたって、そのあたりの振返りをしたいとか、もう一度確認したいということがあれば、そちらをご覧いただいたり、ご質問いただければと思います。

白川会長：表そのものではないですね。

事務局（土田主任）：そうですね、表そのものというか考え方の部分についてになります。

白川会長：わかりました。ありがとうございます。

それではこちらの議題が今日のほぼ大半を占める中心的な議題になりますが、資料2の改定案A、B、C、D、E、F、Gとこのあたりから1つ選ぶというような大枠になります。資料2の1ページはまとめた表であって、2ページ以降が、細かい数字の載っている表です。数字がたくさんあって、見るのが大変なところはあると思いますので、ご覧になる時間を少しとってよいかと思います。今すぐ質問ある方いらっしゃいますか。五頭委員お願いします。

五頭委員：五頭です。前回欠席しまして大変失礼しました。前回の確認で、資料1の3ページですかね。基本使用料で、今日は1,700円の方をベースに案が出されていますけれども、前回の議論もちょっと聞かせていただければ、前回、1,700円と次回以降に2,400円とすることも考えるってことは、2段階で上げてくってことですかこれ。そういう議論がされたということですか。

白川会長：5年後の改定も見据えてという。

五頭委員：そうすると、5年後にもう1回審議会やるってこと。それともやら

ないってこと。

白川会長：審議会をやるかどうかは、決まっているのですかね。

事務局（山下補佐）：下水道総務課の山下です。昨年度作成した経営戦略において、令和8年と13年度に、下水道使用料の改定を盛り込んでおります。今回は令和8年度に向けての審議会ですが、令和13年度の改定にあたっては、おそらく1年前から、また改めて審議会などを開きながら、検討していくという形ですので、次回に2,450円にすることが決まっているわけではなくて、そういう考えもあるのではないかということでご意見をいただいた形です。

五頭委員：ありがとうございます。あともう1つ、1,700円でこのAからG案を出すってことだから、大変すいません、私も議会人なので、2回審議があるのかという懸念がありまして。わかりました、ありがとうございます。

白川会長：ありがとうございます。経営戦略のときに、一度に上げるか二度に分けて上げる戦略にするかという話がありまして、一度だとインパクトが大き過ぎるので、2回に分けたほうがいいのではということで、戦略の中に盛り込まれていました。2回目については今回数字まで決めるということではなくて、それがあつということを見込んで今回の数字を考えていこうということを、前回お話しされたかと思います。

他に、今すぐ何か質問がありましたら、言っていただいて結構ですし、いずれにしても、少し数値をよく見て、議論しなければいけないので、少し数字を見る時間を取っても良いかなと思います。大丈夫ですか。

もしよろしければ5分ぐらい時間をとって、数字を見ていただいてゆっくりそのあと、質問していただくということでもよいかと思いますが。三宮委員、どうぞ。

三宮委員：国総研の三宮でございます。すいません、私も前回欠席させていただいています。申し訳ありませんでした。

質問ではないのですが、前回の議論いただいた意見のところに関しま

して、ひとり親世帯等への対応は福祉として考えることであり、他の使用者の下水道使用料で賄うべきではないというそういったご意見もあったというふうに先ほどのご説明で伺いました。たとえば、そういう場合に今回の議論というのはどちらかというと基準外繰り入れを減らすということで、それも1つの目的だということではあるんですけども、福祉政策として一般会計からその分を繰り入れるという、そういった考えもあるのではないかなというふうに思います。たとえばの例ですけども、他の自治体で、地場産業の保護育成という観点から、その分を産業政策として基準外から入れているというそういった事例もありますので、そういう意味からすると、この福祉政策として入れるという一般会計から繰り入れというのも、あるのではないかなと思います。いわゆる、赤字補填的な意味ではなくて、政策としてそれを行っているんだという、そういった名目というか、目的とかそういったことにもなると思いますので、そういった考え方も、できるのではないかなというふうに思いました。以上でございます。

白川会長：ありがとうございます。他自治体の事例というのは、その地場産業の人達の下水道料金だけに入れるということですかね。全部入れるというわけではなくて。

三宮委員：産業の保護の観点で、使用料を減免しているような場合があります。そういったところに、その分を産業政策として、一般会計で入れているというそういった事例ですので、制度設計はまた考えられた方がいいと思うんですけども、事例としてそういうのもありますので、1つの参考になるのかなというふうに思いました。以上でございます。

白川会長：ありがとうございます。赤字補填的に全部入れてしまうと、受け取るべき人以外にも届いてしまうので、研究機関、大型の店舗、研究所、大学にも配賦はするものの、そちらに対してどうのこうのということよりは、さっきのひとり親世帯とか、1人2人の方たちにも直接届くのがいいですね。

三宮委員：そういう趣旨で申したつもりでございます。以上です。

白川会長：ありがとうございます。そうですね、前回の議論としては、基本使用料の中では 2,450 円がいいと言われた委員の方もいらっしゃいましたが、1,700 円くらいを支持する意見が多かったかと思います。1,300 円も残しておくべきだという意見もありましたので、今回、その 2 つが基本的には残っているかと思っています。

しばらく資料を見ていただいて、少し経ったところでまた、声をかけたいかと思いますが、あとその前に何か言っておきたいことはありますか。柏崎委員、お願いします。

柏崎委員：柏崎と申します。資料の確認をさせていただきたいんですけども、資料 2 の右下に累進度のコメントが載っておりまして、使用料体系からの乖離が大きいので、次回の改定時の小口側への影響が大きくなりますって、コメントされているのは、ちょっと聞き取れなかった部分もあるかもしれないんですけども、どういう意味なのでしょう。

事務局（土田主任）：ありがとうございます。累進度につきまして、まず使用料体系について、画面に出してある図を使って説明するのでご確認いただければと思います。

こちらは、使用料体系を今出している上の方にある A から D と、あと現行と、それから参考の 20%改定のものをすべて表したものです。どれがどれかわかりにくいと思うので、口頭でご説明するのですが、まず下から 2 番目にある点線、こちらが現在の使用料体系となります。それに対して、本来理想的な使用料体系というのは、一番下にあるオレンジの線になります。順番が前後してしまっていて申し訳ないのですが、横軸が水量を表していて、縦軸が使用料を表しております。この一番下の 2 本を比べると、現行の使用料、点線のものが、基本的考え方に基づく使用料体系を上回っていますので、大口側に行けば行くほど、本来あるべき形よりも多く負担していると

ということがわかります。その上、黄色の線なのですけども、こちら A と B がかぶってしまっていて、A と B がほとんど同じラインでその 1 本上の黄色い線、さらに上に行くと C の青い線、D の緑の線、そして、単純に 20% 改定したときの一番上の点線というように累進が大きくなるものや、基本使用料が余りに低いものというのは大口側の負担が非常に大きいというのをこの図は表しています。なので、今回どの案を設定するかによって、次回基本的使用料の算定の考え方に基づくグラフにどれだけ近づけるかということを考えて頂けたらと思います。

柏崎委員：ありがとうございます。いずれかの時点で、その赤いものに近づけないといけないという理解ですか。

事務局（土田主任）：近づけなければいけないというわけではないんですけども、たとえば今回の審議会においては、近づけないことを目指した場合、5 年後 10 年後の審議会において、近づけたらいいとなったときの、動かす幅が大きくなって、次回以降の改定が大変になる。今回大きくゆがめてしまうと、次回ゆがみを戻すのがまた大変になりますということを今ご説明しております。

柏崎委員：ありがとうございました。

白川会長：今回基本使用料を上げているのもそうですけれども、実際に水量区分による費用の違いが、下水道の運営の中ではあまり無いということなのですかね。全体として基本的にかかるお金が多くなっていて、水道のように口径別にかかってくるコストの差が水道は出るけれども、下水道はあまり出ないから、できるだけ小口、大口で差をつけない方が、ここで言う理想の形というふうにみなしているということですか。

事務局（土田主任）：そうですね。あと、1 点補足させていただきますと、本来その点線よりも下にしてオレンジに近づけるという考えもあると思うんですけど、それは、いわゆるそのマイナス改定が発生する案になってしまうので、

今回はその案を作成しておらず、なるべく現行の使用料体系の支払う金額に近い形で、赤い線に近いものという形で、案の A、B でそれに続く形で C、D という形で作っております。

これはすべて基本使用料 1,700 円の案ですけれども、1,300 円にしたときも、考え方は同じか、むしろ、基本使用料を下げているので、より上のほうにグラフがいく形になります。

白川会長：下水道を運用する立場としては、そういう費用体系になっているということに対して、市民側としては払う方の気持ちというのは、またそれと大分違うでしょうから、その差の部分をどのように埋めていくかということになっているかと思います。皆川委員、何か。

皆川委員：今の件で意見なのですが、今のこの文章の書き方だと次回改定時に小口への影響が大きくなりますって、もう決まったかのように書いてあるって、ここはもっと丁寧に書かないといけないかなと。次回ももしかしたら、そのオレンジに近づけるのではなくて、今回まだ決まってないですけども、その小口側とかのバランスとか、まだ全然その次回改定は料金決まってないので、こういうふうにしちゃうと、少し断定が強いかと思います。

白川会長：なにか誘導しているような資料に見えてしまうので、こういう場合には、というように書いたら中立になるかと思います。資料を作る立場としてはそちらの側によるのが当然だと思いますので。はい、三宮委員お願いします。

三宮委員：このグラフなのですけども、基本使用料を固定して、従量料金だけで作ったグラフですよね。基本使用料を今回上げるということは、ここで言っている基本的考え方に、固定費の部分が下水道は多いと、そこを上げるということなので、だから、基本的考え方に近づく部分があるのかなと思うんですけど、これだとどんどん離れていくということだから、従量料金の累進性のところだけを考えているという、そういう理解でいいですか。

事務局（土田主任）：ありがとうございます。こちらのグラフは実際に支払う金額ベースで考えておりますので、累進度だけではなくて基本使用料を上げたことによる影響も加味しております。

白川会長：これは直線に見えて直線じゃないんですかね、折れ線だったり。

事務局（土田主任）：そうですね、厳密に言うと区分ごとで滑らかになっていて、逆に言うと小口側に行くとは逆転している部分があって、要は、今大口側に多く払っていただいているというのは、小口側が少なく払っているということです。ゼロに近いところに行くと、グラフが逆転している部分があるんですけど、ちょっと今すみません、これだとわかりにくくて。

白川会長：縦軸が左下はゼロではないのですね。ちゃんと基本使用料の分だけ上から始まっているのかな。だから、図が大きすぎて、見にくいんですかね。200とか水量が非常に大きいところだけが見えているから。

五頭委員：要は、あげたくはないんですよ。本当に、私らだって議員としても、そういう心理はあるんですけど。結局、ああいう八潮市みたいになると、じゃあ何でそういうのが改善されなかったんだとか、やってなかったんだという問いになっちゃうんですよ。そうすると、今、つくば市も相当老朽化が点在しているような顕著な漏水箇所がボンボン出ているし、その費用とか、そういう未来予想図を考えるとということになるから、確かに正直、一般ユーザー、小口の消費者の心理はわかります。だけど一方で、それが何かあったときには、その一帯の人が全部使えなくなる。ただそういうところを考えると、非常に上げたくはないという心理はわかるけども、一方で冷静な議論のもとに基づいて適正な幅を考えなきゃいけないというふうには思います。

そういうやっぱり危険率は必ず相当あるんですよ。この老朽化に伴うものはね、とは思います。

白川会長：ありがとうございます。皆さんこの表の中を見るというのは、大体いいでしょうか。資料2の1枚目がコンパクトにまとまっているので、基本

的にこれを見て、比較することになるかと思いますが、決めるのは、基本使用料とあと従量単価の部分ですので、少し太字にこの資料のところはなっています、この資料ですと水量区分が4区分書いてありますが、そのうち2つが一緒になって3区分に結果的になっている案もあります。

この計算をするにあたっては、もっと細かく7区分とか9区分に分けて計算してある細かい表が、2枚目、3枚目以降についていますが、10円刻みにすると、9とか7とか細かく分けても結局同じ数値になってしまうところが多いので、最終的には3区分また4区分に落ち着いている案になっています。

最高の金額単価は180円を上限にしたと先ほど説明がありましたが、実際には170が最高ですかね。上が170に固定されると、あとは下をどのくらい下げるかということなので、下げ具合によって累進度が決まってくるというところで、前回お話のあった累進度、県内平均1.52に近くすると、一番安い部分の単価が110円とか100円とか、その辺りになっています。100円より下げることも可能ですが、すると累進度が数値上ちょっと上がってしまうのと、先ほど言われていた本来の持って行きたい姿から遠ざかってしまうと、先ほど話がありました。そうすると100円前後と170の間を、どのように切るかということになっています。

あとは前回お話のあった現在の区分をベースにしたらどうかというところで言いますと、現在130、140、150円の3つですので、それに近いのが、Cは10円ずつ上げたところに一番安い80円という単価を付け足して一番安いところを区分したようになっています。Bも10円ぐらい上がる場所が多いですかね。現在のそのまま130、140、150という案はないですが、すべて、一番小さい水量区分を2つに分けるということにこの場合はなっています。

大口の方を分けるというお話が時々何回か出てきましたけれども、大口は区分しても結局あまり差が出なかったもので、結局、今回の案ではすべて200以上または40以上で、ひとくくりになっているようです。

そうしましたら、そろそろ大丈夫かと思imasので、この案の中でA、B、C、D、E、F、Gで、これがよいとか、あるいはこれはちょっとよくないとか、またはこれをベースに少し変えたほうがいいのではないかというご意見がありましたら、言っていただければと思います。

区分を変えるのは難しいにしても単価を少し変えて、どうなるかというのは多分この場で計算して見せることが可能のようですので、このままでなくても大丈夫ですが、どうでしょうか。はい、五頭委員お願いします。

五頭委員：とりあえず、私はAが一番いいんじゃないかとは思imas。いろいろ、将来への危険率も含めて、もともとこのAが一番いい案じゃないんですよ。私は、2,450円の基本使用料の方がいいなとは思imasましたが、でも、それを市民に対して、なるべく軽減するという意味では、今回の出されている資料が適正だと思いますから、その中でもやっぱり一番、やっぱりその記述の通りに対しても、いわゆる累進度ですか、なるべく近づけてやったほうがいいんじゃないかというふうには思imas。

白川会長：考え方に一番近いということで、説明はしやすいんですかね。累進度もこの中では、現在の累進度に近い案になっています。はい、柏崎委員どうぞ。

柏崎委員：資料2のGですかね、この中の一番少ない水量区分の1から10は、今100円で試算をされておりますけれども、これって、たとえば90とかにしたら、総額48億円を下回ったりなんかするんですかね。

事務局（土田主任）：そうですね。ここは今言った48億円に近づく形にしているので、Gは資料2の3枚目をご覧くださいとわかる通り、今は少しオーバーする形で48億4,000万円にはなっているんですけれども、これを実際いじると、今、加工したものを出しますので少々お待ちください。

こちらが、Gを加工したものですけれども、一番上を90円にすると47億8,000万円というところで、結構、小口がやはり件数も非常に多く、水量も多

いので 10 円下げるだけで大分金額が変わってきてしまうという形になって
います。

柏崎委員：はい。ありがとうございました。

白川会長：基本的にはすべて、そのようにぎりぎりになるように設定してある
のですよね。他の案についても、10 円どこか下げると下回ってしまうという
ことですか。

事務局（土田主任）：そうですね、基本的にはどこも 10 円下げると、下がって
しまうので、どこかを下げた分は他の区分であげるという形で調整をするし
かないという状況です。

白川会長：中村委員お願いします。

中村委員：公認会計士の中村です。すいません。土田さんが私に送ってくださ
った区分ごとの件数の資料って出ますか。

事務局（土田主任）：少々お待ちください。

中村委員：ごめんなさい。私、事前に質問を投げて、この調定区分ごとの件数を
出していただいたんですけど、それを皆さんにご覧になっていただくと、こ
の水量ごとに何件ぐらいあるかというのがわかると思うんです。

事務局（土田主任）：中村委員にお送りしたものと別のものになってしまうん
ですけど、もうちょっと細かく分けた水量ごとの件数を、R6 年度と R8 年度
で出したものがありますので、今そちらをお映しいたします。

中村委員：これをご覧になっていただくと、例えば 0 から 10 の一番低い水量区
分でも 16 万件あって、大体その合計が 68 とか 69 万件なのだそうです。小口
の方が、たとえばその生活に困ってらっしゃる方とかがいらっしゃるという
ことの議論が、ずっと出ているわけですけど、この中で、大体ファミリー層
まで入れても 0 から 40 ぐらいまでだと思うんですけど、かなりの件数があっ
て、その全体の中で 0 から 40 ぐらいまでの件数が、非常に多いんだと思うん
です。困ってらっしゃる方がいらっしゃると思うんですけど、この中のどれ

だけの方が困ってらっしゃるのか、たとえば一番上の15万9,000件の中で、10万件が困ってらっしゃる方というわけではないと思うんです。ちょっと乱暴な言い方ですけど。だからこの区分全体に配慮してしまうということにするべきではないかと思っていて、困ってらっしゃる方がどのぐらいいるか、それが過半であればその層に対して配慮するという必要はあると思うんですけれども、これだけ小口が多いとなると小口の方にそれなりに平均的に負担していただく必要があるかと思っています。それをお話というか私の頭の中で整理したかったのでこの調停件数の資料を先に私は出していただきました。なので、先ほどもご意見ありましたが、やはり生活困窮者に対する措置というのは、ここでは切り分けて福祉の問題として考えていただきたいと私は思っています。

そして、また、もしその困窮しているとしても、自分が生活していることによって発生しているコストがあるわけで、コストがかかっているということは認識していただきたいと思います。

山の中で1人で隔離された生活をしているわけじゃないので、社会の一員として周りに関わりながらこの市内で生活しているわけですから、何らかの形でコストを発生しているわけで、それが幾らかかかっているかということはご認識いただいた上で生活に困っているんだならば、他の方の負担で福祉政策として、幾ばくかの負担軽減というのはあってもいいのかなという考えでおります。なので、全体的に対してそのある区分に対して、10円下げるとか何とかというのは、どちらかというところとあまり、私としては賛成できないという意見です。以上です。

白川会長：ありがとうございます。そうするとこのAからGの中では、どの辺りが支持されることになるのでしょうか。

中村委員：私はAかB、どちらかというところとAかと思っています。

白川会長：ありがとうございます。はい、皆川委員をお願いします。

皆川委員：これまでの議論があった中で、本当に皆さんのご意見が集約された今回のパターンというのはいろいろ出てきて本当にいい案が出てきたなと思います。で、特に1から10の方で、私はDの案を主張したいと思いますけれども、Dは改定率を見ても、やっぱ平均改定率20%というところに、最も近い案かなと思っていますので、金額で見ると、大口の最後の20万m³以上がすごく大きく見えるんですけども改定率で見ると、13.3%ということで率としては低い率になっています。それと今の表の調定件数を下の方、映していただけるといいです。20万m³以上というのが、年間で2件なのですね。これ2か月に1回の徴収なので、6で割ったのが右端の数字になっていますけれども、まず20万m³使われる方というのは令和6年度では2件、2回なので、あと10万から20万でも9回なので、2者程度ということで、ここの辺の方にこれだけ上がるのだったらもうちょっと節水しようという意欲もね、つまりこの件数はその月で使用量が結構変動しているというのがわかるような表だと思います。

だから、必ず毎回20万m³のこの金額を、請求されるかということそうではないと思うんですね。だから、やっぱり節水をすることも可能な場合もあるかもしれませんし、こういった方向で改定率という意味でDということで、お願い、支持したいなと思っています。

やはり、これだけ先ほどの中村委員の意見でも、確かにその低所得者世帯を分けるというのは、上下水道から見たら難しいことだとは思いますが、これだけのやっぱり物価高と、特に高齢世帯は収入が増えないという世帯ですので、そういった方々やひとり親世帯というのは、この小口の使用料になって、この方たちの負担を可能な限り減らすという意味で、Dを支持したいというふうに考えます。

白川会長：重視するポイントが変わるので、当然、意見、支持する案も変わってくると思います。Dの場合はその改定率が比較的均等となるように調

整したものですので、そこにおいてAのような案とは逆になり、Aの場合は改定率にだいぶ差があるので、そこを見るとするとDが一番いいということかと思えます。

今のご意見、今まで出ましたご意見についてでも良いですし、はい。高田委員お願いします。

高田委員：私は研究所にいるんですけども、一般家庭に比べて流す水が綺麗だと思います。すごい洗浄しても、3次洗浄ぐらいまで器具とかいろいろやるんですけども、汚れた水は産廃で出しているの、下水には流してないんですね。汚れた水を流すのは多分一般家庭とか、お店の方かなというのがありまして、それを何かお金がないから、2次洗浄まででいいよってなったら、後々何か汚いものが流れていくような気もするんですよ。今なんかお金が研究所本当になんないんです。うちの研究室もありませんので、そういうことになってしまったら、余計に末端でお金がかかってしまうので、3次洗浄、4次洗浄までしている、そういうところもちょっとくんでいただけたらなって、私的には思いました。すいません。

白川会長：あまり、大口だからといってというか、大口に負担をふやさない。

高田委員：そうですね、きれいな水しか流していない。別のところでお金を使っているんですよ。汚れた水は流していないんです。家で使っている水の方が多分汚れたものは流れているなってもものがあるので、最終的にきれいな水にするのは、コストはそっちの方がかかっているなと思います。

白川会長：研究所だとトイレぐらいですかね。台所的なものがないので。工場やそういうところで、日常の生活からは出ないような物質はやっぱりそれなりにそちらの方で処理していただかないといけないというのはそれは当然は当然ですので、家庭よりもより高度な処理は求められることではあると思いますが、結果的にそれが下水に対して負担を多くかけているわけではないという意味かと思えます。質というよりは量の方ですかね。ただ量としてもど

うなのですかね。下水道だけで水道の使用量を変えることはないかもしれませんが、水道の方はかなりその傾斜はかかっていますので、下水道はそれほどその差はないかとは思いますが。はい皆川委員どうぞ。

皆川委員：すいません。なんか小口対大口みたいになっちゃっていますけれど、あくまでもやっぱり改定率で見ると平均的な改定率というのが、D ですので過度にその研究所とか大学の方に負担してくださいということではないかなと思って、金額で見るとどうしても大きくは見えるんですけども改定率という意味では、かなり平均的なものなので、やっぱり現行の状態から見て、どれだけ上げるかということなので、そういう意味では皆さん平等に負担してくださいねというのが、D が一番近いのかなというふうに思います。

白川会長：はい、どちらを見るかというところもありますが、現行のものを前提として見た場合は D が一番変化が少なく、先ほどから出ているあるべき姿のようなところを見ると A が一番近いというところで、あとは、どの辺りをとっていくかというところで、どちらも主張の根拠があるので、正解があるというものではありませんから、お話し合いの中でこのあたりが比較的支持されるということで考えていくしかないかもしれませんし、この審議会が最終決定するわけではなくて、ここのお話を受けて、市の方で、現実的な回答を出されるものと思いますけれども。ここではあまり立場にとらわれずに、ご意見を出していただければと思います。はい、五頭委員どうぞ。

五頭委員：2つ出すんですか。やっぱり1つに決めなくちゃいけないでしょ。それは、1つに絞っていただかないと私らも困るよね。1つだけなんだと。議会で取るのに2つ案を出されても、答申案が2つありますよと。これもまた困っちゃいますんで、やっぱりある程度は1つに決めてもらったらいいと思います。

白川会長：そうですね。複数を検討したということは議事録や資料で残りますので。最後は1つに絞ります。他の委員の方々もどうでしょうか。はい。加納

委員お願いします。

加納委員：加納です。私としてはですね、ここでできる議論の限界というのがあると思いますので、改定案としては1つ選ぶということにはなるとは思います。その前提の上でですね、やはりここで足りない議論は、しかるべき政策として議論していただくのがいいかと思います。小口の方々の中で個別に事情があるというものに対してはどのような事情があってそれに対して、どういう区分の手当が可能なのかということ、ちゃんと議論ができる方々に議論をしていただくのがいいかと思います。

ここにですね、リエゾンとして、そういう福祉であるとか産業であるとか、そういうことについて議論をしている方々に来ていただいて、彼らと一緒に議論をしてから、答申を出すという時間的余裕があれば、その方がいいかとは思いますが、今それが、時間的制約を考えると難しいということであれば、ここで付帯案としてこういうことも議論してくださいという、それをつけた上でお返しするというのが正しいかなと思いますので、意見の1つとしてこういう議論もして欲しいというのをに入れていただくといいかなと思います。お話されたように、大口のところはそれぞれの事業者さんが努力されていると思います。それをどういう形で盛り込むかというのは、難しい話だと思いますが、たとえば、綺麗な水で3か月なり半年なりレポートを市に出しているところに対しては1年間に幾らかだけの還付金を出すとかですね。何かやりようはあるとは思いますが。その上で、小口の方々にも配慮をした料金として、こういう議論の上で決めましたという理由づけがあればいいのかなと思います。

そういう意味で、劇的な変化を防ぐという意味でワンクッション置くというのは、妥当な考えだと私の方は思いますし、そういう意味では、私としてはCの案を選ぶのも、いいのかなというふうに考えてはいます。どこまで配慮すればいいかというのは難しいところではありますが、可能な限りこ

ういうことを考慮したというのを添えることで、その代わりになるのかなというふうに思いますので、他の方々のご意見を加えた上で、選んでいくのがいいかなと思います。

白川会長：はい、五頭委員お願いします。

五頭委員：今、加納委員ですか。最もだと思います。ぜひ添付していただいて、もし答えが1つになったとしても、こういった議論をして欲しいというようなことをですね、当然執行部が提案しますから、その執行部案にも何かそういうものをつけた上で、私ども議会が討論議論するというのが本当に望ましいと思います。大賛成です。

白川会長：はい。満場一致で決まれば要らないかもしれませんが、どうしても割れるところがありますので、採用されなかった考え方は答申の中で表や数字とは別に文章の形で必ずつけるということになるかと思います。今のところどうでしょうか。はい、阿久津委員どうぞ。

阿久津委員：阿久津です。私はBの案がいいと思います。それはなぜかというところ、水量の少ない人は値段が上がるし、あと、200以上の人は大体金額は同じぐらいの金額なのですよね。それでいて、その累進度なんかは、県内と同じぐらいの平均になるので、阿久津としてはBがいいかなと思っています。

白川会長：累進度が一番、県内平均に近いですかね。そこを逆算したような案に近いかと思います。単価のところも、130の人が140円になり、140、150円の現行の人が150円になりというところで、変化が少ないと言えるところですから。130円の少ない区分は100円。皆川委員どうぞ。

皆川委員：Bですとやはりその何ていうんでしょうね。たとえば大型店舗とか、学校、スーパー、学校は収入がないんですけど、スーパーとか大型店舗とかというところは、その分、何て言うんだらう。売り上げとかで賄う使った分、ちょっと収入もあると思うんですね。そういった所が、2,800円だけというのと、その改定率が、ここが非常に低くなってしまうということが、どうして

もボリュームゾーンの一般市民、一般家庭から見ると、ここが何でこんなに低いのかというのは若干不公平かなという感じはします。

なので、やはり先ほど冒頭からのご意見いただいた通り産業政策として、大口はもう本当に数える程度見える件数もすごくわかって、相手もわかっているんで、政策としてやりやすいところではあるのかなと思うので、ここを何か別の政策で救えるような形をぜひ、市としては議論してもらおうという形をとればいいのかというふうに思いますので、はい。

白川会長：Dの案を採用するときには、その大口への配慮というのをセットにするべきであるということですね。あと、その中間の大型店舗やスーパーあたりの負担が少なすぎるという話は以前のときにも出ていました。今回はそれほど目立たなくはなっていますが、そこに対してのご意見は今日初めてだったかと思います。スーパーとか飲食店、大型店舗のあたりは、A案とB案だと大体同じで、Cだと少し増えてDだと改定率としてはちょっと高めに、この案の中では出ているというところですかね。はい。瀧田委員お願いします。

瀧田委員：初歩的な質問で申し訳ないんですけど、前回までの振り返りの10ページの類似団体平均の累進度が6.56って結構高くなっていると思うんですけど、類似団体平均の累進度に近づけるというのもありかなと思ったんですけど、やっぱり県内平均に近づけないといけないものなのですかねというのを質問したいです。

事務局（土田主任）：累進度を考えるにあたっては、県内平均に近づける、類似団体平均に近づけるというのが定められているわけではありません。ただ、前回その審議の中でご意見をいただきましたので、数字として近いものをお示しした形になります。もし累進度をさらに広げるとなると、区分を細かく分けて小口側を下げて大口側を上げるという形になるんですけども、結局、一番最初の大口側の従量単価の設定のところでお話ししたように、従量単価の大口側の上限を170にさせていただいているので、Dでも累進度が3.40な

のでこれをさらに広げるといふ形になると、大口側が20%を超えるような改定にするか、逆にその小口側は今50円にしても20%にかなり近い状況なのでこれをさらに下げる形になってしまいますので、つくば市の使用料体系現行からの改定率で見た場合には、この3.40というのが検討し得る範囲での最大の累進度かなというふうに考えております。

瀧田委員：ありがとうございます。

白川会長：この平均類似の6.56というのは非常に大きな数字に見えまして、これの元データが以前の審議会のときあったかもしれないんですが、これは少ない水量区分が極端に低いんですかね、それとも大口の方で極端に高くなっているんですかね。

事務局（土田主任）：どちらも大口側が非常に大きいところもあって、ただ、それが本来の使用料体系に近いかどうかというのは、なかなかそういう資料が出ていないので、本来使用料体系に近い形として、その大口側の単価を非常に高く設定している可能性もありますし、逆に本来使用料体系とは違うけれども以前そういうふうに決めてしまったからそのままという可能性もあるのですが、そこまではなかなか確認ができていないというのが、他自治体の話ではありまして、たとえばなのですけど、6.48の団体として金沢市なんかは、一番下の従量単価が29円、一番高い従量単価が188円で6.幾つになっているんですけど、つくば市の場合は50円に、基本料1,700円にした場合ですけど、50円にした場合でも改定率22%ですので、これ以上下げる必要はないかなというふうに考えております。

白川会長：そうですね。6.56が、これを目指すべき数字なのか、これは目指すべきでないのかというところかなと思います。目指すべきでないとしたら、その6.56になっている自治体の方に何か要因があるのか、つくば市とはちょっと体質が違うからということですか。

事務局（土田主任）：その通りです。

白川会長：平均として出てしまっていると、気になりますよね。類似団体としては適切なのか、類似団体としても、ちょっと悪いというか、何か特殊な別な理由があってなっているか、ですけど。平均なので、1つだけの団体というわけじゃないので、やっぱり共通する何かがあると思いますので、それに対してつくば市がならうべきかどうかというところで、今のところは、先ほどからあったのは、コストの変動性みたいなものが大口と小口で、つくば市の場合はそれほど変わらないから、あまりその費用の負担には差をつけつけるべきでないというところから、この累進度はできるだけ低いほうがいいというのがつくば市の状態かと思います。他にも、三宮委員お願いします。

三宮委員：先程来、使用料の算定の基本的な考え方が現状の理想的に近いものだということで、それに対して、これまでのつくば市の使用料体系というのはそれと少し離れていたということで、基本的な考え方に近づけたいというのがまず1つの考えとしてはあるのかなと思います。その一方で、どうしてもこの過去の経緯ですね、今回、非常に大きく変わるというところは、そこは抵抗感もあるのかなというところで、その間を取ってというところを目指さざるをえないかなというふうに思います。

市民の方へのお知らせとしては、水量ごとの使用料を示す。それからあと、使用料水量ごとの改定率とか、1か月当たりの増額ですかね、改定金額の増額、それから、累進度、あと全国平均としての20 m³当たりの金額というのが結構、何かいろいろと出るケースが多いので、そのあたりが、市民に対してお知らせするべきものなのかなと思います。やっぱりあと、公平感ということも非常に大事で、公平感がなかなか保てないと、説明ができないというところもあるのかなと思います。

基本使用料も上がるんだけど累進度も上がるので小口と大口で両方もちょっと負担感が増えますけどもご理解願いますというそういった説明に、なるんじゃないかなと思います。

小口に対しては、やっぱり差額ですよ。ここが大きいのかなと、1か月当たり大体、1,000円前後なのですね、1,000円切るぐらいなので、最近何でも物価が上がっているということではあるんですけども、たとえば卑近な例で言うと、弁当なんかも、たとえば5年前に500円だったのが700円になっていると、それが今回たとえば1,000円だとしても、1か月当たり1,000円ですから、そこで、飲み込める感じもあるのかなという感じも受けます。

だから、その辺も少し、説明の中に加えたらいんじゃないかなというふうに思いますけども、そういうことからすると私もA、Bぐらいを支持したいなと思います。

ただどうしても、すみません、これも玉虫色になっちゃうんですけど、A、BとDの間のCという、Dという意見も先程来ありますので、その間というのもしっかり考える必要あるのかなというふうに思いました。はい。以上でございます。

白川会長：ありがとうございます。Cというのは、DとA、Bの間というような意味ですかね。今お話のあった、2か月で40 m³ですかね、よく出てくる。

事務局（土田主任）：ちょっとだけ補足なのですけども、今の1,000円という話なのですが、こちらのすべて2か月の金額になっておりますので、月単位の増額としては500円になります。

白川会長：他の自治体との比較に出るとというのは、2か月で40の方ですね。これも40のところ、Bがちょっと高いんですよ。6,900円になっていて、AとCとDは6,700円ですが、Bだけちょっと高くなって、200円だけですけども。

事務局（土田主任）：今、前にですね、改定した場合の各案で、県内類似団体の順位がどう変動するかというのをお示ししております。やはり今おっしゃっていたようにB案だと6,900円になってしまうので順位が1個上がってしまう。A、C、Dは実はそんなに順位が変わらなくて、これはあくまで小口側じゃ

なくて 40 m³なので 6,700 円で 5 位、F 案でも 5 位という形になっています。

白川会長：かなり皆さんに意見を言っていて、平井委員はどうでしょうか。

平井委員：平井です。前回にちょっと他団体に比べて高いというお話をしたと思うんですけども、他団体も基本料金の中に 20 m³とか 16 m³が含まれた料金が 2,450 円だったので、そう考えると B とか C とか E とか、F というのは、他の団体の基本料金が入った込みぐらいの値段になっているので、何かしっくりくる値段だなという感じがしています。私としては何か C が小口の負担と、あと中堅の金額の人も少し金額を負担しているという感じがあっていいかなと思ったんですけど、大学とか研究所さんの、この 200 万というのが、企業の事業の規模に対してどれぐらいの負担になっているか、なかなか感覚的に掴めなかったので、C については、C がいいんだけども、そこについて、どういうふうに考えればいいのか迷っているような感じがあります。以上です。

白川会長：ありがとうございます。先ほど中村委員の指摘や、皆川委員の指摘もありましたけれども、この一番大きく例が出ている 20 万 m³ という場所がたくさんあるわけではないし、そういうところも、年間の中でここに到達しない月もあるということではあるのですが。一番大きな規模なので、もちろん扱っている金額がとても大きいから、パーセントで見て、6.7% ぐらいの改定率というところを大きいと見るか小さいと見るかかと思いますが、すぐにこれで経営を圧迫するというようなものではないとは思いますが。

中間のあたりを見ると、A と B は、この改定率が低すぎるような感覚も持たれるということは共通しているかなと感じました。

それぞれのすべての案に支持者があるというような感じになりまして、しかも結構割れているような気もするのですが、他の方々の意見を聞いてということでも構わないですし、あるいはもう 1 回その自分の意見を主張したいというところでも良いのですが。何かありますでしょうか。あとは、安委員

もお願いします。

安委員：県の流域下水の安でございます。皆さんいろいろ様々のご意見を聞かせていただいたので、私の立場として、Aの案という形にはなろうかと思うんですけど、そうは言っても、実際的に地域の現状ですとか、つくば市の状況とか、また、過去のところを考えると、なかなかそこに1回で行くというのは難しいのかなというのが私自身の、感想としてあります。実際、私的にはBを推したいなというふうには考えております。

実際的に価格の面からどうしても、41からの方も、累進の方も単価的には上がるような部分もございますし、また今回20%の改定という中で、この表から言うと、やはり、主体となる3人世帯からぐらいのところやはり20に近いのかなというふうなところが見えたりもします。また、1人世帯のところだとやっぱり、いきなり50を超えるような改定というのがなかなか、これを説明するのが厳しいのかなというふうなところで私はBの方という形を考えたところでございます。

ただあと、先ほどあります今回改定の理由としましては基本的考え方に近づけるという、ゆがみを解消する方向に動くということがあると思います。このゆがみというのは、どういったところなのかというのは1回きちっと整理をするというか、どういうところがゆがみとしているのかなということ、市民の皆様丁寧に説明することが今回必要なのかなと思います。やはり全体的に、大口さんに頼っているというのがゆがみとするのであれば、今後、将来的につくば市がどうなっていくのかなというところ、多分人口減少というものがいずれくるかとは思いますが。その中で、やはり大口の方々がいつまでもいらっしゃってくれるかという、今後、大口の方が増えていくというふうなことが考えられるかどうか、そのあたりの切り口で1回考えてもらって、だから大口に負担してもらっているというふうな、今後どうなっていくのかなというふうなところを少し考えてもらったような形を市民の皆さんに説明

していただければ良いというふうに思っております。以上です。

白川会長：ありがとうございます。どうでしょうか。最初、Aが一番本来のある姿に近いというお話が出まして、D案は一方で現状に一番近いし、この改定率が比較的均等だということで、両方のご意見がありまして、そのあとBやCを支持する案が出てきたという流れかと思えます。

A案がいいというのは変わらないですか。A案がいいというご意見の方もちょっといたと思うのですが、はい五頭委員どうぞ。

五頭委員：あえて言うんですけど、議会で決める側からすると、1回決めて、また5年後何か決めるつつうのはね、結構きついですよ。

だからだったら同じ、結局その後また改定するんだってらってことになる、1回で決めちゃったほうがいいとなると、本来は2,400円の基本料金という考え方なのですね。だけど、そうじゃないでしょ。だから、そうするとやっぱり、Aであってそのさっき言ったひずみを一番最小限にととなるとAなのかと、ただ思ったわけですね。単純です。

白川会長：理屈からいっても、今、単純と言われましたけれども、説明は非常につきやすいかと思えます。Aにするのであれば、現状から改定率が高くなる人々に対する配慮ということは、当然、付け加えて一緒に出すべきだと思います。一方でA案ですと、1人世帯として参考に示されている部分の改定率が50%超えてしまうようなところが少し懸念されるというご意見があったかと思えます。A案とB案、どちらかといえばBというようなお話もありました。どうですかね。

Bは少し妥協したという感じになるのでしょうか。本当はAを支持したいけれどもというのあれば、積極的に累進度がBの方が県平均に近いという理由もあります。単価として見せたときに、Bだと100、140、150という見せ方になるので、差がついてしまっているのは気になりますけれど、Aだと110、130、150で20円おきに上がっていくという単価が見やすくていいかな

と思います。あとはA、Bだと、現状130円とか150円の水量区分はAだと据え置き、Bだと150だけが据え置きであと10円上がると、Cは上のほうは全部10円上がって、一番下だけが80円に下がるという感じになります。Dだとさらに上と下の差が激しくなりました、Dが一番ある意味過激というか、激しい案ですが、皆川委員が主張されていますけれども、Dはあまり支持がしにくいようなところがありますので、審議会としては、AかBかCかの辺りに1つ絞って、その上で小口の方やあるいは困っている方に対しては配慮すべきということになるかと思います。Aにするとそういった配慮を一切とかあまりほとんどしないということなので、逆にそこは他の施策で必ず補ってくださいということは言いやすいかもしれないんですけど。皆川委員どうぞ。

皆川委員：私は、Dはなかなか捨てられないというのはあるんですが、やはり、中堅どころの企業とかが、一般家庭が50%、B案なのですが、一般家庭が30%とか50%負担する中で、そういう営業収益を得やすい、そういう民間の企業とかが2,800円しか上がらないというのは、心理的にどうなのかなというふうなのはあります。もうちょっと平等を考えますと、Cぐらいまでは、ぜひ、委員会として持って行っていただきたいなというのがあります。

白川会長：平等というのを他の案の場合はあまり考えてないという気もしますし、本来ある姿に対しての平等ということかもしれません。加納委員お願いします。

加納委員：平等かどうかとかで、改定率というのを見ると、今が一番正しいという考えのもとに率を考えるとそうなのかもしれないですけども、今はあまりいい状態ではなく、しかもルールも変わって、税金を吸い込むではなくて、受益者負担で賄っていきましょうというルール改正があった上での変更であるので、あまりそこにこだわってしまうとよくないかなと思うのと、昨年、つくば市の産業戦略を考えたときに、中小企業に対するルールも今議論され

ていると思うんですけど、やはり事業者にもっとつくば市に来ていただきたいというふうに議論をしている中で、彼らもかなり苦しいという意見がありました。なので、そこに対して、商いだからという理由で、負担をお願いするというのも、限界があるかなとは思いますが。

ただ、一般の家庭の方々と比べると、努力のしようもあるということも配慮すると、一定量の負担をお願いすることにせざるをえないだろうなとは思いますが。この整理をした上で、どう考えるかということになるので、理由づけをどうするかが、一番重要な話かなと思います。

率がどうだとか差額がどうだとかいう話になると、多分きりがないので、このあたりでですね、いくつか2つ3つに絞ったところでさらに決選投票的にですね、意見をまとめた上で、その案にしたときに、何を、添えていくのかという議論に移ったほうが建設的かなと思うんですが、いかがでしょうか。

白川会長：はい、皆川委員どうぞ。

皆川委員：こういった議論を経て、1つの案に最終的にはなると思うんですけども、その時に意見として言いたいことがありまして、大型店舗の方とかは、結構井戸水で上水道代はかかっていないということもありますので、ぜひ、下水のほうは少し負担していただくという意味でも、Dは多分賛同される方、いらっしゃらないかなと思うので、できればCとかにできないかなというのを皆さんからご意見いただければと。

白川会長：井戸水を使っているところの下水はどうかというのも、別途調べるといいかもしれないですね。

そうするとA、B、Cあたりの中でそれぞれ長所もあって、あと気になるところもあるというところかと思えます。Cの場合ですと、ここで言うところの学校、スーパー、研究機関、大型店舗のあたりが、A、Bよりも2倍以上差額が大きくなっていて、その分、1人世帯、2人世帯のところの負担が減っています。3人世帯ぐらいになると同じですかね。あとは累進度が2.0と少し

大きめに出てしまっているというのが、現状とはだいぶ変わるところです。平等にも2つの平等があり、本来ある姿から見て今は平等でないからそこは修正すべきだということも考えがあり、一方でそれをわかりつつも、やっぱり現状よりも大きな変化があるというのは負担だから、そこを平等にしようというご意見もあるということで、お互いにそれはわかっているとは思いますが、すけれども。あとは、審議会としてどのような案を絞っていくかということになってきました。

加納委員から少し絞ったらということで、3つには絞れたんですけど。数で決めますか。

五島委員：数で決めてよいのでは。どっちにしろ、付帯する意見は出るんですから。

白川会長：出ますね。そうしましたら、それぞれ案になったときにどういう附帯意見をつけるべきかということも一通り見た上で、選べればと思います。A案にした場合は、どのようなことをつけることになりますか。はい、五頭委員お願いします。

五頭委員：A案になったら、BとCの人の意見を反映すればいいのであって、Bになったら、AとCの意見を添付すればいいのであって、CになればAとBの意見を添付すればいいんじゃないですか。

白川会長：決める方が先という。

五頭委員：じゃないかなと、だってもうこれ終わらなくなっちゃいますよ。

白川会長：Bの場合は、そうですねBの場合はAとC、そうしますか。ここで多いものを支持するというようなことにとりあえずしますか。皆さん心は決まっているのでしょうか。

今、11人の方がいらっしゃいます。Aの案が一番いいと思われる方は・・・3人の方です。Bが一番いいという方は・・・3人の方です。Cが一番いいという方は・・・5人ですね。Cが一番多いということに決まりました。

そうすると C の案を取ったときにどういう付帯意見をつけるかということになりますが、これは A と B の支持する方から言っていただくということですけれども、どういうことが必要でしょうか。はい。五頭委員から。

五頭委員：やっぱり累進度については、非常にそれは明言したほうがいいと思いますね。つくば市の健全化はやっぱり求めていくべきだということについては非常にそういった意味では、必要なのかなと思います。一番簡単な言葉がそうかなと思います。

白川会長：累進度ですね、累進度について。それ以外はどうですかね。はい、皆川委員。

皆川委員：累進度については、何て入れるかというのを聞きたいんですけど。あと、もし私の意見として付帯意見をつけるとすれば、やっぱり大口側に結構料金額としては大きな負担がありますので、この辺は上げたときにどう推移していくかというのもあるんですけど、それ見守りながら、やっぱり、産業なのか、また大学なので産業じゃないかもしれないんですけど、そういったところの事業者に対しての何らかの配慮というのは検討していただきたいというのは入れたらいいかなと思います。累進度についてなんで入れるのか、具体的におっしゃっていただければ。

五頭委員：団体に対して、こういった議論はちゃんとあったよと、C 案は決まったけども、累進に対してはやっぱり検討すべき、十分な配慮がなければだめだよという意見があったというのを添付するわけでしょう。もっと言葉で具体があればもっとどんどん出しますがそういうことだと思います。あと、産業に関して、そういうのに対して政策として何かつけるべきだとか、企業が来なくなってしまうても困っちゃうから、そういうことも配慮しなきゃならないとか、いろいろあるんじゃないですか。あと、企業は努力しているから、そういうところもちゃんと今後配慮した上で、提案をすべきだとか、何かいろいろあると思います。

白川会長：累進度はおそらく県内平均よりも今は低いのに高くなったということと、あとは、本来は累進度はもっと低いべきなのに、2.0は本来の姿からだいぶ高すぎるという、変動幅を計算したものに比べて、たくさん使っているところが、それほど負担をかけているわけではないのに、たくさん費用を負担しているということについて触れるのですかね。

あとは単価で見たときに80、140、150、160となって、やっぱり80がちょっと突出して低いので、ここが累進度にダイレクトに影響しているところなので、そこにも少し触れることになるかと思います。累進度は高いけれども、配慮してあえてここを80まで下げたというような言い方でしょうか。はい、皆川委員。

皆川委員：累進度に関しては、先ほど瀧田委員からですけどご質問あった通り、類似団体から比べると低いわけですよ。だから、その類似団体がどうしてここまで累進度が上がっているのかという、その状況が多分つくば市とは違うからこうなっていると思うんです。その辺を調べないと、累進度が今回、高いとも言えないし、理想から比べると低いかもしれないけど、その辺、言葉の使い方を注意しないと、一概に高いとか、低い訳ではないのでは。

五頭委員：Aを支持した人の意見をということじゃなかったんですか。そういう意味で言っただけで、私はそう言われたから、そういうふうに思いますと。基本的な考え方に基づいては、今現行に差が出ないような、ということだと思うので。だから、私はそういうふうに、添付したらいいのではないかということを行っているだけです。それに対しての判断とかそうじゃなく、それは意見を出してみたらいいんじゃないですかね。

白川会長：答申の文面については次回中心的な課題になりますが、あまり次回に大きく変えることができにくいので、今日のうちにいろいろな議論はしておいて、大体このような文案でいいですねという合意を取っておくと良いのですけども。大きく対立するところは今日のうちに議論しておければと思い

ます。累進度の書き方ですね。良い悪いとはちょっと言えないけれども、実態としてその県内平均よりは高いとか、類似団体平均よりは低いとか、それは書けるかと思います。あとは基本的な考え方に基づくものをよいとするならば悪いといえるかもしれないけれども、基本的考え方をよいとするかどうかはまたちょっと別な話ではあるので、そこは事実として書けるような感じがいいかと思います。

あとはどうですかね。A案やB案を支持された方から見てC案を取ったときに書くべきこと。次というか、5年後の改定に向けてという話もありましたので、C案の場合はそこがちょっと距離があいてしまいますから。次回は、もう少しこんな改定をすべきだというか、何か変えたほうがいいですかね。五頭委員が何回かおっしゃられているように基本使用料自体がこれではまだ低いと、次回はそこも。

五頭委員：すみません、低いというのではなく。ごめんなさい、上げる立場からすると、5年後にまた上げるのは大変だと。で、2,400円の方が長いスパンで見通しができるかなという意味なので、別にそういう意味で言っただけなので。

白川会長：あまり書かないほうがいいですか。でも5年後に改定を考えなければいけないことはもう確定なので、いずれにしてももう1回やらないといけないのです。5年後はまたもう1回ですけれども、また10年後とかは考えていかないといけないところですが。はい、三宮委員どうぞ。

三宮委員：少しずれるかもしれませんが、むしろ、金額の話ではない部分もあるんですけども、水道の方は資産維持費に関して少し議論しましたけども、下水道の方ではその部分があまりできなかった部分もあるのかなと思っていました。だから次回か、もっと先かもしれないですけども、資産維持費についても、少し考えるべきだということは、入れてもいいのかなというふうに思いました。

白川会長：考えるべきというのは、増やすべきという。

三宮委員：たとえば、そこも考えた上でというところが、次回以降に出てくるというのは、付帯としては少し入れてもいいのかなというふうに思います。

白川会長：もっと精度よく考えるべきという意味ですかね。

三宮委員：それに近いかもしれないですね。水道の場合もなんか基本が3%という話があった中で、よく数字がわからないけども1. 数パーセントってことでしたので、またそこが、全国的にまた議論が始まればその考え方なんかも、少し議論として入れてもいいのかなというふうに思いますので、一文でもいいので、それを入れたらどうかと思いました。

白川会長：何か文面について今、こういうのがいいというものがありますか。

三宮委員：次回以降で資産維持費についても、少し検討事項として考えるべきじゃないかみたいな、そういったことも、最後に1つ入れたらどうかと思いました。

白川会長：多分、今日おっしゃると、次回に事務局の方で、文案にして作ってくれると思いますので、今、具体的に言えれば言うほど、多分次回精度良く上がってくると思います。はい、五頭委員どうぞ。

五頭委員：これ、3人欠席の方はどうするんですか。

事務局（土田主任）：この後の流れなのですけれども、一度、こちらで本日いただいた使用料体系を決定したものと、あとは、今いただいているご意見などをもとに、一度答申案というものを作成して、次回の審議会前に事前に委員の皆様にご確認いただき、この文面を追記・修正して欲しいなどのご要望をいただき、その要望を反映したものを次回答申案としてお持ちして、それをその場で最終的に調整して、完了という形になりますので、今日欠席されている方にも、答申案をお送りしますので、そこでご意見をいただくことはできると考えております。

五頭委員：だって、A、B、Cの中での3つを選べていないじゃないですか。それ

はどうするのかということを知っているわけですが。だって欠席しちゃっているんですよ。いや、それだったらそれでいいけれども、そういうことですか。逆に、会長に聞きたいということかな。

白川会長：はい。そうですね。ここにいる人で多い方に決めましょう、ということと合意が取れたと思っていますので。皆川委員どうぞ。

皆川委員：三宮委員の意見に追加というか、たしか下水道もアセットマネジメントはまだできてなくてこれからでしたよね。作るのですよね。だから、資産維持という今の老朽管を何年にどれぐらい直していくかというのはすごく経費として大きく変動するということ関係しますので、その部分をやはり料金改定のタイミングかそのちょっと前ぐらいには議論をして、それから決めるという形に持っていくべきかなと思いますので、そこら辺をお願いいたします。

白川会長：先ほど三宮委員の言われた文章とともに書いておくべきということですね。柏崎委員どうぞ。

柏崎委員：答申書にこう書くべきって話の中で、今回の改定、引き上げになるわけですが、それによる影響ですね。水量がどう変わるのか。特に大口の使用者の動向であるとか、トレンドを何か分析して、それをさらに次の改定に反映した方がいいと思います。

白川会長：今回のもしこのC案で、答申通りに改定が行われるとすると、このように動くであろうということを、今回考えておくというのですか。

柏崎委員：多分改定後に、実際の下水道の経営をしていく中で、小口への配慮であるとか、大口使用者への配慮だとかという議論があったかと思うんですけども、それが結果どういうふうには反映していく、動いていくのかということ、よく分析したほうがいいのだろうなというふうに思います。今回の改定の議論は、現状の基本料金は500円というところから、それが20年間変わっていなかったというところから始まったので、トレンド分析するものが何

もないんですね。どういうふうに動いていくか、需要予測もなかなかできない中での議論だったので、次はそれを反映できるような形がむしろいいんじゃないかなというふうに思いました。

白川会長：改定した後の動きをよく見ておくべきということですかね。

この改定が行われて、来年や再来年度にそれぞれの水量がどのように変わったかということの数値として押さえて、その上で5年後の改定は考えるべきというようなことを書くというご意見ですかね。

柏崎委員：水量がイコール収入の料金になるので、その動向は押さえていったほうがいいだろうなという意味です。

白川会長：Cの案の場合、大口の人たち、先ほど途中出てきた中ぐらいの中間の辺りのお店や何かも少し水量を抑えるような動きをするでしょうか。

水道ではなくて下水道だからあんまり見てないかもしれないですよ。あとは少ない人数、1人、2人、3人の世帯の方々の水量にも影響するといえるのか。皆川委員どうぞ。

皆川委員：料金は上がるわけなので、料金上がったことで特に20万^mとか最大のところは、経費からすると200万円アップということで、心理的に節水とかになって、量が極端には減らないかもしれないけど、減っていくのかというのは、そのあとの料金改定にやっぱり大きく影響はするかなと思います。

白川会長：経営の方からすると節水してもらわないほうが収入が減らずにいいのかもしれませんが。本当はA、B、C、D全部やってみて、結果を比較したいところですが、そうもいかないのがCだけにした場合しかわかりませんが、まずこれまでの傾向からして変化が現れるかどうかというのは見えるかもしれませんが。年数も少なく、サンプルも大口が少ないので、分析までできるかどうかはわかりませんが、そこは見ていくべきだということですね。他にはありますか。次回が最終の審議会になる予定になっていまして、そこで答申の文案まで全部決めて、そしてそのあとの次のプ

ロセスに進むという予定になっていますので、次回はおそらく事務局から提案される文面を見ながら、少しの修正を皆さんで議論して、ここはこういう書き方にすべきと、できればそれをその場で反映して、多分またプロジェクターで映すような格好になると思いますけども、そこで対応できるぐらいの修正しかもう次回はできないと思うのですけども。加納委員お願いします。

加納委員：皆さんの意見も踏まえて考えると、私としてはですね、Cを採択したのだけれども、次回の改定のときにですね、基本料金をさらに上げて固定費割合を理想形に近づけるということと、AとBがやはり意見としてもかなりあったという上でですね、基本的な考えに沿ったAに近づけていく議論なり努力をするということ添えていただけるといいかなと思うんですね。

Cが絶対的にいいという話ではなくて、大口のところにはやはりさらなる負担ということにはなるので、簡単にどっかにいってしまう人たちではないからできるようなものの、負担は負担になるので、理想の形はやはり、Aなのだろうとは思うんですね。Aなのだろうとは思うんですけども、そうすると、身銭を切っている方々にはかなりご負担をいただくことになるので、そこは議論の上、最大限配慮をしたということを理解していただきたいなとは思うんですね。その上で、次回には議論を先延ばしするわけではないですけども、何とかAの形に近づける。もしくは、AとBの間にするとかですね、なんかそういうことを議論していただきたいということ添えていただけると、Cに手を挙げたものとして、少し言い訳ができてうれしいなと思います。

白川会長：五頭委員もおっしゃられていたように、AとBの案を支持された方は、ここで言うておかないと、答申案に正確な意見が反映されないという可能性もありますので主張すべきところは主張していただければと思います。

中村委員がおっしゃっていたコストが発生しているということ意識することも書いておいた方がよいと思います。

他はどうですか。大丈夫ですかね。大幅な修正というのが次回の審議会の

中にはできにくいので、あと他にもありましたら事務局の方に伝えていただければと思います。次の資料を作るにあたって、何かはつきりさせておきたいこととかはないですか。大丈夫でしょうか。

そうしたらそろそろ、今日は閉めていきたいと思いますが、今の話でも、他のところでも良いですので、何か発言されたいことやご意見やご質問などありますでしょうか。特にないようでしたら、本日の議事は終了したいと思います。本日も活発なご議論ありがとうございました。それでは事務局に進行をお返しします。

事務局（桜井課長）：白川会長、委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

その他としまして今後のスケジュールについてです。

資料3をご覧ください。次回、第6回の審議会を7月3日10時からに予定しております。近日中に改めて通知を発送いたしますので、ご確認をお願いいたします。これまでのご説明についてご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、つくば市上下水道審議会、下水道事業第5回を終了いたします。委員の皆様、長い間ありがとうございました。

以 上

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第5回）

次 第

日時 令和7年6月2日（月）
午前10時
場所 つくば市役所本庁舎2階
201会議室

1 開 会

2 議 事

使用料体系の検討

3 その他

4 閉 会

資 料 一 覧

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第5回）

資料1 使用料体系の検討

資料2 使用料体系案一覧

資料3 スケジュール

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第5回） 座席表

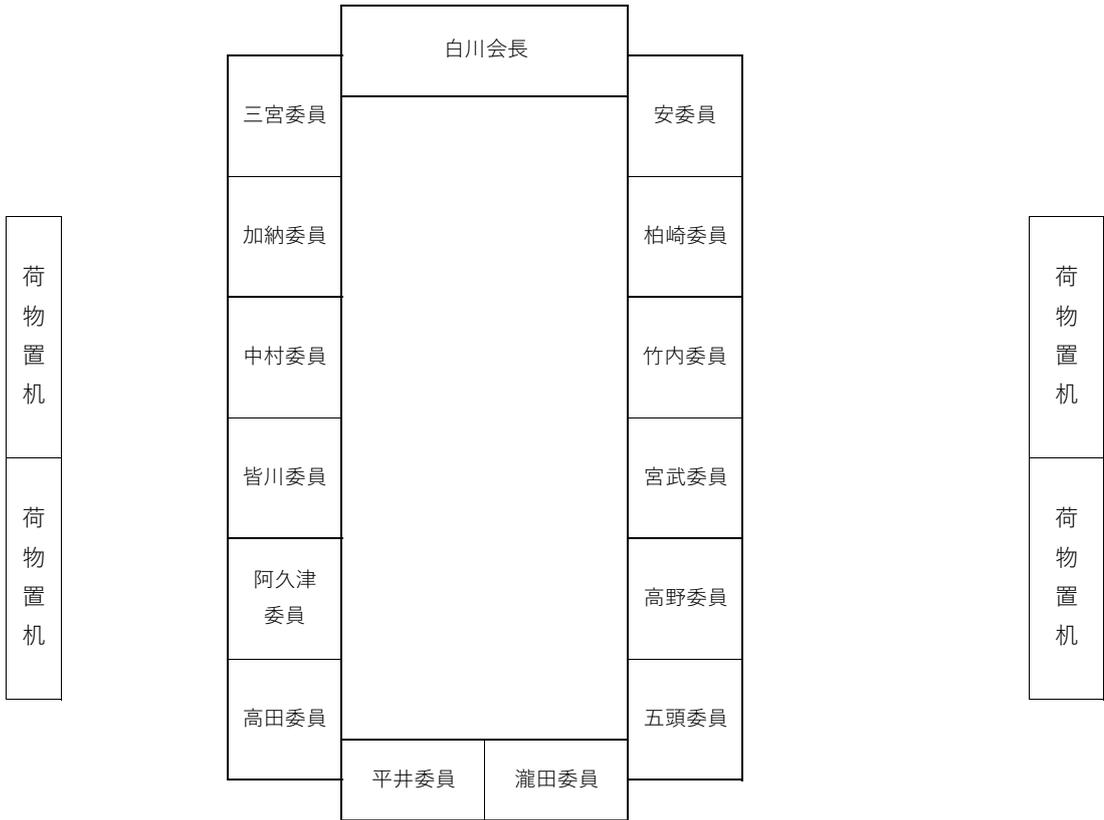
場所：201会議室

スクリーン

PC

プロジェクター

入口



入口

上下水道局 木村局長	上下水道局 渡辺次長	下水道総務課 桜井課長	下水道総務課 山下補佐	下水道総務課 荒木係長	上下水道業務課 小川課長	下水道工務課 富田課長	下水道工務課 青柳補佐
---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	----------------	----------------

下水道総務課 土田主任	下水道総務課 藤井主事	下水道総務課 佐伯係長	下水道総務課 飯竹主任	上下水道業務課 大浦係長	上下水道業務課 栗原補佐	下水道工務課 橋本係長	下水道工務課 加納係長
----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

水道総務課 水橋課長	水道総務課 石渡補佐	水道総務課	水道総務課	委託業者	委託業者	下水道工務課 小松係長	
---------------	---------------	-------	-------	------	------	----------------	--

ベルトパーテーション

傍聴人席

つくば市上下水道審議会 委員名簿

任期：2年（令和7年1月28日から令和9年1月27日まで）

氏名	ふりがな	所属等	条例中の規定	
白川 直樹	しらかわ なおき	筑波大学システム情報系 准教授	学識経験者	1号
三宮 武	さんのみや たけし	国土交通省国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長	学識経験者	1号
加納 誠介	かのう せいすけ	日本政策投資銀行職員 (産業技術総合研究所)	学識経験者	1号
中村 道子	なかむら みちこ	公認会計士	学識経験者	1号
皆川 幸枝	みながわ ゆきえ	元つくば市議会都市建設委員会委員長	学識経験者	1号
阿久津 裕子	あくつ やすこ		市民	2号
高田 佳恵子	たかだ かえこ		市民	2号
平井 美季	ひらい みき		市民	2号
瀧田 風歌	たきた ふうか		市民	2号
五頭 泰誠	ごとう やすまさ	つくば市議会議員	市議会の議員	3号
高野 文男	たかの ふみお	つくば市議会議員	市議会の議員	3号
宮武 晃司	みやたけ こうじ	筑波研究学園都市交流協議会 企画調整委員会 会長 (国土交通省国土技術政策総合研究所 研究総務官)	関係行政機関の職員	4号
竹内 秀治	たけうち ひではる	つくば市工業団地企業連絡協議会 (荒川化学工業株式会社)	関係行政機関の職員	4号
柏崎 元治	かしわざき げんじ	茨城県企業局県南水道事務所長	関係行政機関の職員	4号
安 正弘	やす まさひろ	茨城県流域下水道事務所長	関係行政機関の職員	4号

(敬称略)

使用料体系の検討

使用料体系（案）のパターン検討（前回）

前回の審議会においては、基本使用料、従量使用料（従量単価、累進区分）の3要素について、以下の組合せで使用料体系（案）のパターンを作成した。

要素Ⅰ	パターン		考え方
基本使用料	1	2,450	計画汚水量比率の日平均と時間最大汚水量の変動比率（0.5：1.0）を用いる
	2	1,700	計画汚水量比率の日平均と日最大汚水量の変動比率（0.75：1.0）を用いる
	3	1,300	第3回において提案のあった折衷案

要素Ⅱ	パターン		考え方
累進区分	ア	3区分（現行）	現行の3区分（1～40m ³ 、41～200m ³ 、201m ³ ～）
	イ	4区分（小口分割）	4区分（1～20m ³ 、21～40m ³ 、41～200m ³ 、201～）
	ウ	4区分（大口分割）	4区分（1～40m ³ 、41～200m ³ 、201～1,000m ³ 、1,001m ³ ～）

要素Ⅲ	パターン		考え方
従量単価	A	需要変動考慮	下水道使用料算定の基本的考え方に基づき、需要変動の比率に応じて固定費を按分した場合
	B	改定率同程度	各水量区分における改定率が、同程度となるように（累進度の逆転やマイナス改定が発生しないように）調整した場合

前回の審議会でもいただいたご意見

基本使用料

- 2,450円…八潮の陥没事故も踏まえ、事故対応など安全面を考慮した幅を持つ方が良い⇨他自治体と比較して高く感じる。
- 1,700円…固定費の基本使用料への配賦率を考えると妥当な案である。激変緩和措置として今回1,700円とし、次回以降に2,450円とすることも考えられる。
- 1,300円…小口側への配慮を考慮すると1,300円か、それ以下が望ましい。
- その他…他自治体と比較すると、2,000円前後が妥当だと思われる。

水量区分

- 小口側への配慮のため、小口側の区分を分割したほうがよい。
- 区分を細分化し、従量単価を細かく設定するほうがよい。

従量単価（改定率、累進度）

- 各水量区分における改定率が同程度（改定率20%）となるように調整してほしい。
- 全国的に物価高であり、一人暮らしの高齢者やひとり親世帯への負担軽減が必要である。
⇨大口側は既に排水処理に費用負担が発生している。ひとり親世帯等への対応は福祉として考えることであり、他の使用者の下水道使用料で賄うべきでない。
- 累進度を県内平均（1.52）に合わせて設定し、他の項目について逆算してはどうか。

今回の検討案作成にあたっての条件設定・調整方法

基本使用料

- ・ 1,700円と1,300円の2パターンとした。

水量区分

- ・ 基本使用料増額の影響を低減するため、1～10^mで区分を分けた。
- ・ 区分を細分化して計算したところ、41～200^mの一部の区分と201^m～の区分の単価が逆転する現象が見られた。
→全国的に単価が逆転している自治体は見られないため、そのままの区分とするか、区分そのものを統合した。

従量単価（改定率、累進度）

- ・ 大口側の従量単価は、単純20%改定時に180円となるため、現行の150円～170円の幅で設定した。
- ・ 小口側は、大口側の幅と各ケースの条件を満たし、使用料収入が48億円に最も近づく値を、10円単位で調整した。
- ・ 基本使用料が1700円の場合に、AとCの累進度に開きがあったため、累進度が県内平均（1.52）に近いB案を設定した。
- ・ 累進度が大きい案は「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく使用料体系からの乖離が大きいため、次回以降の改定時に「基本的考え方」に基づく使用料体系を目指す場合、小口側への影響が大きくなるおそれがある。

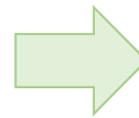
参考 前回までの振り返り

使用料体系について

使用料の改定にあたっては、3つの変数があります。

- ①基本使用料の額
 - ②従量使用料の区分の数
 - ③従量使用料の区分間の差（単価）
- } **今回の審議内容**

基本使用料	使用水量	従量使用料
500円	0~40m ³	130円
	41~200m ³	140円
	201m ³ ~	150円



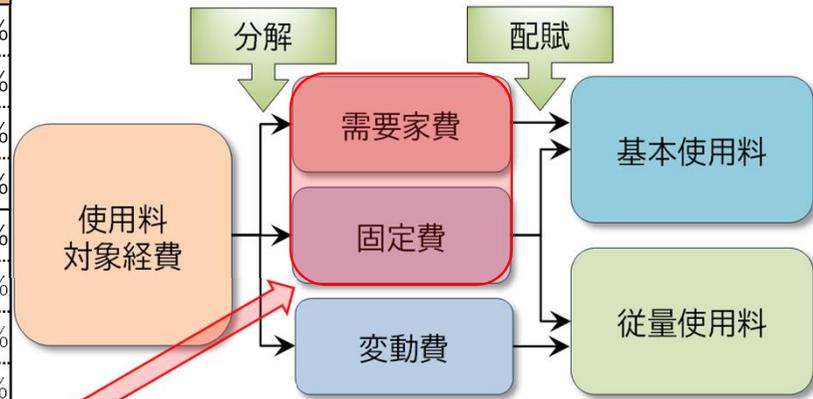
基本使用料	使用水量	従量使用料
上げる？ 下げる？ ①	区分の数？ ②	区分間の差？ ③

※2か月、税抜き

使用料対象経費の分解と配賦

R8年度：使用料対象経費（千円）		需要家費	固定費	変動費	合計	
管路	職員給与費	-	22,128	5,001	27,129	0.6%
	修繕費	-	34,934	-	34,934	0.7%
	委託料	-	56,503	51,211	107,714	2.2%
	その他	-	1,370	-	1,370	0.0%
ポンプ場	職員給与費	-	21,334	4,220	25,554	0.5%
	動力費	-	-	194,568	194,568	4.1%
	修繕費	-	19,593	-	19,593	0.4%
	委託料	-	12,277	504,186	516,463	10.8%
	その他	-	-	-	-	0.0%
その他	職員給与費	-	107,774	18,463	126,237	2.6%
	流域維持管理負担金	-	227,617	1,277,734	1,505,351	31.3%
	委託料	31,898	-	-	31,898	0.7%
	その他	251,905	11,178	7,064	270,147	5.6%
資本費		-	1,941,076	-	1,941,076	40.4%
合計		283,803 5.9%	2,455,784 51.1%	2,062,447 42.9%	4,802,034 100.0%	

**固定的経費
57%**



項目	内容
需要家費	使用者数に対応して増減する経費
固定費	施設規模に応じて固定的に必要な経費
変動費	使用水量の多寡に応じて変動する経費

基本使用料の検討パターンと評価

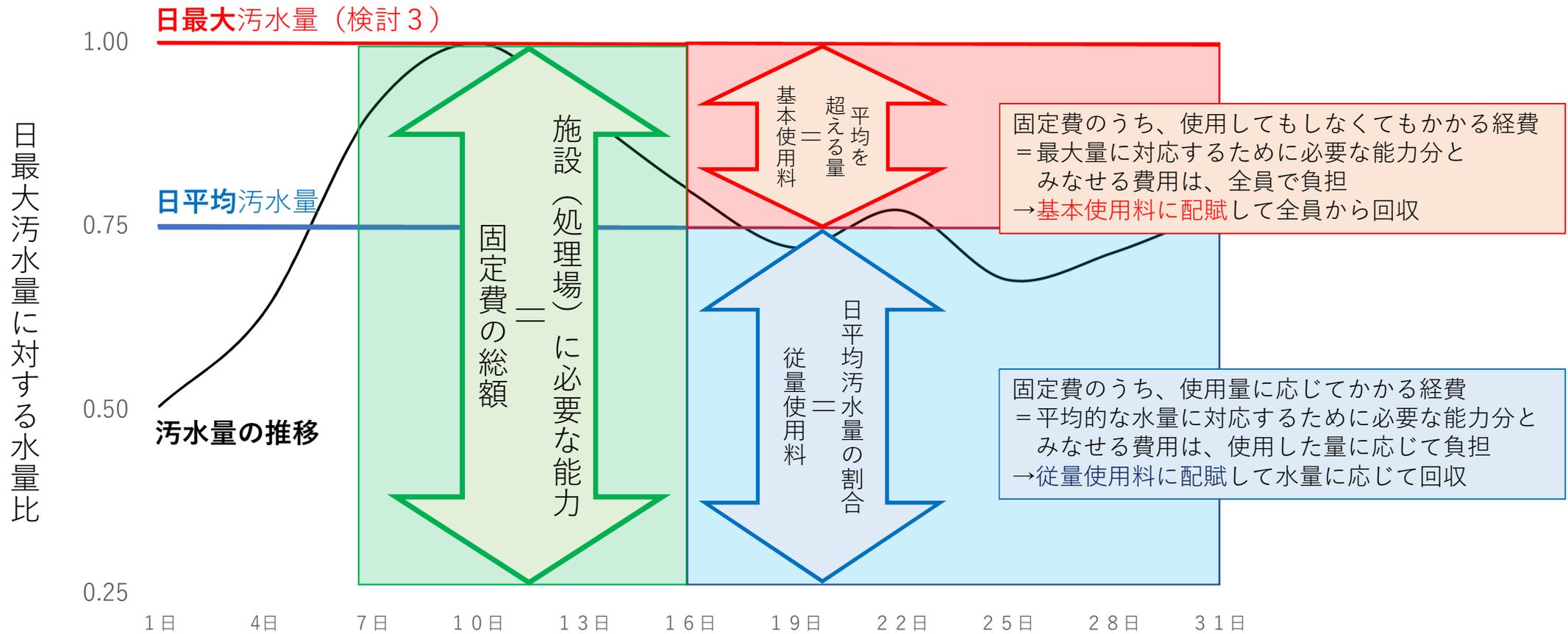
※R6年度調定データを元に再計算

	基本使用料への配賦方法	算定方法	基本使用料 (2か月、 税抜き)	基本使用料/ 使用料収入 (%)	基本 使用料 改定率	基本使用料としての評価
検討1	使用料算定の原則	需要家費と 固定費の100% を基本使用料に配賦	3,900円	50.5%	7.8倍	需要家費と固定費は基本使用料で賄うという原則に忠実な形
		県内平均	2,600円	37.6%	5.2倍	
検討2	需要の変動に基づく配賦 (日平均：時間最大)	固定費の50% (※57%) を基本使用料に配賦	2,450円	35.1%	4.8倍	管路とポンプの処理能力を考慮しており、処理場を持たないつくば市に最も適した形
		類似団体平均	2,050円	30.3%	2.6倍	
検討3	需要の変動に基づく配賦 (日平均：日最大)	固定費の25% (※35.6%) を基本使用料に配賦	1,700円	24.1%	3.4倍	処理場を有する場合の算定方法ではあるが、需要の変動を考慮した形
検討3.5		検討3と検討4の中間値	1,300円	18.8%	2.6倍	第3回審議会中の意見より
検討4	固定費の費目の一部を配賦	固定費の14% (管路・ポンプ場以外の経費) を基本使用料に配賦	950円	13.1%	1.9倍	固定費のうち、性質上基本使用料に配賦すべき最低限の費用 (職員給与費、流域維持管理負担金) のみを基本使用料に配賦した形
検討5	平均改定率	平均改定率20% に合わせて基本使用料を設定	600円	8.9%	1.2倍	平均改定率のみを考慮した形
		現在	500円	8.1%		

※職員給与費と流域維持管理負担金については、費用の性質上全額基本使用料に配賦しているため、実際の配賦率は () 内の数値となる。

需要変動に基づく配賦の方法

検討3 固定費の基本使用料への配賦方法：需要の変動に基づく配賦



従量使用料を構成する要素

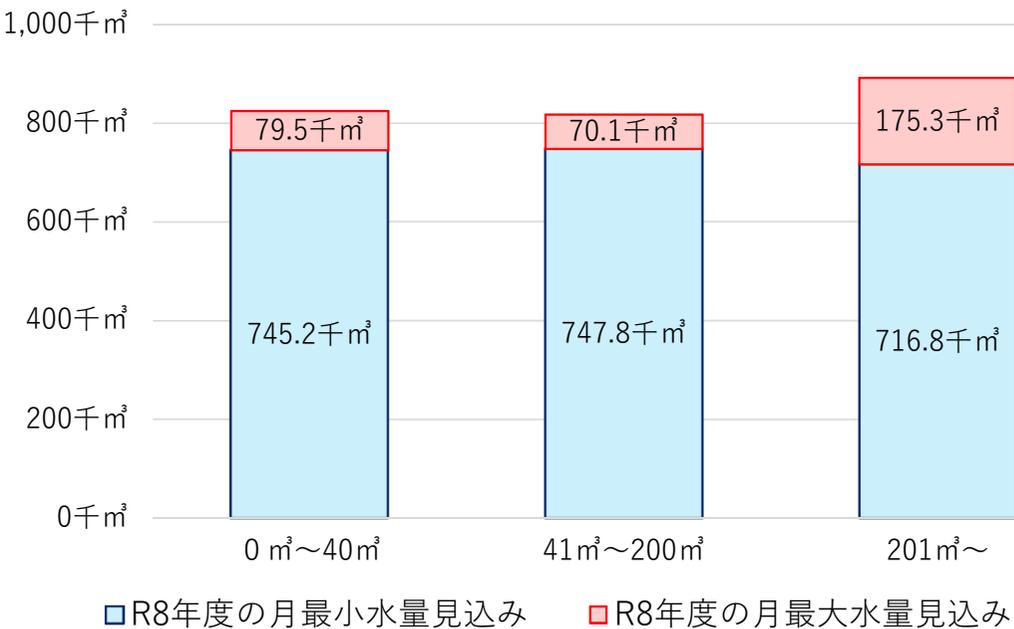
要素	説明	基本的考え方（※）	現行				県内平均	類似団体平均
水量区分	汚水の排水量の段階に対応した水量区分	3 から 9 程度のグループに区分することが一般的	区分数 3	1 m ³ ～ 40 m ³	41 m ³ ～ 200 m ³	201 m ³ ～	区分数 4.5	区分数 5.9
従量単価	使用量の多寡に応じて、水量当たりの価格により賦課されるもの	ボリュームゾーンに分布する利用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本	最高			150円	185.8円	254.5円
			最低	130円		140円	135.1円	95.9円
累進度	使用量の増加に応じて従量単価がどの程度高くなるかを示したもの	排水需要の実態等を適切に勘案し、利用者間の負担の公平性の観点にも留意した上で設定するもの	150円 ÷ 130円 = 1.15				1.52	6.56

※国土交通省「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」及び日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」より

累進度が必要となる理由

水量区分毎の需要変動について、令和8年度の見込みは以下の通りとなる。

R4-R6水量実績に基づくR8需要変動見込み



○最大量に対応するために必要な部分においては、大口需要者の占める割合が大きい。

○常に使用が想定される部分においては、水量区分ごとの割合がほぼ一定である。

→使用者間の負担公平を図るため、適切な従量単価（累進度）を設定する必要がある。

従量使用料の算定

基本使用料が1,700円で現行の3区分の場合、水量区分毎に使用料対象経費を按分すると、以下の通りとなる。→基本使用料と区分が定めれば、需要変動を考慮した使用料体系は一意に定まる。

使用者区分	基本使用料単価 (円)	基本使用料 (千円)			従量使用料 (千円)			従量使用料単価 (円)
	①基本使用料単価 ×調定件数 =基本使用料A+B	A+B	需要家費 A	固定費B+C		変動費 D	C+D	
				基本使用料部分B	従量使用料部分C			
合計	1,700円	1,157,677	283,803	2,455,784		2,062,447	3,644,357	
0 m ³ ~40 m ³	1,700円	888,888	217,910	873,874	1,581,910	738,076	1,247,012	128.79 ⇒130円
41 m ³ ~200 m ³	1,700円	260,163	63,779	196,384	494,625	682,156	1,176,781	131.70 ⇒130円
201 m ³ ~	1,700円	8,626	2,115	6,511	578,349	642,214	1,220,564	144.53 ⇒140円

②固定費の一部(B)を基本使用料に、残り(C)を従量使用料に配賦

③Cを、常に使用が想定される部分と、最大量に対応するために必要な部分に分解し、P10の比率に基づいて配賦

④従量使用料C+Dを、各区分における有収水量で按分

下水道使用料 改定案一覧

※金額は全て2か月税抜(円)

資料2

		A				B				C				D			
現行(R8)		「基本的考え方」に基づく使用料体系のマイナス改定部分を小口側の負担軽減に充てたもの(1700円・3区分)				累進度が県内平均相当となるように調整したもの(1700円・3区分)				AとDの従量単価の中間値をとったもの(1700円・4区分)				改定率が同程度となるように調整したもの(1700円・4区分)			
基本使用料 500		基本使用料 1,700															
水量区分	従量単価(円)	水量区分	改正前単価	改正後単価	水量区分	改正前単価	改正後単価	水量区分	改正前単価	改正後単価	水量区分	改正前単価	改正後単価				
1-10㎡	130	1-10㎡	130	110	1-10㎡	130	100	1-10㎡	130	80	1-10㎡	130	50				
11-40㎡	130	11-40㎡	130	130	11-40㎡	130	140	11-40㎡	130	140	11-40㎡	130	150				
41-200㎡	140	41-200㎡	140	150	41-200㎡	140	150	41-200㎡	140	150	41-200㎡	140	160				
201㎡-	150	201㎡-	150	150	201㎡-	150	150	201㎡-	150	160	201㎡-	150	170				
累進度	1.15	累進度	1.15	1.36	累進度	1.15	1.50	累進度	1.15	2.00	累進度	1.15	3.40				
水量区分	使用料(円)	使用料(円)	改定率	差額(円)	使用料(円)	改定率	差額(円)	使用料(円)	改定率	差額(円)	使用料(円)	改定率	差額(円)				
1人世帯	10㎡ 1,800	2,800	55.6%	1,000	2,700	50.0%	900	2,500	38.9%	700	2,200	22.2%	400				
2人世帯	20㎡ 3,100	4,100	32.3%	1,000	4,100	32.3%	1,000	3,900	25.8%	800	3,700	19.4%	600				
3人世帯	40㎡ 5,700	6,700	17.5%	1,000	6,900	21.1%	1,200	6,700	17.5%	1,000	6,700	17.5%	1,000				
アパート、保育所	100㎡ 14,100	15,700	11.3%	1,600	15,900	12.8%	1,800	15,700	11.3%	1,600	16,300	15.6%	2,200				
学校、飲食店	200㎡ 28,100	30,700	9.3%	2,600	30,900	10.0%	2,800	30,700	9.3%	2,600	32,300	14.9%	4,200				
学校、スーパー	500㎡ 73,100	75,700	3.6%	2,600	75,900	3.8%	2,800	78,700	7.7%	5,600	83,300	14.0%	10,200				
研究機関、大型店舗	1,000㎡ 148,100	150,700	1.8%	2,600	150,900	1.9%	2,800	158,700	7.2%	10,600	168,300	13.6%	20,200				
大学、研究所	200,000㎡ 29,998,100	30,000,700	0.0%	2,600	30,000,900	0.0%	2,800	31,998,700	6.7%	2,000,600	33,998,300	13.3%	4,000,200				

○区分について
基本使用料増額の影響を低減するため、1～10㎡で区分を分けました。

区分を細分化して計算したところ、41～200㎡の一部の区分と201㎡～の区分の単価が逆転することがあったため、区分を統合しているケースがあります。

○従量単価について
大口側の従量単価は、単純20%改定時に180円となるため、150円(現行)～170円の幅で設定しました。

小口側は、大口側の幅と各条件を満たし、使用料収入が48億円に最も近づく値を、10円単位で調整しました。

		E				F				G				(参考)			
現行(R8)		「基本的考え方」に基づく使用料体系のマイナス改定部分を小口側の負担軽減に充てたもの(1300円・3区分)				EとGの従量単価の中間値をとったもの(1300円・4区分)				改定率が同程度となるように調整したもの(1300円・4区分)				基本使用料及び従量単価について、単に20%改定したもの(600円・3区分)			
基本使用料 500		基本使用料 1,300												基本使用料 600			
水量区分	従量単価(円)	水量区分	改正前単価	改正後単価	水量区分	改正前単価	改正後単価	水量区分	改正前単価	改正後単価	水量区分	改正前単価	改正後単価				
1-10㎡	130	1-10㎡	130	120	1-10㎡	130	110	1-10㎡	130	100	1-10㎡	130	156				
11-40㎡	130	11-40㎡	130	140	11-40㎡	130	140	11-40㎡	130	150	11-40㎡	130	156				
41-200㎡	140	41-200㎡	140	160	41-200㎡	140	160	41-200㎡	140	160	41-200㎡	140	168				
201㎡-	150	201㎡-	150	160	201㎡-	150	170	201㎡-	150	170	201㎡-	150	180				
累進度	1.15	累進度	1.15	1.33	累進度	1.15	1.55	累進度	1.15	1.70	累進度	1.15	1.15				
水量区分	使用料(円)	使用料(円)	改定率	差額(円)	使用料(円)	改定率	差額(円)	使用料(円)	改定率	差額(円)	使用料(円)	改定率	差額(円)				
1人世帯	10㎡ 1,800	2,500	38.9%	700	2,400	33.3%	600	2,300	27.8%	500	2,160	20.0%	360				
2人世帯	20㎡ 3,100	3,900	25.8%	800	3,800	22.6%	700	3,800	22.6%	700	3,720	20.0%	620				
3人世帯	40㎡ 5,700	6,700	17.5%	1,000	6,600	15.8%	900	6,800	19.3%	1,100	6,840	20.0%	1,140				
アパート、保育所	100㎡ 14,100	16,300	15.6%	2,200	16,200	14.9%	2,100	16,400	16.3%	2,300	16,920	20.0%	2,820				
学校、飲食店	200㎡ 28,100	32,300	14.9%	4,200	32,200	14.6%	4,100	32,400	15.3%	4,300	33,720	20.0%	5,620				
学校、スーパー	500㎡ 73,100	80,300	9.8%	7,200	83,200	13.8%	10,100	83,400	14.1%	10,300	87,720	20.0%	14,620				
研究機関、大型店舗	1,000㎡ 148,100	160,300	8.2%	12,200	168,200	13.6%	20,100	168,400	13.7%	20,300	177,720	20.0%	29,620				
大学、研究所	200,000㎡ 29,998,100	32,000,300	6.7%	2,002,200	33,998,200	13.3%	4,000,100	33,998,400	13.3%	4,000,300	35,997,720	20.0%	5,999,620				

○累進度について
Bは、基本使用料が1700円の場合に、累進度が県内平均(1.52)に最も近づくように調整しました。

累進度が大きい案は「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく使用料体系からの乖離が大きいため、次回の改定時に小口側への影響が大きくなります。

検討パターンの詳細①

現行(R8)

水量区分	使用者目安	基本使用料 ①	従量使用料 ②	使用料合計 ③=①+②	改定前使用料 ④	差額 ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価
10 m3	1人世帯		1,300	1,800	1,800	0	0.0%	180.0
20 m3	2人世帯		2,600	3,100	3,100	0	0.0%	155.0
30 m3	2人世帯		3,900	4,400	4,400	0	0.0%	146.7
40 m3	3人世帯		5,200	5,700	5,700	0	0.0%	142.5
50 m3	4人世帯		6,600	7,100	7,100	0	0.0%	142.0
100 m3	アパート、保育所	500	13,600	14,100	14,100	0	0.0%	141.0
200 m3	学校、飲食店		27,600	28,100	28,100	0	0.0%	140.5
500 m3	学校、スーパー		72,600	73,100	73,100	0	0.0%	146.2
1,000 m3	研究機関、大型店舗		147,600	148,100	148,100	0	0.0%	148.1
10,000 m3	大学、研究所		1,497,600	1,498,100	1,498,100	0	0.0%	149.8
100,000 m3	大学、研究所		14,997,600	14,998,100	14,998,100	0	0.0%	150.0
200,000 m3	大学、研究所		29,997,600	29,998,100	29,998,100	0	0.0%	150.0
合計(千円)			347,257 8.6%	3,711,046 91.4%	4,058,303 100.0%	4,058,303	0	0.0%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)
1-10	901,381	190,407	211.2	130
11-20	2,242,127	365,751	163.1	130
21-40	6,566,146	962,225	146.5	130
41-70	6,759,267	959,554	142.0	140
71-100	1,404,268	198,326	141.2	140
101-200	810,476	114,088	140.8	140
201-500	907,249	130,548	143.9	150
501-1000	770,630	113,578	147.4	150
1001-	6,770,681	1,013,324	149.7	150
合計	27,132,225	4,058,303	149.6	
累進度				1.15

B
累進度が県内平均相当となるように調整したものの(1700円・3区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m3	1人世帯		1,000	2,700	1,800	900	50.0%	270.0
20 m3	2人世帯		2,400	4,100	3,100	1,000	32.3%	205.0
30 m3	2人世帯		3,800	5,500	4,400	1,100	25.0%	183.3
40 m3	3人世帯		5,200	6,900	5,700	1,200	21.1%	172.5
50 m3	4人世帯		6,700	8,400	7,100	1,300	18.3%	168.0
100 m3	アパート、保育所	1,700	14,200	15,900	14,100	1,800	12.8%	159.0
200 m3	学校、飲食店		29,200	30,900	28,100	2,800	10.0%	154.5
500 m3	学校、スーパー		74,200	75,900	73,100	2,800	3.8%	151.8
1,000 m3	研究機関、大型店舗		149,200	150,900	148,100	2,800	1.9%	150.9
10,000 m3	大学、研究所		1,499,200	1,500,900	1,498,100	2,800	0.2%	150.1
100,000 m3	大学、研究所		14,999,200	15,000,900	14,998,100	2,800	0.0%	150.0
200,000 m3	大学、研究所		29,999,200	30,000,900	29,998,100	2,800	0.0%	150.0
合計(千円)			1,180,674 24.4%	3,661,353 75.6%	4,842,027 100.0%	4,058,303	783,724	19.3%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	区分毎改定率
1-10	901,381	374,817	415.8	100	130	96.9%
11-20	2,242,127	507,011	226.1	140	130	38.6%
21-40	6,566,146	1,201,690	183.0	140	130	24.9%
41-70	6,759,267	1,133,201	167.7	150	140	18.1%
71-100	1,404,268	226,204	161.1	150	140	14.1%
101-200	810,476	127,164	156.9	150	140	11.5%
201-500	907,249	138,710	152.9	150	150	6.3%
501-1000	770,630	116,549	151.2	150	150	2.6%
1001-	6,770,681	1,016,681	150.2	150	150	0.3%
合計	27,132,225	4,842,027	178.5			19.3%
累進度				1.50	1.15	

(参考)
「基本的考え方」に基づき算定した使用料体系(1700円・7区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m3	1人世帯		1,300	3,000	1,800	1,200	66.7%	300.0
20 m3	2人世帯		2,540	4,240	3,100	1,140	36.8%	212.0
30 m3	2人世帯		3,840	5,540	4,400	1,140	25.9%	184.7
40 m3	3人世帯		5,140	6,840	5,700	1,140	20.0%	171.0
50 m3	4人世帯		6,710	8,410	7,100	1,310	18.5%	168.2
100 m3	アパート、保育所	1,700	14,170	15,870	14,100	1,770	12.6%	158.7
200 m3	学校、飲食店		26,470	28,170	28,100	70	0.2%	140.9
500 m3	学校、スーパー		65,470	67,170	73,100	-5,930	-8.1%	134.3
1,000 m3	研究機関、大型店舗		135,970	137,670	148,100	-10,430	-7.0%	137.7
10,000 m3	大学、研究所		1,386,970	1,388,670	1,498,100	-109,430	-7.3%	138.9
100,000 m3	大学、研究所		13,896,970	13,898,670	14,998,100	-1,099,430	-7.3%	139.0
200,000 m3	大学、研究所		27,796,970	27,798,670	29,998,100	-2,199,430	-7.3%	139.0
合計(千円)			1,180,674 24.6%	3,624,424 75.4%	4,805,098 100.0%	4,058,303	746,795	18.4%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	区分毎改定率
1-10	901,381	401,859	445.8	130	130	111.1%
11-20	2,242,127	539,469	240.6	124	130	47.5%
21-40	6,566,146	1,209,895	184.3	130	130	25.7%
41-70	6,759,267	1,135,442	168.0	157	140	18.3%
71-100	1,404,268	227,636	162.1	144	140	14.8%
101-200	810,476	121,876	150.4	123	140	6.8%
201-500	907,249	124,267	137.0	130	150	-4.8%
501-1000	770,630	105,125	136.4	141	150	-7.4%
1001-	6,770,681	939,529	138.8	139	150	-7.3%
合計	27,132,225	4,805,098	177.1			18.4%
累進度				1.28	1.15	

C
AとDの従量単価の中間値をとったものの(1700円・4区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m3	1人世帯		800	2,500	1,800	700	38.9%	250.0
20 m3	2人世帯		2,200	3,900	3,100	800	25.8%	195.0
30 m3	2人世帯		3,600	5,300	4,400	900	20.5%	176.7
40 m3	3人世帯		5,000	6,700	5,700	1,000	17.5%	167.5
50 m3	4人世帯		6,500	8,200	7,100	1,100	15.5%	164.0
100 m3	アパート、保育所	1,700	14,000	15,700	14,100	1,600	11.3%	157.0
200 m3	学校、飲食店		29,000	30,700	28,100	2,600	9.3%	153.5
500 m3	学校、スーパー		77,000	78,700	73,100	5,600	7.7%	157.4
1,000 m3	研究機関、大型店舗		157,000	158,700	148,100	10,600	7.2%	158.7
10,000 m3	大学、研究所		1,597,000	1,598,700	1,498,100	100,600	6.7%	159.9
100,000 m3	大学、研究所		15,997,000	15,998,700	14,998,100	1,000,600	6.7%	160.0
200,000 m3	大学、研究所		31,997,000	31,998,700	29,998,100	2,000,600	6.7%	160.0
合計(千円)			1,180,674 24.6%	3,612,050 75.4%	4,792,724 100.0%	4,058,303	734,421	18.1%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	区分毎改定率
1-10	901,381	356,789	395.8	80	130	87.4%
11-20	2,242,127	477,301	212.9	140	130	30.5%
21-40	6,566,146	1,158,239	176.4	140	130	20.4%
41-70	6,759,267	1,106,687	163.7	150	140	15.3%
71-100	1,404,268	222,746	158.6	150	140	12.3%
101-200	810,476	125,921	155.4	150	140	10.4%
201-500	907,249	141,370	155.8	160	150	8.3%
501-1000	770,630	121,921	158.2	160	150	7.3%
1001-	6,770,681	1,081,750	159.8	160	150	6.8%
合計	27,132,225	4,792,724	176.6			18.1%
累進度				2.00	1.15	

A
「基本的考え方」に基づく使用料体系のマイナス改定部分を小口側の負担軽減に充てたもの(1700円・3区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m3	1人世帯		1,100	2,800	1,800	1,000	55.6%	280.0
20 m3	2人世帯		2,400	4,100	3,100	1,000	32.3%	205.0
30 m3	2人世帯		3,700	5,400	4,400	1,000	22.7%	180.0
40 m3	3人世帯		5,000	6,700	5,700	1,000	17.5%	167.5
50 m3	4人世帯		6,500	8,200	7,100	1,100	15.5%	164.0
100 m3	アパート、保育所	1,700	14,000	15,700	14,100	1,600	11.3%	157.0
200 m3	学校、飲食店		29,000	30,700	28,100	2,600	9.3%	153.5
500 m3	学校、スーパー		74,000	75,700	73,100	2,600	3.6%	151.4
1,000 m3	研究機関、大型店舗		149,000	150,700	148,100	2,600	1.8%	150.7
10,000 m3	大学、研究所		1,499,000	1,500,700	1,498,100	2,600	0.2%	150.1
100,000 m3	大学、研究所		14,999,000	15,000,700	14,998,100	2,600	0.0%	150.0
200,000 m3	大学、研究所		29,999,000	30,000,700	29,998,100	2,600	0.0%	150.0
合計(千円)			1,180,674 24.6%	3,623,195 75.4%	4,803,869 100.0%	4,058,303	745,566	18.4%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	区分毎改定率
1-10	901,381	383,831	425.8	110	130	101.6%
11-20	2,242,127	514,300	229.4	130	130	40.6%
21-40	6,566,146	1,179,479	179.6	130	130	22.6%
41-70	6,759,267	1,106,687	163.7	150	140	15.3%
71-100	1,404,268	222,746	158.6	150	140	12.3%
101-200	810,476	125,921	155.4	150	140	10.4%
201-500	907,249	138,127	152.2	150	150	5.8%
501-1000	770,630	116,337	151.0	150	150	2.4%
1001-	6,770,681	1,016,441	150.1	150	150	0.3%
合計	27,132,225	4,803,869	177.1			18.4%
累進度				1.36	1.15	

D
改定率が同程度となるように調整したものの(1700円・4区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m ³)
10 m3	1人世帯		500	2,200	1,800	400	22.2%	220.0
20 m3	2人世帯		2,000	3,700	3,100	600	19.4%	185.0
30 m3	2人世帯		3,500	5,200	4,400	800	18.2%	173.3
40 m3	3人世帯		5,000	6,700				

検討パターンの詳細②

現行(R8)

水量区分	使用者目安	基本使用料 ①	従量使用料 ②	使用料合計 ③=①+②	改定前使用料 ④	差額 ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価
10 m3	1人世帯		1,300	1,800	1,800	0	0.0%	180.0
20 m3	2人世帯		2,600	3,100	3,100	0	0.0%	155.0
30 m3	2人世帯		3,900	4,400	4,400	0	0.0%	146.7
40 m3	3人世帯		5,200	5,700	5,700	0	0.0%	142.5
50 m3	4人世帯		6,600	7,100	7,100	0	0.0%	142.0
100 m3	アパート、保育所	500	13,600	14,100	14,100	0	0.0%	141.0
200 m3	学校、飲食店		27,600	28,100	28,100	0	0.0%	140.5
500 m3	学校、スーパー		72,600	73,100	73,100	0	0.0%	146.2
1,000 m3	研究機関、大型店舗		147,600	148,100	148,100	0	0.0%	148.1
10,000 m3	大学、研究所		1,497,600	1,498,100	1,498,100	0	0.0%	149.8
100,000 m3	大学、研究所		14,997,600	14,998,100	14,998,100	0	0.0%	150.0
200,000 m3	大学、研究所		29,997,600	29,998,100	29,998,100	0	0.0%	150.0
合計(千円)			347,257 8.6%	3,711,046 91.4%	4,058,303 100.0%	4,058,303	0	0.0%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	区分毎改定率
1-10	901,381	190,407	211.2	130		
11-20	2,242,127	365,751	163.1	130		
21-40	6,566,146	962,225	146.5	130		
41-70	6,759,267	959,554	142.0	140		
71-100	1,404,268	198,326	141.2	140		
101-200	810,476	114,088	140.8	140		
201-500	907,249	130,548	143.9	150		
501-1000	770,630	113,578	147.4	150		
1001-	6,770,681	1,013,324	149.7	150		
合計	27,132,225	4,058,303	149.6	0		
累進度				1.15		

F
EとGの従量単価の中間値をとったもの(1300円・4区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)
10 m3	1人世帯		1,100	2,400	1,800	600	33.3%	240.0
20 m3	2人世帯		2,500	3,800	3,100	700	22.6%	190.0
30 m3	2人世帯		3,900	5,200	4,400	800	18.2%	173.3
40 m3	3人世帯		5,300	6,600	5,700	900	15.8%	165.0
50 m3	4人世帯		6,900	8,200	7,100	1,100	15.5%	164.0
100 m3	アパート、保育所	1,300	14,900	16,200	14,100	2,100	14.9%	162.0
200 m3	学校、飲食店		30,900	32,200	28,100	4,100	14.6%	161.0
500 m3	学校、スーパー		81,900	83,200	73,100	10,100	13.8%	166.4
1,000 m3	研究機関、大型店舗		166,900	168,200	148,100	20,100	13.6%	168.2
10,000 m3	大学、研究所		1,696,900	1,698,200	1,498,100	200,100	13.4%	169.8
100,000 m3	大学、研究所		16,996,900	16,998,200	14,998,100	2,000,100	13.3%	170.0
200,000 m3	大学、研究所		33,996,900	33,998,200	29,998,100	4,000,100	13.3%	170.0
合計(千円)			902,868 18.8%	3,906,935 81.2%	4,809,803 100.0%	4,058,303	751,500	18.5%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	区分毎改定率
1-10	901,381	316,848	351.5	110	130	66.4%
11-20	2,242,127	462,446	206.3	140	130	26.4%
21-40	6,566,146	1,136,514	173.1	140	130	18.1%
41-70	6,759,267	1,107,996	163.9	160	140	15.5%
71-100	1,404,268	228,141	162.5	160	140	15.0%
101-200	810,476	130,919	161.5	160	140	14.8%
201-500	907,249	148,985	164.2	170	150	14.1%
501-1000	770,630	129,097	167.5	170	150	13.7%
1001-	6,770,681	1,148,857	169.7	170	150	13.4%
合計	27,132,225	4,809,803	177.3	-	-	18.5%
累進度				1.55	1.15	

(参考)
「基本的考え方」に基づき算定した使用料体系(1300円・7区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)
10 m3	1人世帯		1,390	2,690	1,800	890	49.4%	269.0
20 m3	2人世帯		2,710	4,010	3,100	910	29.4%	200.5
30 m3	2人世帯		4,110	5,410	4,400	1,010	23.0%	180.3
40 m3	3人世帯		5,510	6,810	5,700	1,110	19.5%	170.3
50 m3	4人世帯		7,220	8,520	7,100	1,420	20.0%	170.4
100 m3	アパート、保育所	1,300	15,320	16,620	14,100	2,520	17.9%	166.2
200 m3	学校、飲食店		28,520	29,820	28,100	1,720	6.1%	149.1
500 m3	学校、スーパー		70,220	71,520	73,100	-1,580	-2.2%	143.0
1,000 m3	研究機関、大型店舗		146,720	148,020	148,100	-80	-0.1%	148.0
10,000 m3	大学、研究所		1,496,720	1,498,020	1,498,100	-80	0.0%	149.8
100,000 m3	大学、研究所		14,996,720	14,998,020	14,998,100	-80	0.0%	150.0
200,000 m3	大学、研究所		29,996,720	29,998,020	29,998,100	-80	0.0%	150.0
合計(千円)			902,868 18.8%	3,896,374 81.2%	4,799,242 100.0%	4,058,303	740,939	18.3%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	区分毎改定率
1-10	901,381	342,988	380.5	139	130	80.1%
11-20	2,242,127	499,472	222.8	132	130	36.6%
21-40	6,566,146	1,182,137	180.0	140	130	22.9%
41-70	6,759,267	1,151,857	170.4	171	140	20.0%
71-100	1,404,268	236,705	168.6	156	140	19.4%
101-200	810,476	128,238	158.2	132	140	12.4%
201-500	907,249	131,995	145.5	139	150	1.1%
501-1000	770,630	112,622	146.1	153	150	-0.8%
1001-	6,770,681	1,013,228	149.6	150	150	0.0%
合計	27,132,225	4,799,242	176.9	-	-	18.3%
累進度				1.30	1.15	

G
改定率が同程度となるように調整したもの(1300円・4区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)
10 m3	1人世帯		1,000	2,300	1,800	500	27.8%	230.0
20 m3	2人世帯		2,500	3,800	3,100	700	22.6%	190.0
30 m3	2人世帯		4,000	5,300	4,400	900	20.5%	176.7
40 m3	3人世帯		5,500	6,800	5,700	1,100	19.3%	170.0
50 m3	4人世帯		7,100	8,400	7,100	1,300	18.3%	168.0
100 m3	アパート、保育所	1,300	15,100	16,400	14,100	2,300	16.3%	164.0
200 m3	学校、飲食店		31,100	32,400	28,100	4,300	15.3%	162.0
500 m3	学校、スーパー		82,100	83,400	73,100	10,300	14.1%	166.8
1,000 m3	研究機関、大型店舗		167,100	168,400	148,100	20,300	13.7%	168.4
10,000 m3	大学、研究所		1,697,100	1,698,400	1,498,100	200,300	13.4%	169.8
100,000 m3	大学、研究所		16,997,100	16,998,400	14,998,100	2,000,300	13.3%	170.0
200,000 m3	大学、研究所		33,997,100	33,998,400	29,998,100	4,000,300	13.3%	170.0
合計(千円)			902,868 18.6%	3,945,094 81.4%	4,847,962 100.0%	4,058,303	789,659	19.5%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	区分毎改定率
1-10	901,381	307,834	341.5	100	130	61.7%
11-20	2,242,127	455,158	203.0	150	130	24.4%
21-40	6,566,146	1,158,725	176.5	150	130	20.4%
41-70	6,759,267	1,134,509	167.8	160	140	18.2%
71-100	1,404,268	231,600	164.9	160	140	16.8%
101-200	810,476	132,162	163.1	160	140	15.8%
201-500	907,249	149,568	164.9	170	150	14.6%
501-1000	770,630	129,309	167.8	170	150	13.9%
1001-	6,770,681	1,149,097	169.7	170	150	13.4%
合計	27,132,225	4,847,962	178.7	-	-	19.5%
累進度				1.70	1.15	

E
「基本的考え方」に基づく使用料体系のマイナス改定部分を小口側の負担軽減に充てたもの(1300円・3区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)
10 m3	1人世帯		1,200	2,500	1,800	700	38.9%	250.0
20 m3	2人世帯		2,600	3,900	3,100	800	25.8%	195.0
30 m3	2人世帯		4,000	5,300	4,400	900	20.5%	176.7
40 m3	3人世帯		5,400	6,700	5,700	1,000	17.5%	167.5
50 m3	4人世帯		7,000	8,300	7,100	1,200	16.9%	166.0
100 m3	アパート、保育所	1,300	15,000	16,300	14,100	2,200	15.6%	163.0
200 m3	学校、飲食店		31,000	32,300	28,100	4,200	14.9%	161.5
500 m3	学校、スーパー		79,000	80,300	73,100	7,200	9.8%	160.6
1,000 m3	研究機関、大型店舗		159,000	160,300	148,100	12,200	8.2%	160.3
10,000 m3	大学、研究所		1,599,000	1,600,300	1,498,100	102,200	6.8%	160.0
100,000 m3	大学、研究所		15,999,000	16,000,300	14,998,100	1,002,200	6.7%	160.0
200,000 m3	大学、研究所		31,999,000	32,000,300	29,998,100	2,002,200	6.7%	160.0
合計(千円)			902,868 18.8%	3,894,519 81.2%	4,797,387 100.0%	4,058,303	739,084	18.2%

水量区分	有収水量(m)	使用料収入(千円)	使用料単価(円)	従量単価(円)	改定前従量単価(円)	区分毎改定率
1-10	901,381	325,862	361.5	120	130	71.1%
11-20	2,242,127	477,301	212.9	140	130	30.5%
21-40	6,566,146	1,158,239	176.4	140	130	20.4%
41-70	6,759,267	1,121,253	165.9	160	140	16.9%
71-100	1,404,268	229,871	163.7	160	140	15.9%
101-200	810,476	131,540	162.3	160	140	15.3%
201-500	907,249	146,034	161.0	160	150	11.9%
501-1000	770,630	123,619	160.4	160	150	8.8%
1001-	6,770,681	1,083,668	160.1	160	150	6.9%
合計	27,132,225	4,797,387	176.8	-	-	18.2%
累進度				1.33	1.15	

(参考)
基本使用料及び従量単価について、単に20%改定したもの(600円・3区分)

水量区分	使用者目安	基本使用料(円) ①	従量使用料(円) ②	使用料合計(円) ③=①+②	改定前使用料(円) ④	差額(円) ③-④	改定率 ③/④*100	使用料単価 (円/m3)
10 m3	1人世帯		1,560	2,160	1,800	360	20.0%	216.0
20 m3	2人世帯		3,120	3,720	3,100	620	20.0%	186.0
30 m3	2人世帯							

スケジュール

開催時期等			主な審議事項	備考
令和7年	1月28日(火)	第1回	諮問 下水道使用料の改定について	
	2月26日(水)	第2回	使用料体系について 使用料対象経費の配賦について	
	3月26日(水)	第3回	基本使用料と従量使用料について	
	5月16日(金)	第4回	基本使用料と従量使用料について 累進度と累進段階について	
	6月2日(月)	第5回	従量使用料について 累進度と累進段階について	
	7月3日(木)	第6回	答申について	
	9月	—	下水道条例改正案を市議会に提出	